


平成16年第4回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成16年12月19日
閉会 平成16年12月21日

上富良野町議会

目 次

第 1 号(12月19日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件	5
日程第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件	6
日程第 7 報告第4号 議員派遣結果報告の件	9
日程第 8 町の一般行政について質問	9
5番 小 野 忠 君	9
1 選挙公約について	
2 企業振興措置条例の見直しについて	
13番 村 上 和 子 君	11
1 3期目の課題と公約について	
2 特別支援児に対する体制について	
12番 金 子 益 三 君	18
1 行財政改革における各補助金団体の統廃合について	
2 陸上自衛隊上富良野駐屯地削減対策について	
3 児童・生徒の登下校時の安全対策について	
11番 中 村 有 秀 君	23
1 樹木の保護対策について	
2 以前の定例議会一般質問のその後の措置状況について	
3 町立病院の血液製剤フィブリノゲンの使用について	
4番 梨 澤 節 三 君	35
1 市町村合併について	
2 道から市町村への事務・権限の移譲について	
3 交通安全について	
4 住民自治制について	
散 会 宣 告	42

目 次

第 2 号 (12月20日)

議 事 日 程	4 5
出 席 議 員	4 5
欠 席 議 員	4 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 5
議会事務局出席職員	4 5
開 議 宣 告	4 6
諸 般 の 報 告	4 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 6
日程第 2 町の一般行政について質問	4 6
15番 向山富夫君	4 6
1 産業基盤の強化策と町の活性化について	
2 これからの高齢者介護のあり方について	
9番 米沢義英君	5 2
1 新年度の予算編成について	
2 収入役制度の見直しについて	
3 上富良野小学校の改築について	
4 学童保育について	
5 保育行政について	
6 特認校の通学支援について	
7 登下校時の防犯対策について	
日程第 3 認定第 1号 平成16年第3回定例会付託 議案第6号 平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認 定の件	6 2
日程第 4 認定第 2号 平成16年第3回定例会付託 議案第7号 平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件 ...	6 2
散 会 宣 告	6 3

目 次

第 3 号 (12月21日)

議 事 日 程	6 5
出 席 議 員	6 5
遅 参 議 員	6 5
欠 席 議 員	6 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名	6 5
議会事務局出席職員	6 6
開 議 宣 告	6 7
諸 般 の 報 告	6 7
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 7
日程第 2 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	6 7
日程第 3 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)	7 2
日程第 4 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2 号)	7 3
日程第 5 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2 号)	7 3
日程第 6 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)	7 5
日程第 7 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	7 6
日程第 8 議案第 7号 平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	7 6
日程第 9 議案第 8号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	7 7
日程第10 議案第 9号 上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例	7 8
日程第11 議案第10号 上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	7 9
日程第12 議案第11号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	8 0
日程第13 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事(ポロピナイ川)(H16国債) 請負契約締結の件	9 2
日程第14 議案第13号 旭野川砂防工事(H16国債)請負契約締結の件	9 2
日程第15 発議案第1号 北方領土問題の解決促進に関する意見の件	9 3
日程第16 発議案第2号 陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件	9 4
日程第17 発議案第3号 「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する 検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求 める意見の件	9 8
日程第18 発議案第4号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見の件	9 9
日程第19 閉会中の継続調査申出の件	9 9
町長あいさつ	9 9
議長あいさつ	1 0 0
閉 会 宣 告	1 0 1

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	12月21日	原 案 可 決
2	平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
3	平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	12月21日	原 案 可 決
4	平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月21日	原 案 可 決
5	平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
6	平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月21日	原 案 可 決
7	平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	12月21日	原 案 可 決
8	平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	12月21日	原 案 可 決
9	上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例	12月21日	原 案 可 決
10	上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	12月21日	原 案 可 決
11	上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例	12月21日	原 案 可 決
12	南部地区土砂流出対策工事(ポロピナイ川)(H16国債)請負契約締結の件	12月21日	原 案 可 決
13	旭野川砂防工事(H16国債)請負契約締結の件	12月21日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成16年第3回定例会付託 議案第6号 平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月20日	認 定 可 決
2	平成16年第3回定例会付託 議案第7号 平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月20日	認 定 可 決
	行 政 報 告	12月19日	
	町の一般行政について質問	12月19日 12月20日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月19日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月19日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月19日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月19日	報 告
	発 議		
1	北方領土問題の解決促進に関する意見の件	12月21日	原 案 可 決
2	陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件	12月21日	原 案 可 決
3	「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見の件	12月21日	原 案 可 決
4	平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見の件	12月21日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月21日	原 案 可 決

平成16年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成16年12月19日（日曜日）

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名の件
第2 会期決定の件 12月19日～21日 3日間
第3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
第4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
第5 報告第2号 町内行政調査報告の件
第6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件
総務文教常任委員長 向山富夫君
厚生常任委員長 村上和子君
第7 報告第4号 議員派遣結果報告の件
第8 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダーハイツ所長			

議会議務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会

(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月16日告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営につき、11月30日、12月14日及び15日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし議案第13号までの13件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第4号までの4件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査報告がありました。

総務文教、厚生常任委員長より、委員会所管事務調査の報告がありました。

議会運営委員長より、議員派遣結果の報告がありました。

平成16年第3回定例会において付託の議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件について、それぞれ決算特別委員長より審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

今期定例会までに受理いたしました陳情、要望の件数は13件であります。その要旨は、さきにお配

りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、小野忠議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日お手元にお配りしたとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっており、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりですので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 米 沢 義 英 君

10番 仲 島 康 行 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの3日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの3日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例

議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。この機会に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

まず初めに、私、11月28日に執行の上富良野町長選挙におきまして、町民の皆様を初め、多くの方々から心温まる御厚情と力強い御支援を賜り、引き続き3期目の町政の重責を担わせていただくことと相なりました。

大変厳しい選挙でありましたが、私が従来から取り組んでまいりました行財政改革につきまして、今回の国、地方を取り巻く極めて厳しい行財政環境のもとで、引き続き、さらなる行財政改革に向けて推進していくことで、町民の方々の信任が得られたものと考えているところであります。

町民皆様から寄せられました信頼と期待にこたえるため、また御批判も謙虚に受けとめ、新たな決意と情熱を持って、我が郷土のまちづくりのために誠心誠意全力を尽くしてまいり所存でございます。

どうか今後とも議員各位並びに町民皆様の変わらぬ御支援と御協力を賜りますよう、この機会をおかりいたしましてお願いを申し上げる次第であります。

次に、11月30日から12月3日にかけて上京して、全国観光地所在町村協議会総会、その後、東京富良野会総会、翌日の2日には、全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。

3日には、北海道における自衛隊削減の見直しを求める中央要望結団式に参加し、防衛庁、財務省、衆・参の国会議員、自民党本部など、関係機関に要望運動を行ってまいりました。

次に、11月6日、平成16年度の町表彰式を新設間もない保健福祉総合センターで挙行いたしました。菅野学名誉町民を初め、多くの皆様の御列席をいただき、町の関係では社会貢献賞9名、善行賞3団体と4名、勤続表彰2名、国保優良家庭4名の表彰をさせていただき、さらに感謝状を1名と1団体に贈呈いたしました。

また、教育委員会関係では、スポーツ功労賞4名、スポーツ奨励賞2団体と14名、科学技術奨励賞1名、特別教育賞1名の表彰をいたしましたところであります。

次に、新潟県で発生いたしました中越地震被災者への対応であります。上川支庁管内町村会におきまして、お見舞いについての対応が協議され、1町村10万円をお見舞いとして送ることで決定いたしました。管内20カ町村分200万円を、町村会で積み立てしてありました財政調整基金より支出しまして、お見舞いとして送ったところであります。

このことから、各町村個々には対応はしないことを申し合わせたところであります。

次に、行財政改革実施計画については、今春策定いたしました新行財政改革基本方針に基づき、平成16年度から20年度までの5年間を計画期間として、9月30日に策定いたしました。

同計画の策定に当たっては、行財政改革推進町民会議で議論いただくとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施しながら策定したところであります。

議員各位へは、同計画を既にお配りいたしましたところでありますが、今後ますます厳しさが予想される行財政環境にあって、計画の着実な推進に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、11月17日、地方6団体が東京で開催した地方分権推進総決起大会に、助役が多くの自治体とともに出席したので報告いたします。

ここでは、国が三位一体改革の全体像を取りまとめるのに当たり、真の地方分権改革の推進を目指し、地方6団体がまとめた改革案を確実に盛り込むことを求める集会であります。この場で改めて補助金改革と税源移譲を一体的、確実に実施することや、地方交付税による確実な財源調整など、5項目にわたる緊急決議を行ったところであります。

次に、自衛隊関係であります。9月26日、上富良野多田弾薬支処創立48周年記念祝賀会がプラザトミヤマで、歴代支処長を初め多数の御来賓、町民とともにお祝いをしたところであります。また、富良野地方自衛隊協力会及び上富良野町を代表して祝辞を述べたところであります。

次に、10月9日、北部方面後方支援連隊創隊4周年記念行事、10月17日、北部方面52周年記念行事にそれぞれ出席し、また11月7日に防衛庁自衛隊50周年記念が陸上自衛隊朝霞訓練所において内閣総理大臣出席のもと、多数の御来賓、招待者とともにお祝いをいたしましたところであります。

11月7日、自衛隊旭川地方連絡部創立48周年記念祝賀会が旭川市のロイヤルマリエールフォーレで開催され、助役が富良野地方自衛隊協力会及び上富良野町を代表して、多数の御来賓、市民とともにお祝いをいたしましたところであります。

次に、11月25日から26日にかけて、平成17年度の基地関係、基地交付金、防衛施設周辺整備等に関する中央要望として、助役が全道61市町村を代表し、北海道基地協議会役員とともに、総務省、財務省、防衛庁に基地所在地等による行財政上の果たすべき役割はますます大きくなりつつあり、基地所在地等の負担を補うためにも、基地関係予算の要求を行ってきたところであります。引き続き駐

屯地と基地の町としての協力関係を維持し、防衛予算確保に努めてまいります。

次に、新防衛大綱策定に伴い、北海道における自衛隊削減にかかわる要望運動を、11月11日、12月3日の2回にわたり、自民党、公明党、防衛庁、財務省に、駐屯地が所在する市町村長と自衛隊削減反対要望運動を行ってきたところでもあります。

また、12月6日、札幌市において、道内の自治体や経済団体など、道内各地より1,600名の道民の皆様が参加をし、北海道における自衛隊削減に反対する総決起大会が行われ、上富良野町からも80名の町民参加のもと、出席したところでもあります。このことについては、本町の経済基盤や自然災害の救助活動などのまちづくりに多大な影響が出ることから、強力に今後も関係団体と協議をしながら削減反対運動を行ってまいります。

次に、農業関係であります。今年の農作物の生育状況については、5月に入ってから降雨の日が続き、は種作業等はおくれ気味で経過いたしておりましたが、6月に入り好天が続き、生育のおくれを取り戻していると聞き及んでおりましたが、全般的に記録的な高温続きで、生育の進み過ぎによる収穫量の減収、また台風18号による倒伏、脱粒等の被害が発生したところでもあります。ここに改めて、台風18号で被害を受けられた農業者の皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、水稲においては、高温により糖熟度が進み、収穫作業は早まったものの、茎数は平年を下回り、収穫減となったところでもあります。

畑作物においては、平年作を上回る秋まき小麦と一部の作物を除き、ビート、タマネギ等は高温小雨から生育は抑制傾向にあり、収穫減につながるものと心配をいたしているところでもあります。

馬鈴薯、ビートなど最終の状況には至っておりませんが、台風18号により被害を受けた農業者に対し、希望に応じ、次年度以降の再生産のための資金融資等の支援を行ってまいります。

次に、本年度のパークゴルフ場の利用状況であります。連日、町民の皆様を初め、近隣市町村から愛好者が訪れ、4月24日から11月7日までの198日間で3万7,869名、1日平均191名の方々にプレーを楽しんでいただき、閉鎖したところでもあります。

次に、第41回を迎えました町総合文化祭についてであります。10月29日から31日までの3日間、社会教育総合センターを会場に開催したところでもあります。日ごろの文化活動の発表の場として、文化連盟初め多くの皆様の作品展示や芸能発表

などが行われました。期間中、2,827人の町民の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

次に、健康づくりと福祉活動の拠点施設として、平成15年度、16年度の2カ年計画で建設を進めてまいりました保健福祉総合センター「かみん」についてであります。9月末に工事が完成し、施設の引き渡しを受け、その後1カ月間、町民への施設見学会や物品の購入、備えつけ、事務所の移転等、開所に向けた諸準備を進めまして、11月1日にオープンいたしましたところでもあります。

オープンしてから1カ月余りが経過いたしました。11月分の利用状況につきましては、健康遊浴施設のプール、浴室関係が、水中運動教室参加者、一般利用者合わせて1,985名、多目的ホールの利用が各種行事や介護予防教室などで1,636名、各団体の会議、研修会利用が896名など、施設全体で5,690名、1日平均190名の御利用をいただいている状況にあります。

今後も本施設の機能を効率的に活用して、多くの町民の方々が利用していただけるよう、施設運営に意を注いでまいります。

次に、デイサービス事業についてであります。今後ますます高齢化が進み、在宅サービスの需要が見込まれますことから、11月1日から保健福祉総合センター内に、新たに民間法人の運営によりますデイサービス「かみん」が開設されました。このことによりまして、ラベンダーハイツで運営しておりました、草分、富原、島津地区のサテライト事業を、10月31日をもって廃止したところでもあります。

今後のデイサービスにつきましては、ラベンダーハイツと「かみん」の2カ所で実施し、ラベンダーハイツでは1日のサービス時間を、従来の5時間30分から1時間延長し6時間30分の提供時間として、在宅サービスの充実を図ったところでもあります。

新しい体制につきましては、サテライト事業対象者も含め、今まで御利用いただいております利用者の皆様方の御理解と各事業所のケアマネージャーの御協力を得まして、スムーズに移行したものと考えているところでもあります。

11月の1日平均の利用者につきましては、ラベンダーハイツで15名、「かみん」で18名の方に御利用をいただき、従前と比較して16名の利用増となっており、双方とも当初見込みよりも多くの方に御利用をいただいているところでもあります。今後におきましても、より一層高齢者の在宅サービスの充実にも努めてまいります。

次に、町立病院勤務医師の異動についてであります。平成13年10月から勤務していましたが、8月末をもって退職することとなりました。

後任の医師につきましては、10月まで待たなければならぬ状況の中、町民の診療に支障のないよう、院長を初め残りの医師及び旭川医科大学の協力をいただきながら、2カ月間診療に努めてまいりましたところ、10月1日付で櫻井忍医師を内科医長として勤務をお願いすることとなりました。

最後に、建設工事の発注状況であります。9月定例議会に報告以降で入札執行した建設工事は、11月19日現在で6件、事業費総額7,688万6,250円となっており、本年度累計では37件、事業費総額5億7,078万5,250円となっております。

なお、お手元に平成16年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成16年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、10ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質

疑があれば承ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 固定資産税のところでございますけれども、これはものがあっての税金でございます。1,563万2,634円ですか、未収額になっております。悪質な方については、もうちょっと強固な手段をとられても、例えば差し押さえをすとか、そういったことはできないものでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 特に悪質な滞納者はいないと思いますが、この中で50%が大型の滞納者でありまして、この方については分納誓約を、たしか2年間で分納誓約をいただきまして、完納するように努めております。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかに質疑がなければ、これをもって、例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

町内行政調査報告書。

平成16年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告する。

1、調査の経過。

平成16年10月12日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、7カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は、次のとおりである。

商工会コミュニティ施設活用事業。

日の出公園。

公共施設等サイン設置事業。

クリーンセンター。
産業廃棄物処理場。
江花地区コミュニティ整備事業。
保健福祉総合センター新設工事。

以上であります。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、各委員長からの補足説明があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上で、本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長向山富夫君。

総務文教常任委員長（向山富夫君） 過般実施いたしました先進市町村行政調査につきまして、御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、報告書を御高覧賜っていただいていると思いますので、恐縮ですが、概要について御報告申し上げます。

報告第3号総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続審査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

総務文教常任委員長向山富夫。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

調査の概要と経過でございますが、目まぐるしく変貌する社会情勢の中で、加速度的に厳しさを増す行政の財政状況、なかなか好転しない地方経済、一方では少子高齢化の進展等により、行政サービスの多様化が進み、一層の財政負担が求められており、厳しい町の財政状況下において、その方向性を示すことは大変難しいと思われまます。加えて市町村合併問題を初め、これからの小規模自治体のあり方が大きく問われようとしております。

このような状況を踏まえまして、本委員会では閉会中も継続調査を行うことといたしまして、今後はより一層住民の皆様が積極的にまちづくりに参加していただける、まちづくりを築いていくことが何よりも重要と考え、「住民参加型のまちづくりについて」をテーマとし、住民と行政の協働について、バランスシートを活用した行財政運営について、市町村合併の経過についての3点を調査項目といたしまして、このたび道外3町を視察させていただき、調査を実施いたしました。

調査の日時と調査地でございますが、平成16年

10月18日から平成16年10月22日まででございます。

調査地は、岡山県の赤坂町、広島県安浦町、愛媛県中島町の3町でございます。

各調査地におきます調査の概要でございますが、まず岡山県赤坂町は人口5,104名でして、岡山県の南東部に位置しておりまして、岡山市から北へ約20キロの距離にあり、主要な産業は農林業、製造業、小売・サービス業であり、特に米づくりについては積極的に取り組まれておりまして、地場産の朝日米を町と企業が連携し、「赤坂天然ライス」としてブランド化を図り、米の炊飯加工施設を設置し、おにぎり、おすし、お弁当などに加工して、中国、関西方面へ積極的に販売を行っております。

雇用の面でも、約100名の農村婦人を雇用しておりまして、農業振興に大きく寄与しております。

行財政運営については、バランスシートを積極的に活用し、財政運営も、町の健全財政とは住民が経済的に安定して暮らせることと定義しておりまして、とりわけ企業誘致には積極的で、町長みずからがトップセールスとして駆け回り、高度技術工業集積都市を目指して、大和ハウス工業を初め、多くの企業を誘致しております。

また、まちづくりの基本として、まず住民の自主性を尊重し、町道の維持作業や地域施設の小規模な補改修をそれぞれの地域の住民に作業委託を行いながら、住民のまちづくりに対する自主性を醸成することに重点が置かれておりました。

また、委託の機会と委託費についても配慮がなされておまして、特に町長独自に、町長事業調整費として年間1,000万円の予算が認められておりましたことは特徴的でありました。

合併に関しては、本年8月に、近隣4町におきまして合併協定調印がなされまして、明年17年3月7日に、新たに赤磐市としてスタートする予定となっておりますが、赤坂町での注目すべき点として、合併に関する町民の意向は、専門業者に委託をしてアンケート調査を行って、その結果を精査の上で議会が判断し、地域説明会は開催していないということでした。

また、面積の広過ぎる合併には無理があることと、合併後、細部にわたるサービスなどが現在より低下するのではないかという心配もあるということをつけ加えておられました。

次に、広島県の安浦町でございますが、人口は1万2,892人でありまして、広島県のほぼ中央に位置しておりまして、町の南側は瀬戸内海に面しており、風光明媚なところであります。

町内の就業者、就学者の56.3%の人が町外へ通勤・通学をしているという町で、歴史的遺産や風光明媚な自然環境を生かし、観光と商業の町として活性化を図るため、関連業界を初め、諸団体や地域住民の提案をいただき、住民と行政の協働によるまちづくりが進められており、大きな成果を生んでおりました。

特に観光の面においては、海産物を主体とした町の特産物を生かし、「うまいものが人を呼ぶ、きれいな自然が人を呼ぶ、もてなしの心が人を呼ぶ」と唱え、古い歴史の中から生まれてきた伝統文化を生かし、住民一丸となった商業、観光の活性化に向けた取り組みは、強く打つものがありました。

さらに、安浦町には、全国的に注目を浴びました年金保養施設の一つであります「グリーンピア安浦」があり、現在は町が施設を引き取りまして委託運営をしておりましたが、至って現在は順調に経営が行われているとのことでありました。

一方、行財政運営におけるバランスシートの活用については、議会説明用として作成していたものを町の広報に掲載するようにしたとのことでしたが、内容についての説明は十分とは言えないとお話でもありました。

市町村合併についても、広島県が示しました合併パターンに基づき、呉市を中心とした1市8町によります合併協議が進められ、安浦町においても、地域意見交換会の開催や町民の意向調査を実施し、これらの結果から合併を推進することとし、本年6月に議決いたしまして、明年3月に呉市への編入合併がなされる予定とのことでありました。

最後の愛媛県中島町でございますが、ここは人口6,770名、愛媛県松山市の北西15キロの瀬戸内海に浮かぶ有人島が6島、無人島22島から成る町であります。

主要な産業は、ミカンを中心とした柑橘類の栽培と漁業ですが、温暖な気候のため、海水浴場などのレジャー基地にもなっておりました。

この町は昭和38年に、先ほど申し上げました有人島6島が合併し、中島町となった経過にありまして、住民と行政の協働については、とても意を用いております、本島以外の島に支所を置かず、地区事務員を配置し、行政連絡員が週に数回それぞれの島を回って状況の把握を行っております。地区事務員も、町の職員ではなく、地区の住民を特別公務員として委嘱しておりました。

また、住民と行政の協働も、中島町民挙げてのイベントとして19回目を数え、今では全国的にも有名になったトライアスロン大会がありまして、企画から運営に至るまで、すべて住民の手づくりで開催

されており、宿泊施設も十分ない中、民泊にて大勢受け入れ、島民総がかりで取り組み、大きな成果を上げておりました。

次に、バランスシートと行財政運営については、バランスシートを含め、財政状況を広報により住民へ周知を図っておりましたが、この中で特に特徴的な点といたしまして、資本構成で正味資産の中における一般財源比率が約25%前後と低く、反面際立って依存財源が多いことでありました。この点については、担当者の説明によりますと、離島がゆえということで、問題視は特にしておりません、離島に対しては、さまざまな支援制度がされているとのことでありました。

合併問題に関しては、住民にアンケート調査を実施した結果を受けまして、平成14年に中島町から松山市へ合併協議の申し入れを行いまして、あわせて隣の北条市も加わり、明年1月1日に合併し、これによりまして、松山市は人口50万人都市としてスタートの予定でありました。

中島町で、もう1点は野忽那、ノグツナと読みますが、野忽那という島の児童数数名の小学校で、昭和63年からシーサイド留学制度を立ち上げまして、留学生を全国から受け入れ、島民が里親になりまして、今までに100名を超える実績を上げておりました。その留学生が、野忽那島を第2のふるさとして育ち、人格形成に大いに役立ち、親御さんを初め、皆さんからとても感謝されているとのことでした。学校と地域とのかわりかたがますます希薄になっていく今日、特に強く心を打たれました。

まとめといたしまして、今回の視察調査を通じ、多くのことを学ぶことができたわけでありまして、特に行財政改革には、いずれの町も一生懸命取り組まれておりましたが、共通して言えますことは、改革の実効を上げるために、徹底して住民の自主性を引き出し、行政と一体化をして進めようとする姿が印象に残りました。

また、バランスシートの活用については、町によって多少違いはありましたが、これは目前に合併を控えているということもあって違いがあるのかなというふうな感じを持ちました。

一方、自立を大前提とした財政運営を行っていくためには、バランスシートを活用した財務の分析は絶対必要であるなどというような認識を強くした次第であります。

また、いずれの町も住民参加やボランティア活動に対して積極的で、この力を源泉にまちづくりが活発に行われており、当町においても、一層町民が力を合わせてまちづくりに取り組むことができるならば、どのような困難も乗り越えて、元気な上富良野

を築けるものと確信したものであります。

なお、合併に関して1点、今回視察させていただきました3町とも、明年合併する予定であります。合併を判断する前提として、住民投票制度を取り入れず判断なされており、議会の役割について、改めて一石を投じられたような気がいたしましたことを申し添えまして、報告の概要とさせていただきます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 次に、厚生常任委員長村上和子君。

厚生常任委員長（村上和子君） さきに配付されておりますので、御高覧いただいているものといたしまして、要所のみの報告とさせていただきます。

厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

厚生常任委員長村上和子。

記、調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過といたしまして、厚生常任委員会は、上富良野町の高齢化が進み、介護保険、老人医療費などの増加に伴う財政負担が懸念される中、それらの負担軽減のための壮年期の健康づくり対策と、今後の介護予防等の調査・研究のため、平成16年10月18日から22日まで、先進市町村である島根県吉田村、広島県西城町、山口県豊浦町を視察し、調査を行いました。

島根県吉田村につきましては、調査テーマといたしまして、1、在宅介護と介護予防の充実について、2、壮年期の健康づくり対策について調査いたしました。

吉田村につきましては、人口2,376人でございまして、現在の高齢化率は36.6%となりました。

次に、広島県西城町。

調査テーマ、在宅介護と介護予防の充実について、2、医療・保健・福祉と生活のつながりについて調査いたしました。

広島県西城町は、人口が4,955人でございまして、高齢化率は39.9%となっております。

次、4ページでございますが、山口県豊浦町につきましても、調査テーマ、壮年期の健康づくり対策について、それから医療・保健・福祉と生活のつながりについて調査いたしました。

豊浦町は、人口2万210人の町でございまして、豊浦郡の4町が広域的に連携して健康なまちづくりを推進するため、「とようらく〜んと健康21計画」を策定されておりました。

最後に、まとめの部分につきまして、朗読をもって報告とさせていただきますと思います。

まとめ。

今回の先進地調査は、在宅介護と介護予防、健康づくり、医療・保健・福祉と生活のつながりについて調査テーマを設定し、保健福祉関係施設の利用のされ方や、広域での取り組みについて調査を行った。

吉田村では、プールを持つ施設の有効利用により、高齢者の健康づくりを図り、在宅介護の充実に取り組み、医療費の大幅な縮減に成果をおさめていた。

西城町では、地域の病院を中心とした医療・保健・福祉・介護の包括的ケアと地域住民会がみずからテーマを掲げ、事業を実施するなど、積極的に自主的な取り組みが行われておりました。

豊浦町では、近隣の町との広域連携を図り、地域のみならず、広域で若者からお年寄りまで無理なくできる健康づくりの方策に取り組んでおりました。

どの町の施設においても、ただ健康づくりや福祉施設として利用されるのではなく、そこに多くの人が集まることで、子供とお年寄り、健常者と障害者など世代間の交流が生まれ、必然的に健康づくりやノーマライゼーションへの意識の向上が図られておりました。すなわち、介護保険の充実を図ることよりも、高齢者の社会参画や、地域での生きがいを促す社会基盤整備や、高齢者が地域へ貢献するための意識の啓蒙を促すことの方が大切である。生涯健康で豊かな人生を過ごすために、健康は一つの資産であり、たとえ病気や障害を持っていても、QOL（生活の質）の向上こそが、高齢者が健康で安心して生活を送る大切な要因である。

今回調査を実施した各町村において、人口や地勢などは大きく異なるものの、年をとっても楽しく安心して暮らしたいという思いは共通のものであり、本町においても、11月より利用されている保健福祉センターを中心に、すべての住民が支え合い、生き生きと楽しく暮らすための目標と意識を共有し、それぞれの世代で「自分達に何ができるのか」を再認識しながら取り組むことが健康づくりへの第一歩につながり、また重要なことであると考え、報告いたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの両委員長の報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（中川一男君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長徳島稔君。

議会運営委員長（徳島稔君） 議員派遣につきましては、朗読をもって説明をいたします。

議員派遣結果報告書。

平成16年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長中川一男様、議会運営委員長徳島稔。

記。

1、上川支庁管内町村議会議員研修会。

研修の経過。

本町議会は、平成16年11月1日に中村議員、仲島議員、向山議員を除く全議員により、旭川市で開催された上川支庁管内町村議会議員研修会主催の議員研修会に参加した。

研修の結果。

研修会に参加し、「地方自治の行方を住民の視点から考える」をテーマに、評論家、樋口恵子氏より講演を聴講した。

また、上川管内5町村の議会議員がおのおのの議会運営等について事例発表を行った。

以上で朗読説明を終わります。お認めくださいますよう、よろしく願います。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

報告第3号、報告第4号の調査報告について、今後の参考とされ、行政運営に反映されんことを期待いたします。

日程第8 町の一般行政についての質問

議長（中川一男君） 日程第8 町の一般行政についての質問を行います。

本定例会におきまして、7名の議員より質問の通告があります。

本日は、日程上5名の議員の質問をいただき、議員各位の御協力をいただきたいと思います。

順次発言を許します。

初めに、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 先に、このたび2期8年、実績と行政改革の断行を訴え、3選されましたこと、

まことに御同慶にたえません。おめでとうございます。町長。

私は、さきに通告いたしました2項目について町長にお伺いをいたします。

まず、第1点は、選挙公約について。

さて、町長はこれから4年間の所信をマスコミに尋ねられ、基本姿勢として、4年で歳入に見合う行財政構造に投資のための財源を確保することが課題であると強調された記事を拝見いたしました。町の財政は硬直化しているところか、会社であれば破綻の財政事情で、平成16年度の予算においても税収も期待できず、10億円に届かず、公債費は14億円、人件費は12億円、債務負担はしろがねが15年で18億円、他会計総支出金10億円、他義務的経費10億円、これだけでも概算46億円が毎年恒常的経費として必要であります。

対しまして、歳入は町税約10億円、交付税30億円としても、需要と供給のバランスが崩れています。

また、町の負の財産は、後世に背負っていく金額は、一般会計と特別会計及び企業会計で200億円を超えて、台所は火の車ではないかと思えます。この現実が事実とすれば、平成18年から上小の改築、8年前から懸案である図書館整備等を明言され、国道に町の特産物の販売をする見晴台をつくると言及されました。町長としてのコメントは責任ある発言として信頼をしている一人として、財政改革に着実に実績を残されたことは高く評価いたしますが、中には水道の蛇口が壊れていて理解ができないこともあります。不要不急、経済効果、町民の要求度合い等に逆行している面が少なからず存在していたと思えます。3期目は集大成のときであり、自主財源の伸びが期待できない現状では、上小改築、図書館整備、見晴台をどのように予算措置して実行するのか、この機会に有言実行の意味から町長にお伺いをいたします。

2点目は、企業振興条例の見直しについてお伺いをいたしたいと思えます。

本条例は、昭和59年に制定され、今日を迎えておりますが、そのころは高度経済成長期でもあり、また、バブルがはじけて十数年を経過し、今や自治体も財源不足で困窮しています。町も同様であると存じますが、今後の企業の振興のあり方について、町長の所信をお伺いをいたしたいと思えます。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の選挙公約に関する御質問にお答え

いたしますが、今、国の三位一体改革のもとで、地方における財政状況は、不透明、不確実であり、本町の財政状況も非常に厳しい状況にあることは、議員の御質問にあったとおりであります。

さて、私の選挙公約についての御質問であります。さきにも述べましたように、厳しい財政状況がありますが、まず新行財政改革を着実に進めた中で、当面抱えている行政課題を少ない予算で大きな行政効果を上げるように取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それでは、具体的な質問の図書館の整備についてでありますけれども、現在新たな図書館の建設については、今のような財政状況では、早い時点で建設することは困難だと考えていることから、当面公民館図書室を2階から1階に移す計画の中で、図書室の面積拡充と機能も充実した上で、1階部分を図書館に、2階部分は公民館の複合施設として位置づけして整備するよう取り進めたいと考えているところであります。

この改修に当たっては、平成17年度において実現できるよう、北海道地域政策総合補助金の採択を受けるべく協議を進めさせていただいているところであります。

また、上富良野小学校の改修についてであります。上富良野小学校は、北側から1線、2線、3線校舎となっているところであります。1線校舎は昭和35年の建築で、築44年、また2線校舎は昭和36年で、築43年という、本町の学校では一番古い校舎であります。

改修については、必要な箇所の修理・修繕は逐次行ってきておりますが、今後も修繕や改修を行いながら建物の維持に努めるべきなのか、また、新しい校舎を建設した方が財政的に有利かなどを比較検討をしながら、議員各位や町民の御意見をいただきながら、将来構想を決定していきたいと考えているところであります。そのため、できるだけ早い時点で調査費を計上し、客観的に判断できる資料づくりを進めたいと考えております。

また、見晴台公園の件につきましては、北海道開発局では、既設の島津地区駐車帯の拡張工事が予定されていることから、それに並行して町において用地を取得し、立地条件を生かした公園整備を進めるものであります。

この案件につきましては、防衛庁所管の民生安定事業の採択を受けることを前提に、関係方面と協議をいたしております。

いずれの事案についても、現行の補助制度や起債の活用を図り、実現に向けた見通しを立てることに最大限の努力を払ってまいりますので、御理解を賜

りたいと存じます。

次に、2点目の企業振興措置条例の見直しに関する御質問にお答えさせていただきますが、企業振興措置条例については、町における企業立地を促進し、産業経済の発展に資することを目的に、昭和59年に制定しております。これまで同条例を適用した企業の件数は13件で、企業の投資総額は、約60億4,200万円となっております。地域に及ぼす経済効果は、大きいものと判断しております。

町の補助金については、13件で3億2,500万円となっておりますが、一方、企業から納入される固定資産税、町民法人税などの税収は、これまでに約4億9,200万円となっております。

御指摘のように、自治体における財源不足は、今後も続くものと思っております。その中において、企業活動がもたらす雇用の確保、税の納入等を考えますと、企業振興措置により、将来にわたって税収が安定的に確保されることは、町にとって非常に大きな効果があるものと考えております。

私といたしましては、雇用対策、税収確保の観点から、今後も企業振興措置条例の適用を継続していくと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長の答弁もありました、上富良野小学校改築工事、また見晴台公園については、町民の負託にこたえていただきたく思います。

次、図書館の整備について少し伺いをいたします。

平成17年度、公民館複合施設としての整備をすると答弁ありましたが、図書館工事の改築には予算はどのくらいが必要なのか、明確な答弁を賜りたいと思います。

次に、振興条例であります。現行条例を継続していくので理解してくださいということですが、私は見直しをすることについて伺いましたのでありまして、廃止をすべきであるとは考えておりません。

町の財政が硬直化している現状で、道路をつけたり、水道を布設したり、基盤整備など、条例どおり財源措置するには不安材料がないかについて尋ねているのでありまして、もう一度町長の答弁を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、図書館の整備であります。先ほどお答え

させていただきましたように、本来16年度、今年度予算で対応していきたいということでありましたが、財政的に16年度予算に計上することができず、また加えて、補助制度があるということで1年延ばさせていただきまして、公民館の屋根の補修だけを先行させて今年度させていただきました。

17年度において、その対応を進めてきたところではありますが、基本的に図書室という機能のみよりも、図書館機能を整備・充実することによって、補助対策の対応が有利になるというようなことも含めまして、今予算編成の最中ではありますが、確定である確数につきましては、数字につきましては、今のところ予算編成の最中で確定はできておりませんけれども、おおむね6,700万円相当で対応できると。そのうち一部でありますけれども、全部6,700万円すべてではありませんが、対象となる部分の2分の1の補助制度の採択を受けるべく、今取り進めさせていただいているということで御理解を賜りたいと存じます。

それから、企業振興措置につきましては、議員からお話にありましたように、適宜、その都度御提案させていただきまして、今日まで条例をいろいろと改正をさせていただきながら運用させていただいておりますので、今後も議員の御指摘のように、不都合な部分が出てきたり、いろいろなものがあるとするならば、条例の改正、修正をしながら、この企業振興措置条例の運用を継続していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります2項目5点について質問いたします。

まずもって、このたびは町長、激戦を交わされまして、3期目御当選まことにおめでとうございます。

早速でございますが、3期目の課題と公約につきまして質問させていただきます。

町長は一貫して行財政改革をさらに推し進め、農業、商工観光、自衛隊の3本柱が調和のとれたまちづくりを図りたい。また、第4次総合計画後期の平成16年から20年までを何としても具現化を図りたいと3期目の抱負を述べられましたが、それらの予算の裏づけは見通しとしてあるのかどうか、お伺いいたします。

まず、1本柱の農業のまちづくりについて。

第5次農業振興計画に基づいて、関連機関と連携

のもと進めていくとのことであるが、これからの農業経営者は、認定農業者を対象に国や道からの補助を受けられるが、認定を受けられない約半数の農業経営者に対して、方策や農地の流動化を急ぐべきだと考えますが、どの項目から着手されるのか、お伺いいたします。

2点目は、2本柱の商工観光行政につきまして質問させていただきます。

シーニックパイウェイとして、地域支援を見詰め直し、既存観光資源の再活用を目的に、旭川から占冠ルートを平成17年度から設置されるが、これらと国道237号線沿いの特産品販売の見晴台構想との関連はどうか。

また、いつごろの完成の見通しなのか、お伺いいたします。

次に、駅前再開発事業の平成18年度以降の計画は道の採択事業になるのか、どのような予算の裏づけで取り組みをされているのか、お伺いいたします。

また、新しい試みとして、地域通貨（エコマネー）制度を設置することや、上富良野町のホップが全国にコマースとして流れることから、観光に訪れる方が多く見込まれるため、この支援策についてのお考えを伺いたい。

次に、3本柱の自衛隊駐屯地につきまして質問させていただきます。

廃止は町の存亡にかかる、沿線首長と現状維持を国に要望することだが、12月6日、千歳市長の要請を受けて、札幌グランドホテルで行われました。私も行ってまいりました。削減反対の決起大会には、上富良野町から50名以上が参加しましたが、町全体として駐屯地存続、隊員削減に対する反対運動等の考えはないのか、お伺いいたします。

また、来年度は上富良野駐屯地が50周年の節目を迎えるに当たり、町としてどのような対応を図るのか、お伺いいたします。

4点目は、学童保育の充実につきまして、選挙公約の中に述べられておりましたが、今後の取り組みについて、お考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、教育長にお伺いしたいと思います。

2項目目の特別支援児に対する体制について。

西小学校では、来年7名の特別支援児が入学する予定であります。現在は町で雇用している臨時職員がマン・ツー・マンで指導補助をしております。今後さらに重度の児童が入学してくるため、1人の担任で2人の児童を指導するということは、到底不可能でありまして、そのため、来年度も引き続き臨時講師及び指導助手の継続の要望があるわけでございますけれども、どのように考えておられるのか、お

伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の1点目の3期目の課題と公約に関する御質問にお答えさせていただきます。

最初に、農業のまちづくりについては、御質問のように、上富良野町農業の発展を目指して、平成15年度に、第5次の農業振興計画を策定させていただきました。その内容は、農地の流動化への取り組みを初めとする3点の基本施策と11項目の施策を掲げ、推進しようとするものであります。

国においては、食糧・農業・農村基本計画の中で、農業の生産性の向上を目指す施策の一環として、認定農業者や農業法人等担い手を明確にした上で、農地流動化対策を初め施策の集中化、重点化を進めようとしておりますし、農業者の皆さんにおいては、今後予定される国の施策を見据え、認定農業者としての申請をするよう検討しておられるものと思うところであります。

農地流動化対策については、平成12年度から平成15年度まで、農業者の農地の集積と耕作放棄地の防止を目的に、国費事業に町費を加え、合わせて3カ年間で約178ヘクタールの利用権設定を行ってまいりました。

平成16年度におきましては、町と農協の独自施策により、農地の売買を中心とする農地の集積、流動化に助成し、約235ヘクタールの所有権の移転を行ってまいりました。

このような中であって、今年4月以降、認定農業者が88戸増加し、農家戸数461戸のうち、約47%に当たります217戸が、農業経営基盤強化法に基づき、認定農業者として認定されているところであります。

まだ認定を受けていない農業者につきましても、今後認定を受けられるよう普及に努めてまいりたいと考えております。

私といたしましては、今後も第5次の農業振興計画に基づき、農地の流動化、奨励作物の振興事業を初めとする11項目について、総体的に推進をする考えでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の商工観光行政に関してのシーニックバイウェイと見晴台公園についての御質問にお答えさせていただきますが、既に御承知のとおり、平成15年4月に、旭川・占冠間の国道237号線がモデルルートに指定されて以来、上富良野区内の沿道にある事業者など、関係者が集まって景観形成のために地域協議を重ねてきているところであります。

特に観光客がふえる夏場に向けては、花壇づくりや体験型のイベント開催など、多くの実践を行ってきております。

なお、現在、国土交通省北海道開発局によりますと、2005年度に本格的な導入を目的に、シーニックバイウェイ制度に基づくルートを公募すると聞いております。

本町を通る国道237号線は、申し上げているように、景観道路のモデルルートとしての位置づけされておりますことから、景勝地となっている深山峠を中心とした沿道の景観保全に検討を加えることなどが課題となっているところであります。

また、お尋ねの島津地区駐車帯に隣接する見晴台地区は、深山峠とは異なる景色で、また市街地郊外の小高い地形で、交通の要所にあることから、この地に立ち、町並みを見おろし、その視線の延長に雄大な十勝岳連峰が眺められる地でもあります。

さきの小野議員にもお答えいたしましたように、北海道開発局による国道駐車帯の拡張工事に併行し、この地の利用を十分に生かす取り組みとして、同地区を公園化する計画であります。国道237号線の景観道路に隣接していることから、景観を保全することに重点を置きつつ、憩いの場としての公園機能、また、利用者への情報提供や地場のPR等ができる拠点地にしていきたいと考えているところであります。

この事案は、防衛庁所管の民生安定事業として、2カ年計画で実現を図れるよう調整を進めておりますので、完成年度は平成18年度になるものと思っております。

次に、駅前開発事業の関係についてお答えいたします。

駅前整備を行うに当たっては、北海道の街路事業と駅舎などの施設整備や緑地整備など、町が主体となる事業の二本立てになるかと思っております。

北海道主体の街路事業については、関連する他の事業と一体的かつ効果的な整備が必要との観点から、町の事業の実施を前提条件として行われるものと考えております。

現在、国においては、既存の都市計画事業に加え、採択事業の範囲を広げるとともに、予算の重点化を図り、駅周辺整備など市街地活性化に向けた事業を総合的に支援するため、制度の拡大・充実が図られております。

一昨年策定した駅及び駅周辺商業地域整備構想に位置づけられている事業については、国が行う支援事業の採択メニューに含まれるものと理解しておりますが、事業採択段階において最も重要な点は、事業実施によってもたらされる効果を事前評価とし

て、いかに明確化することがあります。

事業実施後における整備地区の活用や運営については、行政だけでは解決できない課題があるのも事実であり、町民参加や地元事業者を初めとする民間活力の導入が避けて通れないものと考えております。

厳しい財政状況ではありますが、より有利な財源の組み立てなど、事務的な作業と並行して、整備後の運営活用について、商工会を初めとする町民、事業者の方々と具体的な協議を進めてまいります。

次に、観光客の誘導に伴う支援策についての御質問ですが、地域通貨制度の創設や、地元に関するテレビコマーシャルなどへの積極的な支援を講じてはどうかとのことでありますが、これらには民間の発想や行動力をもって行う柔軟性が重要な要素となっておりますことから、行政側の支援ありきを前提に議論すべきではないと考えているところであります。町が物的支援を講ずるには、一定の制限がかかりますので、事業者としての柔軟な考え方が損なわれない範囲で、行政側に何ができるのかなど、それぞれのケースを十分に踏まえた上で判断を加えることが重要なことであると考えます。

次に、3点目の自衛隊削減問題についてお答えいたします。

まず、自衛隊の縮小等に関する問題はこれまでもあり、その都度関係自治体や関係団体の協力をいただきながら、一丸となって阻止運動を行ってまいりました。

このたび、今後10年の防衛力のあり方を示す新防衛計画大綱の策定に当たっては、米ソ冷戦構想の崩壊の一方で、北朝鮮について地域の安全保障における重大な不安定要因と位置づけるなど、西方重視の方向が示され、また新たな脅威として、国際テロや大量破壊兵器のことが重視される内容となり、この10日に閣議決定されたものであります。

この問題は、国防に関する国家の重要な問題ではありますが、我が町に自衛隊が駐屯した昭和30年以降、この地域の振興発展に大きなかわりを持って歴史を重ねてきた事実を振り返りますと、町の存亡にかかわる大変大きな問題であり、厳しく受けとめているところであります。

このようなことから、今後も関係自治体はもちろんのこと、多くの団体などとも一丸となって、駐屯地を有する地域経済の現状や、十勝岳噴火災害発生時などの防災対策面の実情を訴えながら、現状維持を防衛庁など関係方面へ強く訴えていかなければならないと考えているところであります。

また、来年は地元上富良野駐屯地が開庁50周年を迎えますことから、富良野地方自衛隊協力会と自

衛隊駐屯地との間で、事業内容等について協議を重ねております。今のところ、例年の事業内容をベースに考えているようではありますが、節目にふさわしい記念碑の建立や記念誌の発行などについて、提案、意見等が上がっておりますので、関係する自治体や団体を挙げて、どの程度協力できるのかについても相談し、支援を考えてまいりたいと思っております。

次に、4点目の学童保育の充実についての御質問ですが、現在、町では両親の就業や疾病のため、適切な養育ができない低学年児童を対象とした学童保育、いわゆる放課後児童健全育成事業を東と西の両児童館機能を生かして実施しているところであります。

学童保育の充実につきましては、昨年11月に実施いたしました次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査においてもニーズが高いことから、本年8月に策定いたしました町の次世代育成支援行動計画で、平成21年度までの数値目標を掲げながら、学童保育の充実について位置づけいたしたところであります。

今後は、児童館での受け入れ体制の拡充や内容の充実を図るとともに、学校空き教室の活用などにより、人的管理体制の条件整備を図りながら、学童保育充実に向け意を注いでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 次に、教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員の2点目、特別支援児に対する教職員体制についての御質問にお答えさせていただきます。

西小学校における特殊学級についての現状ですが、現在特別支援児は5名が在席しており、知的障害児2名で1学級、情緒障害児2名で1学級、言語障害児1名で1学級の合計3学級の特殊学級を設置し、5名の教職員で指導を行ってきております。そのうち、1名の先生については、町独自で雇用し、きめ細かな特別支援の対応を図ってきております。

さて、来年度の特別支援児童に対する体制についての御質問ですが、障害を持つ児童・生徒の就学すべき学校の決定に当たりましては、保育所、幼稚園、母子通園センター、さらに保健師、保護者からの情報提供を受け、町の就学指導委員会において、その障害の程度や種類により、教育学や医学等の観点から総合的に判断した中で、児童生徒の就学すべき学校を決定することになります。最終的には、保護者等の意向を受け、養護学校、特殊学級、普通学級等を選択し、進路を決定していくこととなります。

現在、この進路決定の事務を進めているところで、この12月13日に就学指導委員会を終えたばかりでありますので、西小学校に来年度特別支援を要する児童が何名入学するか、きょう現在では保護者等の意向確認も終わっていないことから、不確定の段階であることを御理解いただきたいと思えます。

また、来年度の指導体制についてであります、さきにお話しいたしましたように、入学児童がある程度確定し、その中で国の配置基準に基づいた先生の配置がなされるわけではありますが、障害の程度も複雑化、重度化しておりますので、全体の状況や児童の障害の程度を見きわめた中で、町の財政状況も勘案し判断をしていかなければならないものと考えております。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問させていただきます。

まず、1本柱の農業のまちづくりの件でございますが、第5次農業振興計画が立てられたわけですが、その中の11項目、そのどれをとっても必要だということですが、その11項目の、その総体的に進めていくということなのですが、そういうことであれば、結局どれも中途半端に終わってしまうのでないかなということ、主要項目の優先順位をつけまして、もっとピッチを上げてスピード化して取り組むべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

そして、やはり今認定農家になっておくことだと思うわけなのです。というのは、やはり国や道の補助の施策が受けられますから。そうすると、今47%の認定農家の方がいらして、あと半分以上は、まだ認定農家でないということですが、まずは認定農家になってない方というのは、なぜ必要としないのか、やっぱり自己資金がないのか、お金を借りても70までに返済の見通しがつかないのか、それから後継者がいないのかとかそれぞれいろいろな理由があると思うのです。その理由を分析しまして、どの部分からか、やっぱり行政が、この部分は行政なのか、この部分は農協なのか、この部分は自己なのかというような指導を入れていくべきだと考えるのですけれども、総体的に進めるということだと、ちょっと私はどうかと考えるわけなのです。そういったやっぱり指導を入れていくことが早急に必要ではないかと考えますけれども。

それと、また農地の流動化ですが、大分進みまして235ヘクタールなされたということですが、あとどれくらい残っているのか、17年で、一、二年ぐらいで100%の計画を立てて達成できないかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目の商工観光行政ですが、シーニックバイウェイの制度に基づくそのルートを公募するということですが、現在観光ルートはもう美瑛町と富良野市とが主でして、上富良野は通過点みたいな、上富良野ちょっと外れているようなところがありますので、早く上富良野町を行政でもアピールするべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

それと、見晴台の件ですが、完成は18年度ということですが、これは間違いのないですよ。この面積等はどれぐらいの規模になるのでしょうか。

また、その規模の全体が防衛庁の所管の民生安定事業としてやれるのかどうか。それによっては、また予算の裏づけ等が難しいのではないかと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、駅前開発事業の件ですが、今国の支援事業の採択メニューになるとすれば、やっぱり早急に手をつけてやるべきだと思うのですけれども、以前は、駅舎は補助対象事業でなかったのですけれども、今は補助対象として採択されるようになりました。そういった面では補助対象部分が増したということで、予算面で幾らか違ってきますし、もう図面も何回もできているわけがございまして、要するに駅前はきれいになって、いい住宅が外になったというのでは困るということですよ。やっぱりそれによってどのような効果が出るかというところが、今一番難しいところだと思うのですけれども、やっぱり効果がどのようにできるのかによって、採択にというような話もありますので、だから早速これは商工会か地元の業者等が中心になりまして、TMOがいいのか、ものづくり会がいいのかわかりませんが、もうそういった組織を立ち上げて検討に入った方がいいのではないかと思いますけれども、もう少しちょっと具体的な取り組みをお願いしたいと思います。お聞きしたいと思います。

それから、エコマネーにつきましては、今町民全員がボランティア活動をして、これからはどんどんこういう活動を広げていって、町民が担う部分を分担してやっていかなければならないと思うのです。その前に、このエコマネー、福祉に使うか経済に使うかちょっと範囲を決めまして、これもグループか団体かどこかに研究というか、勉強をしていただいて、そういうのを行政で支援できないかどうか、お考えお聞きしたいと思います。

それから、生搾りのコマーシャルの件でございますけれども、私は行政ありきとっておりません。今度全国ネットでコマーシャルが、上富良野のホップの生産者の方2名と新庄選手と、これが来年の1月から6月まで流れますから、そうすると上富良野

のホップがどうなのかなど。これはやっぱり行政がこれを使わない手はないということを申し上げているのでございますが、その点いかがでございましょうか。

それと自衛隊の削減の問題でございますけれども、今ミサイル連隊が千歳にというような、統合されるとか、なくなってしまうのではないかとかという、美唄駐屯地にもミサイル連隊ございますけれども、美唄もこれがなくなると大変だと。何とか、すぐなくなってしまうことはないと思いますけれども、大変でございますので、町長ひとつ踏ん張って力を出していただきたいと思っておりますけれども、何とかこれは踏ん張っていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それから、4点目の学童保育の件でございますけれども、21年度まで推進していくということですが、21年度まで数値、今度次世代の計画でできましたけれども、とりあえず17年度はどこまで実施することができるのか、お伺いしたいと思います。

それと、5点目の特別支援児の件でございますけれども、教育長は来年何名入学するか不確定だとおっしゃいましたけれども、どうやら保護者との話し合いにおきまして、新1年生3名中2名の方が西小に入学されるということが確定になったと聞いております。とすれば、やっぱりこれはちょっと放っておけないのではないかと。この指導者の取り組みをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか、よろしく願います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、農業問題でありますけれども、第5次の農業振興計画、11項目の数多くでどれもということではありますが、さきにもお答えさせていただきましたように、町としてはこの農業の基本項目にも掲げております、3項目の中にも掲げております農地の流動化対策だとか、奨励作物の推進等々を重点的に対応しながら、この11項目についても取り進めていくということではありますが、11項目そのものに財政投資をしなければならぬ項目ばかりでございませぬ。そういうことで、農業者の意識の問題だとか、食に対する安全・安心の取り組みだとか、消費者ニーズへの取り組みだとか、あるいは地産地消への取り組みだとかというようなことを重点項目の中で11項目掲げているところであります。特にその中で一番大きな課題というのは、農地の流動化への取り組み、あるいは土地改良事業への取り組みということではありますが、今、富原地区が

土地改良事業を進めておりますけれども、これらを含めながら島津地区の土地改良事業の推進等々も図るよう進めていきたいということで、この11項目は、どれも重要な課題として位置づけしておりますので、これらをJA、農協さんとも連携を図りながら推進をしてみたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

また、農地の流動化について、今流動化されないで残っている面積がどれぐらいかということは質問にもございませぬので、私は調査しておりませぬので、後ほどまた確認をしていただければというふうに思うところ、担当の方に確認をしていただければと思うところであります。

それから、また認定農業者、これについても議員おっしゃるとおり、47%というのは、217戸というのは非常に少ないと。しかし、大幅にふえたわけです。過去においては、本当に何十戸ということだったので、現在推進を図ることによって、47%、217戸にふえた。今後もこの農業認定者制度に合致しなければ、いろいろな制度の恩典がないということでもありますので、農業経営をする方々につきましては、今後も認定農業者としての対応を図れるように、行政としても最大限の対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後も継続して進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、シーニックパイウェイの問題であります。このシーニックパイウェイにつきましては、我が町からも、この関連でNPO等々との協議の中で、我が町でも3団体だったか4団体がちょっとあれですが、団体が参加して、この協議を進めているところでございまして、決して上富良野が残されているということではございませぬので、ひとつ上富良野の各組織の皆さんの方々も非常に興味を持って、このシーニックパイウェイの協議の中で大いに発言をし、指導力を発揮しているということでございますので、ひとつ今後もそれらの方々の御努力に期待をしながら、行政としての支援策も講じていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、それに伴います見晴台の件であります。これにつきましては、さきにもお答えさせていただいておりますように、北海道開発局が駐車帯をつくっていただけということに便乗し、便乗したと言ったらおかしいですけども、並行して、その周辺で町としての対応を図っていきたいということでございます。ですから、まだ用地の交渉にも入っておりませぬので、地主さんが本当に分けてくれるのかどうかと、価格対応もまだまだでございます。

国としては、来年度の4月あるいは5月ぐらいまでには用地の交渉を決着したいというような考えをもっているかに情報を聞いておりますけれども、まだ交渉にも入っておりませんから、さも決まったようなことを申し上げることは、まことにあれであります。国がつくる駐車帯が対応でき得れば、町としては先ほど来お話しありますように、防衛予算の民生安定事業予算を適用させていただいて、その整備・充実に努めたいというふうに思っているところであります。この町がやる対応につきましては、防衛施設局の方は、内々御理解をいただいているということでありまして、ですから、基本的には開発局が行う駐車場ができるかどうかということが、これが大きな要因をなすわけでありまして、私どもとしても開発局との調整を進めながら、この実現に向かって努めていきたいというふうに思っております。

それから、駅前開発でありますけれども、これにつきましては、駅前開発構想もでき上がって、それに向かって今いろいろと地域の皆さん方と調整をさせていただきながら、商工会の皆さん方とも調整をさせていただいているところであります。これから地域の皆さん方とともに、この対応を図っていくためには、ひとつ地域の盛り上がりとして、その効果がどのようにあらわれてくるのかというようなことを十分に対応した中で推進を図っていかねばならないというふうに思っているところであります。これには相当数の財政投資を伴うということから、まだ御案内のとおり、町としては実施計画の中に載せておりません。今後これが第5次の総合計画の中に位置づけられていくのか、その第4次の総合計画の中で、何とか地域の皆さん方の盛り上がりとして、財政運営を図りながら、その対応を進めていけるのか、これからの課題として十分私としては財政状況を見きわめつつ、また地域の盛り上がりを見きわめつつ考えていきたいというふうに判断をしていきたいというふうに思っているところであります。御案内のとおり、街路事業として北海道の採択を受けるためには、町がやる事業が同時並行で対応していかなければ、北海道の街路事業としての採択は受けられない。

従前のように、北海道の街路事業だけやったださいと、これやっていただければ、これは一番いいわけではあります。そうはいかない。その周辺の整備を町がどこまでやるのか、その町のやる事業が、その財政能力からして、今我が町におきましては、なかなかその決断ができないという状況にありますので、これらにつきましても、十分今後の財政状況を見きわめつつ、北海道との調整、ある

いは、この駅前周辺の整備事業に対する国庫予算補助等々の状況を見きわめながら、一般財源の抛出がどの程度で抑えていけるのか、そういうふうなことも含めつつ判断をしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思いません。

それから、エコマネーにつきましては、これは当然にして地域の皆さん方がそういう対応を図って、この事業の推進を図る組織が立ち上がるとするならば、行政として支援できるものについては、十分認識を図りながら行政としての支援をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、ホップ等の全国ネットでの放映、コマシャルの放映等々で上富良野のPRがなされるということにつきましては、非常にありがたいこととございまして、これらにつきましては、今後上富良野の観光、あるいは上富良野の地域振興の中で大いに生かしていけるように、行政は何をやるべきなのか、何ができるのかというようなことについても十分検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

それから自衛隊問題、これはもう本当に重要な問題とございまして、先ほど来お答えさせていただいておりますように、今期の防衛計画大綱がつけられたと。言うならば、10年に1回で防衛庁自衛隊が発足して50年でありまして、6回目の防衛計画大綱がつけられたわけでありまして、今日まで5回つくった防衛計画大綱が大幅に方向が変わったと。言うならば、御案内のとおり、我が町、我が国の脅威から、領土への侵略行為というものが脅威から薄らいできた。だから機甲集団、戦車あるいは火砲、こういったものが、今まで整備してきたものが必要なくなってきた。そのかわりに、ミサイルだとか、テロだとか、国際貢献だとかということに重点を置いていくという方向変換をされた防衛計画大綱ができ上がった。その計画大綱に基づきまして、中期防衛整備計画が出された。

御案内のとおり、戦車は600台、火砲は600万ということになりますと、御案内のとおり、お互いに三百数十両、数十門の火砲と戦車を減らさなければならぬ。そして、北方脅威論がなくなって、西方脅威論が出てきたと。そのことから、北部方面隊の陸上自衛隊の隊員数も削減すると。当然にして火砲がなくなり、戦車がなくなれば隊員も減ってくるわけではあります。そのような状況下にあります。我が町は特科部隊、機甲部隊ということで、火砲と戦車を抱えた駐屯地でございますから、一番先に、その削減の前提に上がっているという危機感を

持っているところであります。

しかし従前、今まではオール北海道で北部方面隊の削減反対ということで、オール北海道で中央要望してまいりました。防衛計画大綱ができ上がり、中期防衛計画ができ上がり、今度はオール北海道で行動することができない。今までともに共同歩調で中央要望しておりました千歳市の山口市長さん、恵庭市の黒氏市長さん、私どもと一緒に中央要望してまいりました。今これからは、上富良野町と千歳市、恵庭市との綱引きであります。今までともに行動、運動してきた仲間と、今度は綱引きをしなければならぬ。

そういう中にありまして、私は上富良野町だけでなく、富良野地方自衛隊協力会傘下の6自治体とともに、そして地域住民の皆さん方とともに、上富良野駐屯地の削減については反対運動を展開し、こういう状況でありますから、北部方面隊の大きな改編と隊員の減少は、これは避けて通れない。ですから増隊・増員などというような夢は語れませんけれども、最大限現状維持の部隊維持をしていけるような状況で要望運動を展開していきたい。そのためには、議員の皆さん方や町民の皆さん方の御理解をいただきながら、6自治体の皆さん方の御協力を賜って、過般から富良野市中も富良野町さんも削減反対の意見書を議会は議決していただいているというありがたい情報を聞いておりますので、こういった地域との連携を図りながら、削減については最大限抑止する、抑えるように努力していきたい、そして、情報の収集をしていきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。御協力を賜りたいと思います。

さて次に、最後に学童保育の件であります。学童保育につきましても、17年度どのようにやるのかということですが、17年につきましても、現在行われております東西児童館の充実対応を図っていかざるを得ないのかなど。しかし、今エンゼルプランができ、支援実行計画が整っているわけですから、これに基づきまして早急に、過般も各小中学校の校長先生をお願いをして、この学童保育についての協力もお願いを、全校長先生をお願いをいたしております。空き教室、これから施設を建てるということには全くなりませんので、今の施設をいかに利用していくか、そういうふうなことを考えながら、空き教室等々の利用を図れるようにということでありますので、これからその対応については進めさせていただきたいというふうに思いますが、17年度に即その実現に向かうということは難しいと。施設をどこに設けるのかということで難

しいなというふうに思っておりますが、早急にこれらの対応を含めて是正を図っていきたく思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上議員の御質問にお答えをいたします。

農地の流動化関係でありますけれども、これまで約80ヘクタールが未流動化農地になっております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員の特別支援児に対する教職員体制についての再質問にお答えをさせていただきます。

さきにお答えをさせていただきましたように、12月13日に、町の就学指導委員会において審査が行われました。その結果を教育委員会の方に答申をいただいたところでございます。その中で教育委員会といたしましては、現在保護者の意向確認、また学校やなんかの校舎の受け入れ体制等を勘察した中で、今事務を進めているところであります。

そのような中で、今その子の将来にとって、また障害の程度、それから状況によって、今後判断を教育委員会として、していかなければならないものというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 町長は、3本柱の調和が崩れ、調和をとりながら町政をやりたいとおっしゃってますけれども、まず我が町の基幹産業は農業であると、この1本柱がだんだん崩れてきてから手を打ってもちょっと遅いと思いますので、まず農業の経営者の現況をもっと調査すべきでないでしょうか。先ほど申し上げました、認定農家になれないという人は、いろいろな理由があるのだと思うのです。それらをもうちょっと早急に、先ほど申し上げました3項目、そういった現況をもっと調査すべきでないでしょうか。

それと、見晴台のところ、面積をお聞きしたのですけれども、どれぐらいの平米、面積ぐらいになるのか、ちょっとお尋ねしているのですけれども、そこら辺はまだあれなのでしょう、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、特別支援児の件ですけれども、これは西小学校にかけてお聞きしましたらそういうことでございますので、早急にこれ放っておくわけにいかないと思いますので、今の特別支援児は本当に教育長も御存じかと思っておりますけれども、いろいろな範囲、本当にいろいろと現況をとらえていただいていると思っておりますけれども、何とかそうなりますと、今

1名雇っていただいている方が6年生が卒業するというので、一応これで打ち切りになるということで、新たにまたなるのかと思いますけれども、財政もなかなか厳しい中であれでございますけれども、やっぱりこの子供たちにひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

農業につきましては、御案内のとおり、我が町の基幹産業でありますから、農業の衰退は地域の衰退にもつながるといふことでありますので、何としても活気を持っていただきたいというふうに思いますが、そのための農業認定者制度に、なぜこのような状況にあるのかということにつきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

次に、見晴台の件であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、まだ用地の交渉にも入っていない。ですから何ヘクタール、どれぐらいの土地を買って、開発が駐車場をどれぐらいつくるのか、そしてまた町がそういった中で、町がどのような施設をどれだけの面積でつくるのか、そういった構想は全くなされておられません。ただ、先ほど来お話ししているように、開発が駐車場をつくるということで進んでおりますので、それを町としては、その駐車場を利用した中であの見晴らしのいいところを活用したいというふうに考えておりますので、これからの4月の、あるいは5月のころには、用地の契約をしたいというお話でありますので、そういう中で対応がなされるものと、それに沿って町の計画を立てていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上議員の御質問にお答えをいたします。

認定農業者の件に関する事だということだと思っておりますけれども、約47%の農業者が、今認定農業者として認定されているわけでありまして、残りにつきましては、いろいろな問題があるかと思っております。御指摘のように、農業後継者の問題、あるいは年齢等の問題、それから経営に関する問題、いろいろなことがあるかと思っておりますけれども、この認定農業者につきましては、農業者みずからがその農業改善計画、いわゆる農業経営基盤強化法に基づいて認定するものでありますから、あくまでもその農業者みずからが、私はこういう経営をしたい、こういう農業をしたいというそのビジョンを描くことが必要になってきます。そういう中におきまして、町

としてはそういう指導もします。当然しますけれども、あくまでもやっぱり主体となるのは農業者ということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員の特別支援児に関する再々質問であります。まず、御承知おきをいただきたいのは、特別支援児に対する職員体制につきましては、特殊学級においては、1人の先生で8名まで、それから養護学校においては、1人の先生において6名までというのが国の基準になっているところであります。

そのような中で、今年度は西小学校において非常に大変なお子さんをお預かりするというので、特別に町として配慮をした中で、今対応を図ってきているところであります。

そのような中で、今、来年度に、新年度に入学が予定されている子が、本当にそのような状況なのか、また、そうすることがいいのかというようなことを全体的に判断した中で、また保護者とも十分話し合いをさせていただいて、そんな中から決定することになっていこうかというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります3項目について質問させていただきます。

まずもちまして、町長、3期目の御当選おめでとうございます。

それでは、1点目でございます。行財政改革における各補助団体の統廃合について質問いたします。

17年度の各補助団体の補助金に対して、およそ平均15%の削減の指示があったが、17年度で不足する財源が4億6,600万円、平成20年度までの5カ年では、26億2,000万円の財源不足が予測される中、事務事業の見直しを図る70事業中、43事業の15%を削減したところで、削減額2,083万8,000円、さらに18年度以降20年度までも、この予算の削減幅が大きくなる繰り返しが予想され、今の状態では各団体の運営が不可能となり、ただ存在のみで事業のできない団体をつくることになりかねない。このことから、17年度は

将来に向け、現在ある各補助団体の事務事業の改革に向け、統廃合を行うべきと考えるが、町長の所感を伺いたい。

2項目めについてです。

陸上自衛隊上富良野駐屯地削減対策について。

政府が平成16年度末に策定する新たな防衛計画の大綱の案の骨格が、先日の新聞で明らかになった。その内容は、従来の大規模侵攻対処に重点を置いた体制から、新たな脅威に対応する体制、すなわち多機能で弾力的な実効性ある防衛力概念へと変更になった。

ここで問題となるのは、陸上自衛隊の定数の大幅な削減であり、特に陸上自衛隊の重装備である戦車、火砲の大幅な削減と北海道の師団、駐屯地の廃止削減を焦点とした新たな防衛計画の大綱は、当町の根底を揺るがす大きな問題である。

先日、財務省案の北海道の陸上自衛隊削減案が報道され、防衛庁としては別案を提言しているが、このままでは当町の駐屯地の削減はもとより、駐屯地の存続まで危機にさらされている状況も懸念される。

町長においても、北海道の駐屯地等所在自治体37市町村の連名による要望の提出を初め、先日の中央要望団結式の出席など、各種のアクションを起こしているが、多機能で弾力的な実効性ある防衛力概念に基づき、当町は活火山十勝岳を有する町であるので、その地の利を生かした大規模災害等に即応できる災害派遣のための新たな特殊部隊の誘致、また、近年話題に上がっているPKOなど、国際貢献を図る特殊部隊の訓練ができる駐屯地整備や演習地拡充などの率先した提言をして、他の基地を持つ自治体とは群を抜く、斬新かつ現実的構想を国や防衛庁などに提言して、駐屯地存続に向けた行動をとる必要があると考えるが、町長の考えをお伺いしたい。

3点目について、児童・生徒登下校の安全対策についてお伺いいたします。

昨今のニュースで報道され、いまだ犯人がつかまらないまま、非常に痛ましい奈良県の小学生殺害など、近年の児童を巻き込んだ犯罪は、凶暴性のみならず、猟奇性をも感じる事件に発展してきている。

当町においても、最近、児童・生徒の登下校時に不審者が多発しているとの関係機関からの通達があった。また、未遂に終わり、事件にこそならなかったものの、小学生の下校時をねらった自動車に無理やり乗せようとする誘拐未遂まで発生している現状である。

このような未曾有の状況の中、上富良野町における児童・生徒の登下校及び放課後の安全対策につい

て、どのような方策をとるのが、危機管理についてのお考えをお伺いしたい。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の1点目の補助金の整理、合理化に向けた御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、補助金は民間の個人や団体が行う一定の公益性のある活動を支援するために行われる公金の支出であります。本来民間の活動は、民間の個人や団体が自力で資金を調達して実施すべきものであります。したがって、補助金の交付は、それにふさわしい要件を満たしていなければならないというのが補助金の原則と考えているところであります。

平成17年度以降の予算編成に向けましては、今春より、すべての事務事業について、行政内部において評価検証作業を行い、当面の対応として廃止すべきもの、縮小すべきものなどを整理したところであります。

この中には、各団体に交付している補助金も含まれているところであります。これらの作業の中で、縮小に向け取り組む事業としては、70事業のうち補助事業が43事業ありますが、平成17年度予算編成に当たっては、その削減目標を70事業全体で15%と指示したところであります。

補助金の整理、合理化に当たっては、平成10年にその指針を示し、これまでも取り組んできたところでありますが、本年9月に策定いたしました行財政改革実施計画においても、実施項目の一つとして、さらに取り組みを強化していくこととしているところであります。

計画においては、平成16年度、17年度にすべての補助金について、補助要綱、交付団体の予算、決算、事業計画、事業実績等をチェックして補助効果を検証し、さきに述べました補助金の原則に立ち返って、実践方針、その達成目標を設定していくとともに、補助申請の内容を客観的に審査する機関として、補助金審査委員会、仮称であります。設置してまいりたいと考えております。

このような意味から、議員御指摘のように、平成17年度は、補助金改革に向けて重要な年度と受けとめているところであります。ただ、各団体の統廃合につきましては、それぞれの団体がそれぞれの目的を持って自主的に設立されているものと受けとめておりますので、町が統廃合などの指導をすることは、その自主性を阻害することとなり、いかがなものかと存じているところであります。あくまでも個々の団体、その活動目標に照らして、みずからが他の団体と話し合いをし、統廃合等を考えていくべき

ものと思います。お互いに効率化を果たしていくような動きがあるとするならば、大いに支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の陸上自衛隊上富良野駐屯地削減対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

この関係につきましては、村上議員にもお答えいたしました。さきに閣議決定されました新防衛計画の大綱では、陸上自衛隊の編成定数は15万5,000人となったところであり、現大綱の16万から5,000人の削減にとどまる内容となっております。

また、想定される脅威が大きく変化していることを受けて、戦車や火砲なども大幅に削減する内容となっておりますことから、地元駐屯地に深くかわる内容であり、大きな衝撃を受けたところであります。

なお、議員から提言のありました特殊部隊の誘致等については、国家を防衛する上で、どこにどのようなものを位置づけるかについては防衛上の問題となりますので、その知識を持たない自治体が、その要望をもって提言することは、まことに僭越なことであり、いかがなものかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、自衛官の削減問題に対しては、地域の実情を訴え、現状をできる限り維持していただけるよう、関係市町村とも十分に連携をとり合って取り組んでいく課題と考えておりますので、議会を初め、町民の皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子議員の児童・生徒の登下校時の安全対策についての御質問にお答えいたします。

最近のテレビや新聞に、児童・生徒を巻き込んだ事件が毎日のように報道されております。上富良野町におきましても、11月の初旬の6日から17日まで連日のように発生し、合計17件の誘拐未遂まがいの事件や、不審者の出没が教育委員会に報告されたところであります。

上富良野小学校より、いち早く教育委員会や各学校に情報の提供がなされ、その後、早速、学校、警察、PTA、上富良野の青少年健全育成を進める会、防犯協会などなど、それぞれがパトロールや街角に立っての見守りなどの活動を進めてまいりました。

また、防災無線による町内放送やチラシの全戸配布、さらにタクシー会社や自衛隊への協力依頼など、想定されるあらゆる対策を講じてまいりました。

た。

幸い大きな事件に至ることなく、最近では沈静化し経過していることは、警察を初め各学校、各種団体、また、地域の皆さんの献身的な活動の成果のためものと心から感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、残念ではあります。まだ根本からの解決には至っていない状況にあることから、学校、関係機関の協力を得ながら、事件抑止のための活動を継続しているところでありますし、今後も引き続きあらゆる方策を講じてまいりたいと考えております。

さらに、このような不審者対策は、次代を担う子供たちの安全確保のため、地域全体が関心を持っていただくとともに、地域での子供たちへの優しい見守りが不審者出没の抑止力になるものと考えておりますので、町民の皆さんの御支援、御協力を賜りたいものと考えております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再質問でございます。

まず、1点目の補助団体等の件でございますが、各補助団体も、現在おのおのの所管の課により、補助等の指示が行われております。そんな中、本年度は8%減、そしてまた来年度は15%の総体での削減を目標として行っているところでありますが、本来の団体の目的の補助を行っているというのも十分理解させていただくところでありますけれども、やはりこのままその削減幅を大きくしていくだけでは、補助団体の本来の活動目的もままならない状況になっているのが現状であるということ、まず理解していただきたいと思っております。

加えて、現状行われている団体の事業というのは、先ほどの補助金の性質、原則の中にあります民間が行う公益性のある活動という、その活動以上のことを行っている団体が数多くあるということも、町長に認識していただきたく思い、その活動が行財政の効果を図っていくためにも、むしろ行政が行うことよりも、こういった補助団体にアウトソーシングを図る方が、その効率性であり、適応性であり、また柔軟性においても望ましいということは、町長みずから御承知のとおりだと思っております。

現在、補助事業を行っております43の団体は、もちろんそれぞれに歴史があり、個々の必要性は大きいと私も十分理解している。何とかこの事業を円滑に、さらに恒久的に存続するためにも、この17年度に、町長みずからが事務事業を統合した方が、よりよい事業ができると判断するものに対しては、やはりその必要性を真摯に伝えていくことは、決して私は越権行為であるとは思いがたく、むしろ

現在のこの縦割りの行政の殻を越えることができる唯一の指導者であると、私は考えます。

ですから、この17年度というのは、やはり行財政の観点からにおいても、非常に重要な年度になりますので、町長が勇気と真心を持って、その町長の姿勢が、団体に説得をしていただいて、この意義ある団体の育成や、その発展に寄与する大事な分岐点の年にもなると思います。

先ほどおっしゃっていただいた補助金審査委員等の付託も大事ではありますが、やはり真心を持った町長の、具体的にどの団体とどの団体ということは私は申しませんが、その事業がより力を合わせることによって効率が図られるものというのは、町長みずから御承知であると思いますので、ぜひ慎重かつ大胆な決断をすべきと考えますので、その方策をとっていただきたく考えます。

また、2点目の自衛隊の削減の問題でございますが、この先ほどの答弁を先輩同僚議員の再々質問等の答弁から見ますと、ちょっと若干食い違っている感覚が否めないのではありませんが、確かに先般の閣議決定の報道で、陸上自衛隊の再編の定数は15万5,000人と、財務省案から見れば、大きく削減幅は縮小されてはおりますが、しかし、まだまだ当町の削減がなされないと決まったわけではありません。

もちろん、マスコミの風評に踊らされる必要はありませんが、しかしまた、国や防衛庁の決定事項に一地方自治体がとやかく言及すること、これもおかしいということも理解はいたしますが、しかし、このまま黙って何もしないということはおかしいと思います。何もしないというのは言い過ぎかもしれませんが、もちろん削減反対の運動は、先ほど午前中の町長の御説明がありましたとおり、非常に熱心に削減反対の大会であり、運動であり、そういったことをされている。

また、オール北海道の動きにおいても、歩幅を合わせながらやってこられた努力は、もちろん評価いたすところではありますが、やはり町長3期目になりましたし、2期前から、この上富良野町の基本理念の中に、町長の理念の中に、3本の柱に重要な陸上自衛隊上富良野駐屯地のことを掲げているわけがありますから、それであれば、なおのこと、このことにはもっともっと、より積極的な行動をとっていただきたく考えます。

また、新たな防衛計画大綱や、それによって策定されました中期防衛整備計画ではっきりとこの北海道の人員と装備の再編がうたわれているわけがございます。答弁の中にありますように、地域の実情を訴え、現状をできる限り維持していただくよう関係

市町村と連携を云々とあるわけでありますが、私から見れば、このような要望などは、まるで現状問題にそぐわない甘い判断だと判断させていただきます。

きつい言い方になるかもしれませんが、大店法の規制緩和の中で、大型店の出店の反対を唱えると等しいぐらい甘い考えではないかと思っております。さらに先ほどの答弁にもありましたとおり、災害派遣や国際貢献等の特殊部隊の誘致についても、僭越であるとか、そういったことをどうこう議論して、躊躇して、結果の是非をとにかく言う前に、まず地方の自治体として、特にこの上富良野町として、誘致に歓迎する姿勢を見せることが、私は大事なことだと判断させていただきます。

削減反対の行動については、先ほども言ったように非常に熱心に行われてはいますが、先ほど町長みずから答弁されたように、今後は道内の自治体においても綱引きがあるというのであれば、もっともっと現状にそった実情をしっかりと静観して、その中で今後の対応策を、正確な判断のもと行っていただきたいと思えます。

この上富良野町は、私が言うまでもなく、半世紀近くにわたり、駐屯地と地域とのすばらしい調和がなされて、日本一駐屯地と自治体がよい関係を持っているということは、町長がふだんから言及していることではないでしょうか。この重要な時期ならばこそ、町長に今まで2期8年間の実績を生かす最大の時期のチャンスと考えます。

先ほど以来答弁でありましたように、国の防衛政策に地方自治体の意見がどこまで反映されるかは、皆目見当もつきませんし、また、その影響は限りなく無に等しいかもしれません。しかし、ここ上富良野駐屯地の地域との関係、また、隣接する活火山十勝岳のふもとの演習場との関係などから、ぜひ新たな部隊の誘致にも積極的姿勢をこの地方から中央に向けて発信することも重要と考えますが、いかがお考えか、お聞かせいただきたい。

3点目の登下校の危機管理について、再質問させていただきます。

先ほど教育長から答弁ありましたとおり、確かに不審者に対する抑止力というものは、最終的には地域のあり方や地域の姿勢が大きく関与すると私も判断いたします。

町として、このままでは何も根本的な解決にならない、防衛策にもならないとお答えいただいたように、確かに根本的なものには、解決というのは根の深いものがあると思えます。犯罪ですから、さまざまな原因があることは理解いたしますが、残念ながら、先ほど教育長の答弁の中のあらゆる方策を講じ

ていきたいと、答弁の中で具体的なちょっと方策が、私ちょっとわかりかねましたので、一つ具体的な事例をとって、当町においても、それが参考となるかどうか提言させていただきたく思います。

ことしの7月に大阪で起きました児童・生徒の誘拐未遂の事件、その対応が非常によい例になりますので、当町も参考にさせていただきたく思います。

実は子供を守るうメールの輪、安心メールと称して、事件発生後、素早く被害の状況や、容疑者に関する情報を保護者の携帯電話などにメール配信するシステムが導入されました。実際に大阪の池田市で、この犯人がメール配信システムにより逮捕され、誘拐は未然に防がれたという事実がございます。

16年度の警視庁のまとめによりますと、2003年度、幼児と小中学生が被害に遭った刑法犯事件は、何と10万8,255件に上り、5年前から比べまして、1万5,000件もふえているのが現状であります。このことは、当町上富良野においても、決して他人事ではなく、今、先月、不審者の行動に対してとられました関係機関の自衛隊やPTAなど、地域の協力は今までどおり行っていたと思いますが、残念ながらこの協力にも限界があると思えます。

今回とられました不審者に対しての防災無線やチラシの全戸配布等も効果は大きかったと思います。しかし、このタイムリーさというか、時間的問題には、いま一つ決定的なものに欠けていると私は判断いたします。

子供を守っていくには、地域の目は大切であります。しかしながら、それには情報の速報性というのが不可欠であり、子供を安心して育てて教育できる環境づくりというのは、町の使命でもあり、地域の願いでもあることは間違いありません。情報化時代だからできる児童・生徒の安全対策であるこのメール配信システムの早期導入の必要性があると私は考えますが、その点についていかがか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、補助金等の問題でありますけれども、これにつきましては、先ほど来お答えさせていただいておりますように、行財政改革の中で取り進めていく課題でありますので、この対応につきましては、十分に事業評価を進めながら対処していきたいというふうに思っております。

この統廃合等々につきましては、やはり基本的に町がそれぞれ説明をして統廃合を促進していくこと

のでき得る組織と、それから例えばラベンダー祭り、火祭りが統合されたように、それぞれの組織が自主的に統合していく組織と、いろいろなものがあるかと思うところでありますが、今、町として考えているのは、例えば交通安全協会と防犯協会を一つの生活安全協会、あるいは地域安全協会的なもので一つにまとまらないかなというようなことも含めながら、それぞれの組織に声をかけていたりしておりますけれども、基本的に、私が先ほど申し上げましたように、そうは言っても、これは二つの組織が判断をして考えるべきものというふうに認識いたしておりますので、行政が主導してまとめて統合していくということには、なかなか難しい課題があるというふうに思っております。

ただ単に、それぞれの組織というものにつきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように、現在、先ほどもお答えさせていただきましたが、70ある今の対応の中で、うち補助事業が43事業、17年度においては、その70の中の15%について、その対応を図っていきたいということでありまして、補助金額的には、今年度予算編成に当たりまして方針を指示してございますが、義務的経費だとか、そういったものを除いた中で前年度歳出一般財源の10%削減をもって予算要求をしてこようというふうに指示いたしているところでございます。

ただ、これにしても、往々にして各組織の皆さん方に誤解を生むところでありますが、私としては一律10%の削減ということで指示してはなくて、総体的な額の中で10%削減せよということでございますので、それぞれの部局に対する総体的な額の中で10%。ですから、場合によっては、必要などところにつきましては現状であろうし、また増額することも可能であろうし、ただし、総体的な10%削減だよということの対応を指示しているということで、それぞれの事業評価をして、補助金を必要とする、そしてそのことが補助金支給の原則にのった形の中の組織であるならば、今後も継続して対応していくようなことを考えていかなければならない。

議員心配されておりますように、毎年10%ずつ削減したら、10年たったらゼロになるではないかということには、私はならないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、自衛隊の削減の問題、これについては余り生ぬるい、甘いという御指摘いただきました。私は私なりに努力をしておりますが、議員が御発言にありましたように、陸上自衛隊の訓練等々に関しても、北海道の利点と、そして我が町には演習

場を抱えた駐屯地であると。それから、多田分屯地という日本有数の弾薬貯蔵基地を持っていると。そして、議員がお話にありました最も重要なことは、この50年の長きにわたりまして、自衛隊と地域との信頼関係というものが非常に全国的にも有数な地域として、中央でも認められている地域であるということをお話を前提としながら、今後演習場の、利用しやすい演習場への整備拡充を図ることも含めた中でいろいろな要望展開をしていきたいというふうに思っておりますが、今、新たな部隊の編成ということにつきましては、議員も御理解いただけるように、今回の防衛計画大綱の中では、中央即応手段というものが新たにできると。これはテロ対策集団でありますけれども、これは中央にできて必要なものであって、北海道にその部隊を置いて、東京で何かあったときにすぐ飛んで行けるかといったら、そういうことにはなりませんから、これはどうしたって中央にでき上がる部隊であるということから、誘致というのはなかなか難しいと。新組織の編成というのはなかなか難しいということでありませぬ。

そして、基本的に我々は十分な対応をしなければならぬというのは、北部方面隊が改編されるということです。ですから、その北部方面隊の4万3,000体制になった、過去におきましてはソ連邦の崩壊によりまして北方脅威論がなくなったときに、数万人の自衛隊が西方に移動して行って、北部方面隊の自衛官の大移動がなされた。

そして、今、私は2次移動だというふうに思っておりますが、現在の4万3,000体制が、これが縮小されていくと。新聞報道等々では、3万7,000体制で6,000人減るのでないかというようなお話であります。また、確認した中では、その6,000人の確認というのは、私もとれておりませぬ。陸幕あるいは中央等々でいろいろと情報収集しておりますが、それについては、まだその北部方面隊の改編については、これは実施されるということは承知しておりますが、6,000人になるのか、7,000人になるのか、8,000人になるのか、あるいは5,000人で済むのか、これについては、まだ人数的には把握しておりませぬけれども、何せ縮小されることは、これ100%である。11師団が旅団化されていくと、これは完全になると。そのことによって、三千数百の隊員は減っていくと。その隊員は北部方面隊に残るのでなくて、西方の方へ行くこと。

また、火砲、戦車、これについても600両という削減ができた。この戦車については、例えば九〇式戦車であれば、乗員は3名であるけれども、整備

員だとかいろいろなものを含めれば7名ぐらいになるのだと。1両なくれば7名なくなると。これらについても、隊員は西方へ動いていくということに相なるわけでありませぬから、それを何としても抑えて、地元上富良野駐屯地の規模は、現状の規模を維持していくように、これは何としても努力をしながら、今までのこの地域の利点を、そしてまた理解をしていただいているいろいろな問題点等々を提起しながら、現状維持に向かって全力を挙げて要望運動の展開をし、対応していきたいというふうに思っておりますので御理解を賜りたい、そして御支援を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、登下校時の安全対策についてお答えをさせていただきますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、それぞれの団体とか機関、また警察等がパトロール、また街角に立っての見守り、これらの継続はしていかなければならないものというふうに考えておりますし、また町の広報、また防災無線、チラシ等の全戸配布等も、今後も必要に応じて対応していきたいというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、先ほどもお答えをさせていただきましたが、やはり地域と学校、それから行政、また各職域やなんか連携して、全体がこれからの子供のために対応していくということが必要だというふうに認識をいたしております。

さらに、御提案いただきました大阪の池田市のメール配信装置の導入等についても、中身やなんかについてもよく研究、検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

事務局長（北川雅一君） 午後1時から再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告いたしました3項目9点について一般質問を行いたいと思っております。

まず、1項目めは、樹木の保護対策についてでございます。

公共施設の植栽は、その施設の環境と景観の調和のために必要なもので、施設利用の皆様の憩いのオアシスにもなっております。しかし残念なことに、車の排気ガス被害と思われる植栽樹木への影響が次の2カ所で見られます。

1カ所は、社会教育総合センター正面左側の植栽2本が茶色に変色をしています。2カ所目は、駅前駐車場で、駅正面に向かって左側に2本、右側に1本が社教センターと同様に茶色に変色し、駐車中の排気ガスの影響を受けていると推測されます。

町は、その実態を承知のことと思われるが、その対策をどのようにされていたか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、2点目、本年度はかつてないほど台風が発生し、また北海道に上陸する台風も多く、特に台風19号による当町の被害は大きなものでした。学校敷地内の樹木の折倒木や、プール屋根に被害があったが、上富良野中学校の駐輪場横の折倒木は、授業開始後であり、倒木が自転車小屋の鉄骨屋根に支えとなって、生徒自転車に被害がなかったのが幸いであり、万一の場合、大きな被害が予想されます。

今後、公共施設内の樹木等を専門家による点検によって、樹木保護と樹木伐採等について定期的に行うべきと考えるが、それらの措置についてお伺いいたします。

2項目め、以前の定例議会一般質問でのその後の措置状況ということでお尋ねを申し上げたいと思います。

今般、条例の廃止ということで、納税貯蓄組合の補助金の関係が出ております。これを私は過般の一般質問の中で、上川町村会の指導に基づいて、早期に解消ということで申し上げましたけれども、これらの関係が今回の議会で出たということで、一つの一般質問での意義が大きく反映されたというような感じを持っております。

それで、まず1点目は、上富良野町衛生センターについてでございます。

これは、平成15年6月定例で私は一般質問をしたところでございますけれども、まず一つは、処理棟については、構造的にほかへの転用が難しい施設なので、取り壊しをすることとし、解体費用については、実施計画の中で平成16年度に所要額を計上しているところである。

2点目は、管理棟については再利用を考えると、15年6月の定例で私の質問に対して町長は答弁されております。しかし、現状はそのままであるので、その経過について明らかにしていただきたいと思っております。

次に、2点目は、住居表示板の整備についてでござ

います。これは平成15年12月定例で行った質問でございます。

まず1点目は、施行規則第7条、汚損、紛失等による再交付は有償とし、その額は町長が別に定めるとあるが、町長は有償額を定めていなかった規則等の不備であり、実態に即し、早急に規則整備と適切な運用に努めてまいります。

2点目は、住居表示から二十数年経過していることから、消耗し、判読困難や破損もあるので、今後の見直しを十分調査し、対応を図る認識を持っているが、その調査方法等々については検討したいと答弁されたが、規則整備の内容、有償額も含めると実態調査の状況について明確に答えをいただきたいと思っております。

次に、3点目は、旧白銀荘の措置についてでございます。これは平成13年12月の定例で行った質問でございます。その中で町長は、旧白銀荘の転用・改修については、環境庁、北海道に対して要望してきたが、代替施設として現在の吹上温泉保養センターを建設した経過から、いずれも実施が困難であり、また保存には多額の費用がかかることから、町で行うことは財政的に厳しい状況であり、取り壊すことで考えていると答弁しています。それから3年を経過しているが、その対応措置について明確にお答えをいただきたいと思っております。

次に4点目、情報の公開・提供・公表についてでございます。平成12年6月の定例議会で一般質問した項目でございますけれども、町長は町民と行政が情報を共有するという前提のもとに、これまでの協力関係をさらに進め、地方分権時代に対応した共同関係を築いていきたいと考えていると答弁されました。具体的には、町政情報提供コーナー、行政資料室の設置と内容の充実にも努められているのは承知しているが、情報の現行維持と適切な内容に欠けているのが実態でございます。それらについて、所管課を含めて指導体制に問題があるように判断されるが、町長の所信をお伺いしたいと思っております。

3項目め、町立病院の血液製剤フィブリノゲンの使用についてお尋ねをいたしたいと思っております。

C型肝炎ウィルスの混入した血液製剤フィブリノゲンが納入された医療機関を、12月9日、厚生労働省が公表されました。この血液製剤は、三菱ウェルファーマー（旧緑十字）が製造し、吐血や臓器の接着をするために、外科や産婦人科で広く使われました。しかし、原料の結晶に混入した肝炎ウィルスが十分死滅処理されてなかったことから、投与された患者はウィルスに感染しているおそれがあるとしております。

フィブリノゲン製剤が納入された可能性のある医

療機関が全国で6,916カ所、道内370カ所と公表されました。その公表施設に上富良野町立病院がリストにあります。したがって、次の点についてお伺いをいたします。

1点目は、納入事実と納入記録の有無。

2点目、投与記録の有無。

3点目、投与されている場合の今後の対策について。

以上、3項目9点について質問を行いますので、明確な答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の1点目の樹木の保護対策につきましてお答えさせていただきます。

社会教育総合センターにおいては、緑地を広くするとともに、数種類の樹木を植栽して、利用者の憩いの場となるよう、適正管理に努めているところであります。

御指摘の樹木の中に、一部立ち枯れていたり、茶色に変色しているところが見られますが、この原因は、路盤の舗装修理の際、パーナーの熱で枝の一部を枯らせてしまったものによるものであります。その後は回復傾向にあると教育委員会から報告を受けているところであります。

2カ所目の駅前駐輪場内に植栽されている樹木、オンコについてであります。ここはJR敷地内であるため、JR旭川支社の了解を得て植栽し、駅前花壇とあわせてボランティアの方が中心となって管理されているところであります。

議員御指摘の植栽樹木につきましては、一昨年カイガラムシと思われる害虫が発生し、駅前駐車場の同様の樹木12本に付着が確認されました。花壇を管理するボランティアの方がそのことに気づき、防除作業など直ちに対処され、その後の経過を見守っていたわけではありますが、最終的には3本の樹木が被害をこうむる結果となったわけであります。

以上のことから、この植栽樹木については、害虫による木枯れ被害と考えておりますが、いずれにいたしましても、公共施設内において計画的に配置された緑につきましては、今後とも適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、公共施設内の樹木の点検についての御質問であります。今年7月に教育委員会において、町内各小中学校敷地内の危険木や支障木についての調査を行っております。

取りまとめの結果、各学校の敷地内の樹木の中には、大きくなり過ぎていたり、幹が空洞になっているため危険な木、あるいは電線や校舎にかかって支障となっている木が相当数あることを把握した次第

であります。その後、これらの措置にかかる費用の算出のため、現地調査を行い、早い時点で危険な状況を解消するよう取り組んでまいります。

児童・生徒の安全確保の面からも、学校敷地内の樹木の点検を定期的を実施し、適切な管理に努めるよう、教育委員会に指示しているところであります。

次に、2点目の一般質問のその後の措置状況についてのお答えであります。最初に衛生センターについての2点につきまして、一括してお答えさせていただきますが、議員の御質問のとおり、衛生センターにつきましては、平成14年度末において閉鎖しております。このことから、平成14年度の実施計画においては、平成16年度に取り壊す計画を立てたところであります。しかしながら、取り壊しにおける多額の費用につきましては、すべて一般財源において対応することとなりますことから、その後の極めて厳しい財政状況において、やむを得ず取り壊しを先送りしている状況にあります。

また、管理棟の再利用につきましても、建物が相当老朽化しておりますことから、費用をかけないでの利用方法も難しく、処理棟とともに取り壊すことでの再考をしたところであります。処理棟同様に取り壊し計画については、財政状況及び事務事業の緊急度を考慮しながら、できるだけ早い時期に取り壊してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、住居表示板の整備についての御質問にお答えいたします。最初に住居表示板の調査については、本年8月から9月にかけて、担当課の職員により、4班体制で住居表示実施区域内の住居表示板の設置状況及び街区の設定について調査を実施いたしました。その結果、住所表示実施区域内の住居は2,887戸であり、その内訳として、文字等がはっきりしているもの1,533戸、文字等が汚損、消滅し、設置が必要なもの800戸、また紛失等により設置していないもの554戸、合計1,354戸で、全体の47%が設置が必要という結果になりました。

また、街区につきましては、北電の電柱及びNTTの電柱、あるいは各家庭の車庫等に設置していましたが、年数の経過と移設等により、確認できたのは293カ所であり、大半が汚損し、消滅しております。このようなことから、新設を含め、822カ所が必要であると認識したところであります。

次に、規則の整備状況ではありますが、上富良野町住居表示に関する条例施行規則第7条の一部、汚損、紛失等による再交付は有償とし、その額は町長が別に定めるとの条文につきましては、料金の設定

を規則で定めることは好ましくないことから、削除したところであります。このことから、住居表示板については、行政が責任を持って整備することで、現行条例の不備な点について、今後改正してまいります。

御質問の住居表示板の再交付につきましては、明年度に新規交付等と同様に交付してまいります。

街区につきましては、費用も相当数かかりますので、年次的に整備するよう進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、旧白銀荘の取り壊しにつきましては、平成13年12月の定例議会におきまして、財政状況を見きわめた中で取り壊しを行うことを考えていると答弁したところではありますが、その後、財政状況も非常に厳しく、解体、取り壊しには至っていない状況にあります。

今後ますます財政状況は悪化するものと考えますが、財政状況を見きわめながら取り壊しを行う方向で引き続き検討を加えてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

4点目の情報の公開提供、公表についての御質問にお答えいたしますが、町民とともにまちづくりを進めていく上には、情報の共有は、その前提であるということ言うまでもなく、議員の御意見のとおりであります。町政情報提供コーナーにおきます各情報の提供が滞ってありましたことにつきましては、まことに遺憾であり、申しわけなく思っているところであります。

各所管課における情報の提供につきましては、遅滞なく開示、公表をするよう、管理担当の総務課に指示したところであり、チェック体制を徹底してまいります。

次に、3点目の町立病院の血液製剤フィブリノゲンの使用についてお答えいたします。

厚生省は、12月9日、C型肝炎対策として、過去に血液製剤フィブリノゲン投与を行った医療機関を公表いたしました。全国で6,611施設、道内では370施設で、当町立病院も、この中に含まれているところあります。

御質問の納入事実と納入記録についてであります。使用を中止してから20年ほど経過しております。当病院内には、納入事実、記録等につきましては、他の診療機関と同じく、今回発表資料の製薬会社の記録しかないところあります。

製薬会社の記録では、昭和57年10本、昭和61年6本、昭和62年3本を納入し、その4月に残っていた4本を返却しており、会社の記録で確認された購入量は、3年間で15本となっているところあります。

2点目の投与記録につきましても、診療記録は診療完結から5カ年間、平成9年9月から薬事法で定められました血清製剤使用記録も10年間であり、カルテ等を含めた記録は一切ありません。

3点目の投与されている場合の今後の対策についてであります。現在C型肝炎の検査につきましては、一つ目が国がC型肝炎緊急総合対策の一環として行っている保健所におきます肝炎ウイルス検査、二つ目は老人保健法によります40歳以上、以降5歳刻みで実施の肝炎ウイルス検査、その他各事業所におきます職員従業員の健康検査の中で行われているところあります。

上記以外の対象者に対しましては、町立病院においてB型、C型肝炎の検査を低料金で実施する運びとしておりますので、このことについて広報防災無線を通じて周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、樹木の保護対策の関係で、社教センターの前の植栽の関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

答弁では、路盤の舗装修理の際のバーナー熱で枝の一部を枯らしたとのことでございます。これについては、実施をした年月日はいつかということ。

それから2点目は、施工された会社はどこなのか。

それから3点目は、舗装修理後、施工会社から、こういう事実があったというような連絡等があったかどうかということ。

それからもう1点は、作業上の注意義務と申しますか、そういうものについて、教育委員会としてどう指示をされたのかということ。

それから、駅前駐輪場の関係です。一応カイガラムシと思われる害虫が発生し、防除作業をしたとのことあります。私は、今回以前に写した写真と、夏に写した写真ですけれども、それと駅前駐車場の図面を持って、旭川と富良野の専門家のところへ訪ねてみました。そうすると、その専門家の方は、町の担当者がカイガラムシの害虫による被害と説明されているが、車の駐車状況と植栽の位置関係から、車の排気ガスの影響が非常に大きいということで診断を受けました。当然カイガラムシがあって、そこが弱っているときに排気ガスなのかと言いますけれども、先ほど助役に見せましたけれども、緑、緑のものが2本びつと残って、それから真っ茶色に全部がもうなっているのが2本と、もうはっきり分かれているのですね。

その専門家は、カイガラムシが発生付着した場合、その木が順番に伝播性で伝染していく性格を持っているということが言われております。もしくは、現在今見た場合は、茶色と緑とがはっきりしているということは、緑のところは普通伝播性があるから、だんだん黒く黒ずんでくるのが実態だけれども、この写真を見る限り、そういう状況ではないということが言われました。

そういうことで、特定の樹木のみ、あそこは2本、1カ所のコーナー4本のところ2本、それからもう1カ所は4本のところ1本ということで、ちょうど駐車場の排気ガスが、排気筒が出るところなのですね。そういうことを見ると、排気筒の位置関係と合致をしているということで、この専門家の方は私に言われておりますので、これらの関係についてどうかということでお聞きをいたしたいと思いません。

それから、2点目の各学校の関係の折倒木の関係です。これ答弁では、町内各小中学校施設内の危険木と支障木については、調査を本年7月、教育委員会が実施して取りまとめたとの答弁でございます。したがって、取りまとめたということであれば、その実態を学校別に危険木と支障木と、何本何本ということで明らかにしていただきたいと思いません。

次に2点目、7月の調査に基づいて危険木、支障木の処理費用額を算出のため、現地調査を行ったとのこと。したがって、現地調査の月日、それから処理費用額がどのくらいかかるのかということの大まかな金額だろうと思えますけれども、その算出金額は幾らになっているか、お伺いをいたしたいと思いません。

それから3点目は、台風19号の直後、私は上富良野小学校、上富良野中学校、西小の3校の被害状況をカメラにおさめてきました。各小中学校の風倒木は、7月に調査をした危険木がどのくらい入っていたかということでお尋ねをいたしたいと思いません。言うなれば、7月に調査した危険木の中に、今回の台風19号でどれとどれを何本それぞれ学校別に影響があったかということでお尋ねをしたいということです。

特に上富良野中学校の自転車置き場の屋根に折れ落ちた樹木は、そのとき危険木として見ていたかどうかということ。

それから4点目、危険木と認定した場合、それぞれ危険度合いもあろうと思いません。しかし、事故が発生してからでは遅過ぎるので、速やかに処理すべきと考えるわけです。ですから、7月に調査をして、危険木としたら速やかに何とかやれる方法の手だてがなかったかどうかということ、言うなれば

危険木に対する具体的な方針をお伺いしたいと思いません。

それから、支障木と認められた樹木の中で、西小学校グラウンドの、言うなれば野球グラウンドの1塁側、27号道路よりシラカバが立っています。このシラカバの落ち葉が道路沿いの周辺の住宅地、車庫、用水への被害が永年にわたってあるという苦情が寄せられています。これらの被害と苦情についての対策をお伺いしたいと思いません。

それから次に、2番の以前の定例議会の一般質問のその後の状況ということでございます。上富良野町衛生センターは、平成15年3月31日で閉鎖され、条例が4月1日で廃止がされました。私は、平成15年6月の定例議会で、この取り扱いについて質問を出したところ。その結果、先ほど質問の中に申し上げた答弁でございました。

一つは、平成14年の実施計画で、16年度に取り壊す計画を立てたところであると。その後非常に財政が厳しいということでございますけれども、私は平成15年6月の定例議会の再質問で町長は、解体費用につきましては、実施計画で提示してありますように、平成16年で解体予定であるということ御理解をいただきたい。言うなれば、15年の6月にあれして、15年の12月にはもう予算措置等がされなければならない段階なので、であれば、その段階で、もう財政的に無理だというようなことで、その段階でやはり出すべきではないかと、答弁すべきでないかという気がいたします。

それから2点目は、管理棟の再利用についてです。建物は相当老朽しており、費用をかけないで利用方法は厳しいとの答弁であったが、老朽化はもう最初から判断できていたのですね。それらに再利用するという言葉で、その後1年半待っていたけれども、何ら再利用の動きがないという感じがいたします。したがって、結果的にその場しのぎの答弁で、言うなら事態を先送り先送りというような措置ではないかという気がいたします。

それで、再利用について、具体的に何を検討したか、経過があったら明らかにしていただきたいと思いません。

それから次に、住居表示板の整備でございます。町長の今答弁で、料金の設定を規則で定めるのは好ましくないということで、条例が不備である。したがって、条例規則を改正する方針であるという答弁でありますけれども、具体的な条例規則の改正について一応考え方をお聞きをしたいと思いません。

それから、住居表示板の関係です。これは本年8月から9月にかけて、担当課の職員より4班体制でやっていたということ、本当に1戸1戸の

大変な作業に御苦労さまでしたということで送りたいと思います。

その結果、住居表示区域の2,887戸のうち、汚損、消滅、紛失、未設置で1,354戸が不備な状況ということで、言うなれば47%、約50%近いというデータが明らかになりました。

それから、何町何番という街区表示板でございませうけれども、これは確認できたのが293カ所、しかし、新設と、それから汚損、消滅を含めて822カ所が必要ということです。したがって、これは総体で街区表示板は115カ所必要なところ、822が不足ということで、74%という驚く実態が明らかになったと思います。したがって、町長の答弁の中では、住居表示板の再交付、17年度に新規交付と同様、交付するものであるということですから、言うなれば紛失しても、汚損してても、消滅してても、一応新規ということであるから、言うなれば無料で交付するという事で理解をしてよいかどうか。

それからもう1点は、前回の一般質問では、1枚の単価は約200円ぐらいということでございます。したがって、これについては、17年度やるというようなことで考えているということでございますので、この住居表示板の単価は、1枚幾らくらいで予定を立てているかということでお尋ねします。

それから、街区表示板の設置でございませうが、822カ所必要ということで、住居表示板が非常に大きいのでございます。したがって、これらについては相当額かかるので、年次計画的に進めていきたいということでございませうけれども、まず1枚の単価はお幾らかということと、それから整備の進め方、何年計画で、もしくは住民会単位でやるだとかいろいろ方法等が恐らく机上でプラン化されていると思いますが、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、次に旧白銀荘の関係でございませう。これは平成13年12月に申し上げて、その段階で新しい白銀荘ができる段階ということで、平成7年3月に、元議員の吉岡議員が一般質問をし、その中で取り壊す方向、それから平成12年6月定例で、今議場におられます中川議員が、吹上温泉の設置及び管理棟に関する条例の一部改正ということで、壊す壊すといつまで先送りするのだということの質問を行っております。また、平成13年12月には私が行い、それから平成15年3月28日の文化財保護委員会の会議録を見ましたら、そのときの社会教育課長が、旧白銀荘の取り扱いは平成15年に取り壊す方向で進めているというような経過があります。ということで、これについては、財政的に苦しい

事情はわかりますけれども、いつまで先送りをするのかというようなことでお尋ねをいたしたいと思ひます。

それから2点目は、旧白銀荘が当面財政的な事情から取り壊さないのであれば、老朽化は進んでいるけれども、専門家による調査を受けて、利用が可能であれば、今一つの動きとして、上富良野町スキー連盟、上富良野町山岳会、上富良野町体育協会で活用してはどうかということが検討をされております。したがって、具体的に対策関係だとか、万が一のときの体制だとかいろいろなことがあるかとは思ひますけれども、一応専門家の診断を受けて、可能であればそういう方向で行っていただけないかというのが一つの考え方です。

それからもう1点は、平成16年12月4日、恐らく皆さんも読んだらうと思ひますけれども、朝日新聞に、中谷宇吉郎のやつで、雪は天から送られた手紙ということで、大きな見出しで載っております。そういうことで、この中にはぜひこれは残してほしいというような関係。

それから、昨日、北海道遺産認定を祝う会の土の館の関係で、北海道産業考古学会の会長である北海道遺産専門委員の山田大隆さんに、このことをお話ししたら、これはもうぜひ上富良野町の大きな財産ですと。財政的に許すのであれば、残していただいた方がいいのですがというようなお話しもしてありますが、いずれにしても、専門家の調査によって、可能であればこういうことができるかどうかについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

それから、次に情報公開・提供方法・公表についてです。

一応、町政情報提供コーナーが上富良野町の役場の1階にございます。それで、私はこの附属機関の情報の実態についてどうなっているかなということとでちょっと調べました。二重丸、三重丸の花丸のついたのは、国民健康保険運営協議会、それから上富良野町行財政改革推進町民会議、それから社会教育委員兼公民館運営審議会の三つが丸で、ひどいところは、例えば上富良野町スポーツ振興審議会です。名簿の中では、平成14年4月1日から16年3月31日まで、委員の任期です。任期切れになり、16年度の会議録もないと。

それからもう一つは、就学指導委員会の委員です。これは設置規則第1条でなっているのです。先ほど教育長が、就学指導委員会を12月13日開催したと言ひますけれども、これは名簿は13年10月1日だけのもので、任期切れだし、名簿もないし、会議録もない。まるっきりだめなやつです。

それから、在宅介護支援センター運営協議会、任

期の明示もない、それから運営協議会の役員の名簿もない、15年、16年度の会議録もなし。会議が開催しなければあれです。こうやって見ると、もうまともなやつはないのですね。

例えば文化財保護委員会についても、任期の最後は平成16年3月31日、任期切れで名簿もなし。16年度の会議もしていないということだろうと理解をするのですけれども、こうやって見ると、いかにこの維持管理といいますが、それがなっていないというのが明らかになっています。

それで、平成16年4月の定例課長会議、16年4月1日に行っています。その中で総務課長は、町政情報提供コーナー、収蔵目録移動調査表の移動、変更内容の報告期日は、4月16日までということになっております。

その後を受けて町長は、情報提供コーナーに対する議会答弁は、収蔵所管課長が答弁するようにということで、課長会議で明らかにしています。

それから、16年8月の定例課長会議、これは16年7月30日に行っています。総務課長は、町政情報提供コーナーの整理、4月に各所管の編さん目録を提出いただいているが、特に附属機関委員名の名簿が変更になっていない。

また、会議報告の最新情報についても、早急にとじ込むよう行っていただきたい。

その中の会議で助役が、特に会議録の関係については、何度か御指摘をいただいているので、各所管課で1度点検をしてもらい、速やかに提供できるような形で整備をしてほしいということの、総務課長、町長、それから助役等が定例の課長会議でそのように言っております。したがって、これらの関係についての指導は、総務課が担当ということですが、一体どうなっているのかということで、疑いたくなる今の町政情報提供コーナーの附属機関の情報の提供のあり方が、まるっきりなっていないというのが明らかになっております。二重丸つけるのは何力所かありますけれども、大半はなっていないということでございます。

それから、定例課長会議の会議開催が、9月定例課長会議、16年8月31日となっているけれども、その後情報はとじていないので、一応定例課長会議はなかったと理解してよろしいですね。この点お尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、公民館の行政資料室です。平成12年までの資料はあるけれども、その後はないのですね。当然今公民館のあれからいって、あそここの資料の状況からいけば、言うなれば、もうあそこは必要はないのではないかという気がいたします。したがって、できれば公民館改修の段階で、や

はりあそこは行政資料室の取り扱いをどうするのかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから最後に、町立病院の血液製剤フィブリノゲンの関係でお尋ねをいたしたいと思います。

納入事実、それから納入記録は町立病院にないということで、今回の公表は、製薬会社の記録によって行われるということで、ほかの病院も同様であるということが報道されています。したがって、今、町長から答弁をいただいた、昭和57年10本というのは、今から22年前、10本、それから18年前の昭和61年に6本、それから17年前の62年の3月に3本、しかし62年4月に4本返却となっている。したがって、昭和57年から昭和62年、もしくは返却されていても使われていたかもしれない、残っているやつ。ということで、いずれにしましても、血液製剤フィブリノゲンは、15本以内は上富良野町立病院で使用していたというのが明らかであると思います。

また、雇用記録のカルテも保存期間経過で一切ないということで、今回の報道どおり、報道によって上富良野の町立病院への、このフィブリノゲンに対する照会がどの程度あったのか、それからもう1点は、血液検査をしたい、もしくは、したという方がどのぐらいあったかということでお尋ねをいたしたいと思います。

私は、今月の12月16日、富良野保健所、それから富良野協会病院と訪ねてみました。富良野保健所では照会は18件あったと。それから検診は6件の予約を受けているし、1件は受検したけれども、あと5件は第1月曜、第3月曜日になっております。したがって、年越しになって1月の初めなのでということで、いずれにしても検診を受けたいということです。

それから協会病院には照会の関係は15件あって、そして検診はまだどなたもいらっしやいませんということなので、一応照会と検診の関係で、町立病院への数についてお伺いをいたしたいと思います。

それから2番目は、公表された医療機関で治療を受けたが、血液製剤フィブリノゲンが使用されたかどうかというのは、判明しない面が私はあると思うのです。したがって、血液製剤のウィルス感染対策が実施される平成6年、言うなれば1994年以前に公表された医療機関で次のような治療を受けた患者は、厚生省や道は受診を呼びかけております。

その治療の内容はどうかというと、1番目は、妊娠中か出産で大量出血した。2番目は、大量出血の伴う手術を受けた。3番目は、消化器系統の病気や外傷などで大量出血した。いろいろあって5項目ぐ

らい上げて厚生労働省、それから道は言っております。したがって、先ほど町長の答弁では、町は広報、防災無線を通じて周知を行うという方針であるということでございますけれども、ただいま申し上げた、こういう治療を受けた人はおられませんかということと、治療内容を明確にするともに、検査、受診の周知を図るべきと考えるが、具体的な周知方法についてお伺いをいたしたいと思います。

次に3点目は、上富良野町民で通院、治療などでC型肝炎の患者数はどのくらいおられるか、これは保健福祉課かと思えますけれども、町立病院では直接診た患者しかわからないと思うのですけれども、私はそのC型肝炎の患者の皆さん方が、実際にC型肝炎の血液製剤フィブリノゲンの治療受けたかどうかという、一応その罹患された患者さん、町民に病気の履歴、それからもう一つは追跡調査をして、この期間に該当するか該当しないか、そういうことでやはりやっていかなければならないのではないかと。言うなれば、当時の厚生省が決めた薬を抵抗なく病院に入れる、それから患者に投与すると。そういうことが結果的にこういうことが今起きてしまっているわけですから、そういう点では病気の履歴の追跡調査をすべきと考えますが、その点いかがでしょうか。

それから、次に4点目、C型肝炎の検査料についてお尋ねをいたしたいと思います。

富良野保健所は道立保健所ということで、1,580円で、先ほど申し上げた月2回やっております。第1と第3月曜日ということでございますが、町立病院での検査体制と検査料についてはどうなっているか。というのは、新聞報道によると、保健所は1,580円、札幌市は1,376円、函館市は1,120円というような報道がされておりますので、その点も明らかにしていただきたいと思えます。

それからもう1点、C型肝炎のウィルスに感染すると、初めは症状がなくても、10年、20年たってから肝硬変、それから肝がんが進むことがあるということが言われております。それで、私、富良野保健所に照会したところ、検査料1,580円は、検査の入り口段階だということを言われました。それで、潜在的に、いわゆる向こうの課長さんは、潜在と、いわゆるキャリアというような表現をしていたのですけれども、この検査は6,000円ぐらいかかる。それから、このことは協会病院にも聞いたら、大体6,000円ぐらいだということでは言っていましたので、町立病院では、それらのなお高度な検査になるのでしょうか。これらはお幾らということではなっているのか、お尋ねをいたします。

以上、多岐にわたりましたけれども、一応再質問を終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、樹木の管理につきましては、ボランティアの皆さん方の報告で、カイガラムシの被害であるという報告を受けております。排気ガスが原因なのか、カイガラムシが原因なのかという検査をすることではなくて、ボランティアの皆さん方の報告を信じて、そのカイガラムシ対策を講じて、他の樹木が助かったということでもございますので、今後におきましては、その管理、ボランティアの皆様方の状況を十分意見をお聞きしながら、保護対策を講じていきたいというふうに思っております。

学校樹木の関係につきましては、なかなか所管、私自身ではわかりかねるところが多々ありますので、教育委員会の方から御説明をさせていただきます。

それから、衛生センターの件であります。これらの再利用しようとしていた部分につきましては、言うならば資材置き場として対応したいということで考えていたわけでありまして、なかなかその対応するためには経費もかかるということから、先ほどお答えさせていただきましたように、再考して解体にすることで方向を定めさせていただいているということでございます。

この解体につきましては、何度もお話し申し上げておりますし、16年度の予算特別委員会でも特別委員会の中で何度も御質問をいただきまして、白銀荘の解体と、この衛生センターの解体については、すべて一般財源で多額の拠出をしなければいけないということから、先送りをさせていただくということで、先送りをさせていただいているわけですが、これをいつ解体に着手するのかということにつきましては、何度も申し上げておりますように、これはすべて一般財源、町の財源で対応しなければいけないということから、なかなか手をつけることが難しいわけですが、財政状況を見きわめながら、今後予算措置をさせていただきたいというふうに思っているところでありますけれども、当分の間先送りせざるを得ないという認識を持っております。

次に、住居表示の件につきましては、当時この住居表示を対応したときの条例としては、再交付については、有料ということで決めていたところでありますけれども、どう考えてみても、これを有料化すると、住民の皆さん方が金を出してまで要らないわということになれば、設置できなくなるというよう

なことから、含めながら、私としては、これは行政が、町が対応していくべき、街区区分も同じように町が対応していかざるを得ないのかなというようなことから、規則につきましては削除させていただいて、今後有料化を無料にするということになれば、現在の条例の整備をしなければならぬということでございますので、次年度、先ほどお答えさせていただきましたように、住居表示については、次年度から一部対応を進めていきたいと。街区につきましては、予算を含めながら年次計画をもって対処していきたいと。

何年ぐらいの年次かということですが、総額予算と総額財政状況を見きわめながら、年次に対応していきたいというふうに思っておりますので、その対応につきましては、その予算執行に間に合うように条例の改正をさせていただきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと。

また、それらの単価だとかいろいろな細部の数値につきましては、所管の方からお答えさせていただきます。

次に、白銀荘の問題も、先ほど衛生センターでもお話し申し上げましたように、解体につきましては、これはもう解体をするということで、環境庁とも調整が済んでおります。そのようなことでありますけれども、当時これを保存するのにどれぐらいかかるかということになりますと、五、六千万円の財政投資が必要だと。町は五、六千万円の財政投資できないから、例えば北大山岳会だとかいろいろな形の中で、施設を壊さないでほしいという要望がありましたので、それらが環境庁並びにそういった人たちが管理運営してくれるのであれば、改造してくれるのであれば、どうぞ保存して使ってくださいと。町は金を出して5,000万円も6,000万円もかけて対応する考えありませんということで、最終的に環境庁とも解体をすることで、環境庁も金出さないということですので、解体することで方向が定まっているということでもあります。

今お話しあります、地元の方々が保存したいという希望があるとすれば、保存皆さん方でひとつ検討していただければ、解体する前であれば、その保存していただければというふうに思いますが、財政負担は、町としては今考えていないということと御理解をいただきたいと。

これにつきましても、16年度で解体しますよということでお答えさせていただいているところでありますが、今年度の予算特別委員会でも釈明させていただきましたように、一般財源の不足から延び延びになっているということとありますので、今後に

つきましても、17年度予算の中で折り込めるのかどうか、十分配慮しながら17年度予算編成を進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、情報公開につきましては、私も課長会議等で指示した、所管課長が指示した、そういうこともお話ししたかったわけではありますが、議員の方から言っていたら、私もあれではありますが、課長会議におきましては、その都度というわけではありませんが、その状況につきまして、御指摘ある部分につきましては、所管課長に是正するように指示をいたしているところでありますけれども、なかなか思うように対応でき得ないということは、まことに申しわけなく遺憾に思うところであります。今後、より指導を強化させていただいて、所管課長も今の議員の御質問をお聞きいたしているところでありますから、それぞれの所管課長も、今度は反省をしているものというふうに思いますので、ひとつ早急な情報公開の資料の整備を遅滞なく取り進めるように指導強化を図ってきたいというふうに思っておりますので、現状を認識した上での対応を図っていくつもりでございますので、御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

それから、血液製剤の件でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、15本が我が町では町立病院であると。この15本を全部使用したのか、あるいは何らかの形で破棄したのか、そこあたりは、さきにお答えさせていただきましたように、そういったカルテだとかそういったものが一切ないことによって、だれに使用したのか、使用してなかったのかということについても、追跡調査をすることができません。そういうふうなことから、先ほどお答えさせていただきましたように、基本的に住民の皆さん方にC型肝炎、B型肝炎の簡易検査をひとつやっただくと。現在40歳以上の方々につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、5年サイクルで検査をさせていただいておりますし、老人保健法で対応している部分、あるいは保健所で対応している部分もありますし、今後はそういった、今、議員からの御質問にもありましたような、そういうような状況のある方々につきましては、ひとつ簡易検査を促進するように、町としては広報あるいは防災無線等々を通じて、その対応を進めていきたいというふうに思っているところでありますが、他の細部につきましては、病院事務長の方からお答えさせるつもりでございます。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 再質問の1項目に

つきまして、お答え申し上げます。

社会教育総合センターの施設の管理の一環といったしまして、修繕等を行っておりますけれども、できる限り可能な範囲で小規模補修については、教育委員会職員並びに維持管理を委託しております業者が実施しているところでございます。

今回の舗装の部分舗装につきましても、夏場ごろと記憶しておりますけれども、職員と業務員が実施しているところでございます。

その次の学校施設内の危険木等についての御質問でございますが、各学校敷地内におきまして、危険木、あるいは電線等や建物にかかっている支障のある木というのを調査を7月に取りまとめをしてございます。その総数は、伐採が必要と考えられるものは20本、支障、枝払い等が必要だという考えを持つものが133本でございます。

内訳は、上富良野小学校が伐採9本、枝払いは53本。上富良野西小学校におきましては伐採が10本、電線等に支障のある枝払いは60本。東中小学校におきましては、伐採が1本、枝払いは15本でございます。それから、東中中学校、枝払い3本でございます。上富良野中学校におきましては、枝払いが2本ということでございまして、今回の台風18号によって、上富良野中学校では太い倒木がありましたけれども、この中に実は含まれてございます。ということで、その現地調査につきましては、10月25日に専門家の立ち会いのもとに実施してございまして、これら合わせまして費用は81万2,700円ということでございます。これらにつきましては、新年度予算要求をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、上富良野西小学校グラウンド1畧側の道路に沿っての樹木の中にシラカバがございまして、毎年秋になると落ち葉が民家の方に舞っておりまして、苦情が寄せられているということを押さえているところでございますが、これらは枝払いをいたしまして、今回の支障木に含めまして、電線等に引っかかっているということもございまして、枝払い等の適切な措置を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の住居表示についての単価の御質問にお答えを申し上げます。

まず、住居表示板につきましては、従来と同一のものということで考えてございます。1,354戸でありまして、1枚当たり252円ということでございます。

それから、街区の表示板でございますけれども、街区につきましては、電柱用、これにつきましてはベルトつきということで考えてございます。これにつきましては、525カ所でございます。単価1,155円でございます。

それから、街区につきましても、壁と車庫にも設置を要するということでございまして、297カ所、単価につきましては1枚当たり945円ということでの単価でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 中村議員の、先に定例課長会議の開催でございますが、これにつきましては、定例でございますので、10月、11月とも開催してございます。これにつきましては、会議録のとじ込み忘れということで、大変申しわけなく思っております。

それから、公民館の行政資料室の件でございますけれども、これにつきましては、公民館の応接室を利用した中で、今までの刊行物を置いているところでございます。これにつきましては、新年度におきまして図書館の整備ということで、この部屋はなくなるということでございますので、これらの資料等、これから教育委員会とも協議しながら、その取り扱い方向を決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 11番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の新聞報道発表以降、照会、それから希望者の数でございますけれども、照会の件数は、今まで5件というふうに承知しております。それから、検査を受けたいと申し述べられた方は1件でございます。

それから、検査の関係でございますが、保健所におきましては、C型肝炎の検査のみで、新聞報道等で御存じのとおり1件1,580円というふうになっておりますが、町立病院におきましては、関連がありますので、B型肝炎とC型肝炎あわせまして1,500円ということで実施するというので、金曜日の行政防災無線で放送しております。

実施期間は、あす12月20日から1月28日までの期間をもって検査についての受け付け、それから並びに検査を実施するというところでございます。

なお、料金につきましては、それぞれの町村の新聞発表でありましたけれども、高い安いはございませぬけれども、病院の考え方としましては実費、それから返信用のはがき、結果です、それも含めまし

ての金額でそういうことになってございます。

それから、その発表された以外に、それらの血液製剤が使われたおそれがあった場合の対応ということで御質問だったかと思えますけれども、病院としましては、新聞報道のあった以外は使っておりませんけれども、新聞報道にありますとおり、平成7年までは何か安全とは言えないような不安な要素もございますので、当病院において、そういった手術とか治療を受けられた方で、希望すればそれらの方についての相談には応じていきたいというふうに思っておりますが、原則としましては、お産、それから大手術を行った者ということで考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村議員、C型肝炎の数なのですが、微妙なものがあるので、答弁を控えていただきたいと、よろしいでしょうか。

再々ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず1点目は、樹木の保護の社教センターの関係なのですが、私の写真を撮影したのを見ると、確かにバーナーで焼いたのかわかりませんが、一番下のところに、タイルのところに焼けた痕跡が残っているのですね。ちょうど一番ひどくバーナーでこげた熱の影響と思われる下のところになっているので、いずれにしても、できるだけお金をかけないということでやるので、素人がやるのだけれども、現実の問題として、そういう注意義務的なもの、何かを鉄板かほかのもの何かを置いてやるとか、いろいろな手だてがあるのかなと思えますけれども、そういう点で恐らく学校関係の中でも公務補の皆さん方がやっぱりいろいろな関係があると思えますけれども、そういう注意義務的なものの指導を行っていただきたいと思えます。

それから、次に駅前駐車場の関係です。枯れたオンコは3本完全にあるわけです。この3本は植えかえるのか、それともその他の樹木等で植栽をするのか。ということは、枯れたまま置くというのは、非常にJR上富良野の駅は上富良野の顔というような面もあるかと思えます。したがって、これらの措置について、どうするかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

それからもう1点は、今後公共施設内での樹木植栽の保護対策に十分配慮を行うということで答弁がありましたけれども、平成17年、「かみん」の前庭等が工事に着手をされます。したがって、排気ガスでないということであれば理解はできる。万が一そういうことも含めた中で、この工事の実施につい

ては、十分な検討を加えた中で植栽について考えていただきたいと思えます。

それから、小中学校の関係でございます。中学校の今回自転車小屋に落ちたものは、危険木ということで伐採を要するという中に入っているということで、恐らく予期しない台風の力でのことだろうと思えますけれども、基本的にはやはり伐採危険木としたら、予算的な関係もあるかと思えますけれども、十分早急に対処するようにお願いをいたしたいと思えます。

いずれにしても、学校敷地内での児童・生徒の安全確保ということで、こんな形で事故が起きたということになると大変でございますので、その点配慮をお願いいたします。

それから、衛生センターの関係です。町長は、資材置き場云々という答弁でございましたけれども、これはあくまで跡地利用のことであって、私は壊す壊さないは、これはもう予算が仕方ない。しかし、管理棟の再利用ということであれば、これについては具体的に何ということ検討した経過があるかどうかということでお尋ねをしたわけです。ですから、この点検討しなかったらしないで結構でございますし、その点明らかにしていただきたいと思えます。

それから、住居表示の関係です。本当に職員の皆さん方に頑張っていたいて、こういう結果ということで驚いておりますけれども、現実の問題、1,354戸に住居表示板252円のもの、平成17年度やるということで、町長の言うように、有料であれば、つけたところ、つけないところいろいろある、私が前回15年12月の段階で調査した段階では、有料でもいいからつけてほしいということであったけれども、そうすると今町長の答弁のように、アンバランスができて、言うなれば四季彩のまち・かみふらのということで、環境が非常に整備されている、まちづくりをしているということは、やっぱりうなずけるということになると、言うなれば有料1枚252円ということで、できればそういう方向でやっていただきたいと思えます。

特に、公共施設等の案内のサイン表示板もできて、言うならば表示板がある、それからもう一つは住居表示板、それから街区表示板があって、よその町から来た人、それとも町民でも、どこの家へ行く場合どうなんだということが明らかになるような形で、街区表示板についても年次計画ということでございますけれども、できれば早い段階で段階的に、予算的な関係がありますので、やっていただきたいと思えます。

それから、白銀荘の利用の関係ですけれども、町

長の言うことは十分理解しております。したがって、今スキー連盟、山岳会、それから体育協会等いろいろな論議がされているのは、町に対しては財政的な負担はかけないよと。言うなれば、あそこの階段を直したり、それから電気もつげなくてランプでもいいのでないか、いろいろな論議はしますけれども、いずれにしても町として財政的な負担をしなくて、なおかつ危険な状況でなければ、考える余地があるということで理解をしていいかどうか、確認をいたしたいと思います。

それから、C型肝炎の関係です。現実の問題、先ほど議長のお計らいで、患者数については申し上げないということでは理解をいたしますけれども、一つは、上富良野町民でC型肝炎で通院、入院等している、そういう方々に対して、この血液製剤フィブリノゲンが使われたかどうかという、言うなれば、新聞発表するまで僕はわからなかったと思うのですよ。しかし、現実には町立病院以外でもかかって、こんな形で使われたのかということで不安な方もいらっしゃると思うのです。そういうことで、できれば、その方のC型肝炎の病気の履歴の追跡調査というのが、やはりやっていくのが、町民が健康で長生きする、そのための具体的に早くわかれば、それだけ治療効果があるということで、新聞報道等もされております。したがって、その点について、具体的な件数はよろしいですけれども、そういうような考え方があるかどうかということでお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、樹木の保護関係でありますけれども、おっしゃるとおり社教センターは職員が一つの事業をやったことによって、一つの損害をつくったと、被害をつくったと。これでは新たな事業、仕事をやったことが効果がどうなのかということにもなりかねませんので、そういった注意義務は十分に対応しながら作業を推進するということが大切だと。何の気なしに振り回したバーナーが樹木に傷害を与えたということでありますので、今後作業に当たりましては、十分注意を喚起するように教育委員会の方にも指示をいたしたいと思っております。

それから、駅前前の樹木につきましては、これはボランティアの方々が維持管理をしながら、ボランティアの方々の樹木でございまして、町が対応した……。（発言する者あり）

樹木は町が提供して、ボランティアの方々が管理しているということでありますので、今後そのボラ

ンティアの方々と調整しながら、枯れた3本については、これをどうするか、今後同じようなものを植栽するのか、他のものを対応するのか、これはボランティアの方々と調整をさせていただきながら、枯れたまま放置しておくということには相ならないというふうに認識いたしておりますので、今後調整をさせていただきたいというふうに思います。

今後の排ガスの問題等々につきましては、議員御質問にありますように、そういった被害をこうむるようなことの対応につきましては、十分対応を見きわめながら整備をしていかなければならないというふうに思っておりますし、学校樹木につきましても、その危険樹木についての対処につきましても、教育委員会の方に指示をし、対処していきたいというふうに思っています。

それから、衛生センターの管理棟でありますけれども、資材置き場、それともう一つは管理棟につきましては、ちょっとお答え漏れておりましたけれども、備品等の保管をします。今、旧島津のあそこに置いてありますいろいろな町の備品等々もあるわけでありまして、そういったものをあそこに持っていけないかというふうなことで当初検討を加えてきたところもございます。

それから、今の車庫の裏にあるいろいろな備品等々も向こうへ持っていけないかというようなことで検討したわけでありまして、建物があいにく老朽化しているというようなことで、それらを保管するように修繕をするということ、修理をするということになると、ある程度の財政投資をしなければいけないというようなことから、解体ということに計画変更をさせていただいて、今日に至っていると。これらの解体につきましても、何とか財政措置をして、見苦しさを解消していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、住居表示につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、17年度から住居表示につきましては対応していきたいと。街区につきましては、17年度から計画的に対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、白銀荘の再利用につきましては、そういった方々がいるということは、大変ありがたいことであるというふうに思っておりますが、既に環境庁と解体ということで協議が進められているところでありますので、今後そういった状況があるとするならば、もう一度環境庁との調整等々も含めながら考えていかなければならない部分もあるのかなというふうに認識いたしているところでありますので、早急

にそういった部分があるとするならば、町としても調整をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

また、C型肝炎のこの血液製剤の件であります。20年前ということでありますので、今40歳から定期的に5歳ごとの肝炎検査を実施しているところでありますので、それらに触れてくるものというふうに思っておりますが、その細部につきましては、議員の御質問にありますような部分も確かに理解できるわけでありまして、既にもうそのC型肝炎の検査体制は充実しておりまして、その対応した人たちについては、もうカルテがないというようなこともございますので、私といたしましては、今後C型肝炎検査につきまして、PRを十分に、こういった血液製剤を使った方々も含めてということで奨励をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

事務局長（北川雅一君） ここで15分休憩いたします。再開時間を2時35分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時35分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告のとおり質問をいたします。

初めに、市町村合併についてお尋ねをいたします。

特例法期間内の合併は、来年3月まで、あと余すところ3カ月。新法による合併は、来年4月から5年間あります。知事のあっせん勧告も強まり、合併をするしないではなく、どの時点でしなければならないのかという状況になるのではないかと私は思います。

新年度合併市町村に交付税が大量に行くと、当然合併をしない市町村はその分が減額となり、予算が組めなくなる。合併はしたくない、自立もできない、自己破産の道もないとなると、八方ふさがり、どこに進路をとるのかお聞きいたします。

次に、これは道州制ですが、道から市町村への事務、権限の移譲についてお尋ねをいたします。

道は、16年度末までに、来年3月までに市町村（基礎自治体）への事務権限の移譲方針を策定するとあります。上富良野町は1万2,000人の基礎

自治体です。これをしっかりと受けとめていただきたい。権限は財源とセットで移譲するとあります。そして、人もついでにとっております。さらに、これは同意を得た上でもっております。どのように受けとめられるか、お考えをお尋ねいたします。

次に、交通安全についてお尋ねをいたします。

現在、町は交通安全について、善意の方々の好意のおかげの面が少なくないと思います。また、交通事故は、交通戦争と言われる状態が日常化しているのが現状かと思っております。このような状態にありながら、町内交差点の信号機設置を自治体みずからができないなどというのは、これは法以前のものが間違っているのではないかと思います。道の権限移譲を見ると、地域内の交通安全確保対策については、その権限を市町村に移譲されているが、この件についてはどのようにお考えになりますか。

次に、住民自治制についてお尋ねをいたします。

地域に、ごみ処理、介護、安全、防犯等の予算と権限を与える。現在、町に25ある住民会がそれぞれ主体となって上記問題に優先順位を決め、解決法を探るといふこの地域分権について、どのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の市町村合併につきましては、国の地方財政対策に、町としてどのような方向を目指すのかとの御質問であります。御承知のとおり国は三位一体改革として、平成17年と18年に向けまして、その税源移譲方針を総額により示したところであります。この内容につきましては、現段階におきましても、必ずしも本町の中期財政見込みと大きくかけ離れる状況にあるとは考えておりません。しかしながら、大変厳しく、予断を許さない状況には変わりはありません。

私といたしましては、これまでもあらゆる機会を通じて、合併協議の機運がない現状におきましては、自立の道を進めることが使命であると町民の皆様にお伝えしてまいりました。そのためにも、大変厳しい財政状況ではありますが、行財政改革の基本方針をもとに実施計画を策定し、その具現化によって歳入に見合った歳出構造をつくり上げ、少なくとも平成20年度を目標として、持続可能な財政運営を目指しているところであります。したがって、少なからず町民の皆様にも御負担をかけることは否めない事実として御理解を賜りながら、引き続き自立に向けて、その努力を傾注してまいりたいと

考えております。

また、自主自立のまちづくりを進める上においても、効率的な行財政運営を目指す上においても、広域的に取り組まなければならない事務も相当数ありますので、これらを検討課題としながら、富良野圏域はもとより、場合によっては市町村が行うより北海道が行うことの方がよい事務も視野に入れ、検討課題としてまいりたいと考えております。

次に、2番目の事務権限の移譲の御質問にお答えさせていただきます。

北海道における事務や権限を各市町村に移譲する構想については、第27次地方制度調査会の最終答申で出された、いわゆる道州制構想の先行的取り組みとなる道州制特区構想とあわせて説明を受けてきた経緯がございます。

現在は、地域主権型社会の実現を目指して、北海道より道州と市町村の役割や、事務権限の移譲案に対しまして町としての意見を求められておりますので、事務や権限に対する人的・財政的支援などが一体としてなされることを前提条件として、受け入れる側の立場から具体的に幅広く事務的な検証をさせております。

なお、この検証の中では、逆に北海道へ移譲すべきものがないかについても検討をさせているところであります。

この問題は、地方分権の推進を図る上で、大変重要なことでもありますので、北海道と市町村が信頼関係の中で、真に地方分権改革の推進をしていく立場で、相互に誠意を持って真摯に協議を尽くすことが大切であると考えております。

次に、3番目の交通安全の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町の交通安全につきましては、交通安全協会が中心となりまして、交通安全は家庭からを基本に、家庭から地域、学校、職場などへの連携を深め、交通事故の抑止に努め、悲惨な交通死亡事故のない安全な社会の実現に向け、町民総ぐるみで取り組んでいるところであります。しかしながら、本年は死亡事故500日達成を目前にして、痛ましい死亡事故が発生し、まことに憂慮しているところであります。このことから、例年にないキャンペーンを実施し、安全運転の徹底を図っているところであります。

御質問の交通規制に関する交通信号機等の設置につきましては、地域住民から要望をいただき、交通安全対策協議会におきまして重点箇所等の協議をいただき、その設置者である北海道公安委員会に要望しているところであります。

したがって、交通信号機等の設置の許可権限

は、北海道公安委員会が道路交通法に基づき設置しているところであります。

また、地域内の交通安全確保対策につきましては、交通安全対策基本法により、町が交通安全条例を定め、自主的に各関係機関などの協力をいただきながら実施いたしております。それぞれが法令に基づき役割、対策を講じているところでありますので、現状の体制を維持していくことが望ましいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の住民自治についてであります。住民自治の推進は、行財政改革実施計画においても実施項目として掲げた重要な課題と受けとめております。自己決定、自己責任という地方分権の基本的な原則は、どの分野においても重要なことでもあります。それぞれの地域におけるさまざまな課題が、そこに住む人たちによって自主的に解決されていくことが本来の自治の姿でありますことは、御発言のとおりであります。その具体化につきましては、地域の皆様や行政自体におきまして、これまでの地域のあり方に対する意識の変化をもとに取り組んでいくことが求められるものと考えております。

現在、本町におきましては、各自治会へさまざまな形で補助金等を交付しておりますが、それぞれに用途やルールが定められており、これらを統合するような見直しも、地域の自主的判断の幅を拡大する一つの手法であり、住民自治の推進に効果を期待し得るものと考えます。行財政改革を進める上で貴重な御提言と受けとめ、目標としつつ、段階的な研究を進めてまいりたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問は。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

初めに、市町村合併についてですが、合併新法の5年の間、自立で頑張れますかというのをお聞きしたいと思っています。住民の声も聞いておりません。自立の道が使命であるから、住民には伝えてあるというのは、上意下達の一方向通行ではないでしょうか。手数料、使用料、下水道の値上げも、町民は取られて初めて痛みを感じるのです。町長、助役、収入役、教育長、議会、教員委員会、農業委員会、選挙管理委員会、二百余名の職員をそのままに、幾ら行政改革と言ったところで、根本にさわらずして、改革とはなるはずがないのです。自主・自立は、聞こえはよいのですが、住民負担が過重になるのではないのでしょうか。

さらに聞き捨てならないのが、自主・自立のまちづくりを進めるためということで、効率的な行財政運営のために、広域的に取り組む事務も相当ある。

だから富良野圏域、場合によっては北海道が行うことも視野に入れてと言っていますが、この考えは今までの延長であり、何の進展もない縮み指向ではないかと思えます。この話は、分権時代とは逆の発想になっています。そして、さらにこの話は、道庁の職員がよだれを流して喜ぶ話です。時代に逆行した試行錯誤も甚だしい話ではないかと思えます。

おわかりのこととは思いますが、北海道の言う広域事務とは、北海道そのものを言うのであり、富良野圏域等は広域とは言っておりません。

平成17年3月までに合併すれば、約200億円の特例債があるということを町民は知っていますか。このことについて少しわかった人は、あれも借金、毒まんじゅうであると言うでしょう。よろしいではないですか、毒も使いようで薬になります。基金として活用して、この地域に北海道一の医療施設をつくったり、学校を建てたりということで活性化にもつながるのではないかと思えます。

自立では、住民の負担増は避けられず、行政サービスの低下と住民の福祉向上を目指す地方自治としての行政もできないのではないのでしょうか。このようなことも含めて、住民に意思を聞くこともなく、また確固たるものも持たず、自立を推進するのは疑問に思うところです。

そこでお尋ねいたします。

自立ということであれば、住民の福祉を低下させることなく、また負担増をさせることなくやってくることができますか。

二つ目、特例債について、借金、毒まんじゅうというだけでは、一方通行ではないでしょうか。基金としての活用について、説明をするお考えはありますか。

三つ目、住民の意思を聞くお考えはありますか。これは住民投票でもアンケートでもよろしいです。

以上、3点についてお聞きいたします。

次に、地方分権についてですが、道から基礎自治体への権限移譲についてお聞きいたします。

北海道は、平成16年度中に市町村、小規模自治体ではなく基礎自治体3万人以上への事務権限の移譲方針を策定するとあります。この件に関しては、報道等を見ますと、大きい市は両手を広げてどんどんくださいと言っております。一方、1万人前後以下の市町村は、それは困ると一様に言っています。これは当たり前なことではないかと思えます。しかし、そこで言うてはならないことを言っています。先ほども言いましたが、それは道民に負担をかけて、みずから生き延び、道庁職員が目を細くして喜ぶ言葉です。それは上川支庁にセンターをつくってなどということをして平然と言っているのです。とん

でもない話です。言っても言わせてもならない話で、これは道庁を太らせるだけの話になります。

例えば、具体例で産業廃棄物の許認可権は現在道が持っていますが、そのため町としては、この件に関しては手をこまねくしかないわけです。そのような許認可権も、権限移譲によって町に来ると、仕事がふえるから支庁センターでということになってしまう。これは自己保身というか、自己中心というか、話にならない話です。

そこでお聞きいたします。

一つ目は、地方分権資料について、道から市町村への事務権限の移譲の2,000件を超える権限移譲資料が、企画財政課長と行政改革推進事務局長に渡されているはずですが。間違いはないか確認をいたします。

受領しているのであれば、この議場に持ってきて、これだけ厚いものがあるというのを議員に見せていただきたい。これは道の事務権限における道州と市町村、基礎自治体の役割分担区分というものになっているはずですが。これが1点。

次、権限移譲については、来年3月まで市町村と十分に協議をすると言っていますが、自立の上富良野町、我が町はどこまでこの話ができていますか。

上川支庁から来ました資料を見ますと、11月までに、先ほどの資料について検討会をやっているはずですが。それをどこまで今やっているのか、断ったのはどれぐらい、受け入れたのはどれぐらい、内容は何か。これやってきている方々はよくおわかりだと思います。この件についてお尋ねをいたします。これは担当にお聞きいたします。

それから、これは大きく町長に、2,000に余る権限を自立、1万2,000人の基礎的自治体の上富良野町の自立ということで、その権限を受けられますか、ここのところをお尋ねをいたします。

次は、交通安全についてですが、さきに子供議会がありました。そのとき信号機の設置についての質問がありましたが、今答弁で言われたとおりでした。道州制に向けた基礎的自治体への事務権限移譲についてを見ると、この最終ページに、交通として、道としては全道規模の交通政策とあり、基礎自治体、市町村は地域内での交通安全確保対策と分権されております。だからこの許認可権については、市町村が持つということになっていくのではないかと思います。信号機についてです。

それで何が言いたいのかといえますと、現在町に消防団組織があります。火事については、町民皆さん恐怖感を持っておりますから、その結果、昔からこの組織は必要とされてきたと。しかし、今交通事

故がこのようにあります。しかし、町は交通ボランティアのおばさんたちの補助金まで削除していると。これも、まことに世の中の流れに逆行しています。私は、消防団と同じように、交通安全団を組織し、消防署と同じように常勤者を配置し、専門官により小学校、中学校、高等学校に交通安全教育をする。当然高齢者教育も入ります。その時代に来ているのではないかと考えます。イギリスは、この方式をとっております。本来なら研修にでも行ってみたいところですが、そういうことはまた別として、これも道州制の実施による権限移譲がなされれば可能なわけです。自立で権限を受けることが、これは可能でしょうか。受けられないということであれば、この交通安全については、だんだん縮んでいくということで、住民の生命が粗末に考えられるということにつながっていくのではないかと考えますが、この今言ったことについて、町長どのようにお考えになっているか、交通安全について、縮小するのではなく、逆に消防団のような形にしていくと。これはできますか。自立する上富良野町でできますか。できないということになると、住民の命が粗末になるということになるのですね。

次は、住民自治についてお聞きします。

この件については、言うまでもない話ですが、おわかりのようでございますが、実行が伴っていないのです。実行になったときは、敬老会のように、このように決まったからやれの形になっているのです。この件についても、かなり反対の意見があったようですが、現在のように住民会に渡ってきております。それはさておき、住民自治の単位をどこに置くのか、町内会に置くのか、住民会に置くのか、その焦点を定めなければならないのではないのでしょうか。今のように行政依存にはならないということも住民も理解しつつあります。町内会が、住民会が行政、これは今後合併してもしなくても、行政と協働で問題、課題を解決し、自立した地域社会をつくるという世の中になっていくのかなと考えられます。行政に言う税金が上がるだけの話なのです。ですから、みずからやった方がよいということになります。

そこで、来年度はこの住民自治についてのモデル地区を指定してはいかがか。私のいる旭住民会は、上富良野最大の住民会で戸数560戸、住民1,300人で自治会館を持たない住民会です。ここを指定してはいかがですか。ここは人の出入りも一番多いところ。人の出入りのない小さな住民会で立派な会館を持ったところは、対象外になるのではないかと思います。まとまっておりますからですね。そういう難しいところでモデルをつくっていただき

たい。おまけに、学校の二つぐらい持っているようなところ、そういうところが最適ではないかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併の件で、新法の期間中に合併するのかしないのかということですが、いつもお答えさせていただいておりますように、現状では合併するにしても、協議するにしても、相手がいないということなのです。ですから、相手がいない以上は、自立で今は生きていくことを考えなければいけないと。そのためには、常に申し上げておりますが、財政運営を支障のないように対応するために、行財政改革の着実な実現に向かって取り進めていかなければならない、そういう中にありまして、今後は道であれ、やはり地方財政というのは厳しくなっておりますから、今までと違った中での受益者負担の原則ということで、受益者の方々には応分の御負担をいただかなければ地域自治が成り立たないという状況になってきているわけでありまして、今後におきましては、住民の負担というものも応分に御負担をいただかなければならないということ、行財政改革の中でお示しをさせていただいております。

しかしながら、福祉について、教育について、これについてはいつも申し上げておりますように、最大限現状の質を落とさないような対応を進めていかなければならないというふうに認識しておりますが、ここについても聖域なき構造改革でありませぬけれども、行財政改革の中では、手をつけざるを得ない部分も生じてくるということで、町民の皆様方の御理解を賜っているというふうに私は認識をいたしているところであります。

それから、この合併をすれば特例債があるわと。この特例債については、住民の皆さん方も言うように、これは皆借金でございます。しかしながら、これは合併をしないと当たらないわけで、対応できないわけでありまして、今我が町のように、合併をしようとしても相手がいないところで特例債のことを考えてみても、なかなかそこには到達でき得ないということでございますので、今のところ町民の皆様方に、特例債は云々というようなことの御説明をするということには相ならんというふうに思っているところであります。

それから、合併するかしないかの住民の意思ということでありましてけれども、今、ただ、どこという相手がいないままに住民に合併をするかしないかと

いう意思を問う気はないということで、何度もお答えさせていただいております。

これが最終的にどこそこと合併の協議が進んでいって、最終的にその合併をするかしないか、話がまとまってきたというときには、議会の議員の皆さん方、町民の代表として議会の議員の皆様方の御決議で対応するのか、住民一人一人の意思を確認するのか、これはそのときの状況に応じて判断をしなければならないと。それは議員の皆さんを含めての判断であるというふうには私は認識いたしておりますので、今まだ相手のないところで、合併をしていくか自立をしていくかということを経験者に問いかけるという状況にはないということをお答えをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから地方分権、道州制に伴います市町村への北海道からの権限移譲2,000からに及ぶということではありますが、そのとおり相当数の中で今対応しておりますが、現在このことにつきましては、北海道町村会におきまして、それぞれの自治体が個々に北海道と調整をするのではなくて、今私どもは上川管内町村会20カ町村で担当職員の検討会議をつくりまして、今北海道の方と、その権限移譲についての調整を検討をしているという段階でございます。

その中で、今一つ一つの問題について、我が町上富良野町がその権限を受け入れるか受け入れないかということにつきましては、これはまだ一つ一つの課題として、まだ対応しておりません。今上川管内20カ町村で、北海道とこの問題について検討を加えているという段階であるということで認識いただきたい。

北海道としては、先ほど議員の御質問にもありましたように、早く権限移譲に踏み切りたいという意思は十分持っているようではありますが、それらの調整が、市町村と北海道の調整が全く今までなされていない。ただ北海道が考えているだけであって、今一生懸命市町村と北海道とが調整し検討を加えて、今動き出したというふうな状況下にあるということで、一つ一つの細部については、今まだお答えできる状況下にはないということで、御理解を賜りたいと思っております。

それから、その北海道が権限を移譲するという2,000項目にわたる北海道の道州制の内部関係についての北海道からの資料については、我が町にも来ているものというふうには認識いたしておりますので、これは議員の皆さん方も閲覧できるような対応を図っていきたくです。

まだ内部で検討中の資料だそうございまして、

まだそこまでの段階に至っていないということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

それからもう一つは、今市町村がやっている事業を北海道がやった方がいいのではないかなという課題についてお答えをさせていただきましたら、ちょっと誤解を生んでいるようではありますが、これは我々として話しているのは、例えば国民健康保険税制度、それから介護保険制度、これ各自治体でやるべきでなくて、道州制の中でやった方がもっとも効果が出るのではないかなというふうなことも含めながら、そういったことも含めて、今市町村がやっていることが道州制、北海道の中でやるのが、よりベターではないかなというふうなことも含めて検討しているということで、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、交通安全対策等々につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、信号機等の設置につきましては、これは北海道の権限ではなくて、公安委員会の権限に属する分野でございますので、そのこの部分の権限移譲というのは、今のところ私は承知いたしておりませんが、交通安全対策というのは、これは交通安全基本法に基づきまして、それぞれの自治体がそれぞれの対応の中で取り進めていくということでございますので、これらにつきましては、当然にして北海道が今までやっていた交通安全対策事業、あるいは市町村がやっていた交通安全対策事業等々についても、ある程度の市町村の責任というものが、もっと対応が出てくるのかなど。我が町におきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、交通安全条例を制定いたしまして、町民と行政との町とのやるべきことを、分野を明確にしながら交通安全対策の推進を図っているということで御理解をいただきたい。

それから住民自治の問題であります。これはこれからの自治活動の中で、私は重要な課題であるということで、先ほど今後の課題として認識をいたしているということをお答えさせていただきましたが、これを一朝一夕に対応して、各住民自治、今お話しありました町内会がいいのか、住民会がいいのかということになりますと、当然にして、そんな小さい組織の中ではなくて、ある程度大きな組織、ブロックの中で対応していかなければいけない。今25ある住民会組織そのものをそのまま対応するというのではなくて、これらを再編した中での対応を進めるとすれば、対応を考えていかなければならないと。しかしながら、これは一朝一夕で、それぞれの皆さん方の地域が受けただけということにはならぬと。だから受け入れるというモデルがあれば、モデルで対応したいということではどうだとい

うことでありますが、そのモデルをつくるにしても、もっともっと検討を加えながら研究を進めて、そして将来的には全町的に対処できるような見通しを見きわめた中でなければ、そう単純には、財政を移管するわけでありますから、その財政運営をその責任をどのように、公金を移管するわけでありますから、それをどのように使うかということの決定権がどのように進んでいくのかという細部にわたって対応を研究した上でなければ、対処でき得ないというふうに認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） それでは、今言った住民自治からお尋ねしますか。

住民自治制については、岩見沢が既にもうこれモデルをつくってやろうかということで入っております。これ合併してもしなくてもの話なのです、この件に関しては、そういう状況にあるということで、ここはしっかり認識していただきたいというふうに思います。

それで、次に、こっちの方が大事ですね。課長に資料を持ってきてと言ったのですけれども、多分出さないだろうと思って、これだけです。これだけの厚さ、2,000件のこれが道の事務権限における道州、広域自治体と市町村（基礎自治体）の役割分担に応じた区分案ということで2,000、これが来ているのですよ。これだけ来ていて、これで終わりました、はいこのとおりになりましたということで我々に出されたところで、困るわけですよ。だから途中経過報告すれと言ったわけなのです。これは非常に大事なことに入っています。いっぱい入っています。これだけのものが来たら、仕事もどっと出ます。ですから、上富良野町でできるはずがないのです。やっぱり5万人ぐらいで、職員も5万人以上要ると思います、これだけのものが来ますから。こういうような大事なことを、先ほど同僚議員言いましたけれども、大事なものは終わってから出すのだということで、こういうことであっては、これは情報公開にならないのではないかと思います。こんなに厚くありますからね。この件について、これはどのようにお考えになりますか。来ているでしょう、これ。来ているはずなのですよ。

10月には、これは上川支庁から送ってもらっている大きくまとめたものです。そして、この中に11月には、役割分担に応じた区分案について調整をするとあるのですよ、11月に調整をします。こっちの方に載っておりますから、調整やったはずなのですよ。だからこれはあるのですよ。でなかった

ら、ここに書いてあるこれはうそになる。道でよしたこの資料が。だからこの件について、きちっとした答弁をいただきたいというふうに思います。これはあるのですよ。私持っているのですから。

それから次に、合併、お読みになったと思うのですけれども、これ土曜日の新聞ですものね。これを見ますと、合併推進派の空知管内山田栗沢町長、山田町長は、各地で合併構想が破綻しているがという質問に対して、意見の対立、感情のもつれと言っています。それから、合併破綻の理由として、町長、議員の自己保身というも言っております。そして、私は町長や議員の感情だけで協議会を壊してはいけないと考えていると。そして、住民の幸せを大前提に考えてきた結果、合併を推進をするという、これがありますね。栗沢は住民アンケートで総合的に判断すると言っております。いいですか、住民の意見を聞くと言っているのです。

次は、自立派の後志管内の宮内蘭越町長です。これは住民アンケートの結果を尊重しております、自立ということで。清貧の道を歩みたい。ということは、一緒にアンケート結果、自立といって甘んじて清貧は、要するに辛抱はしますというのをとったからやっているのです。しかし、上富良野はやっておりませんから、聞かないで、ただ一方通行で自立ですよ自立ですよと、それは単なる一方通行の話です。住民の声を聞かなければだめです。私がずっと言っているのは、住民の声を聞いたらどうですかということを行っているのです。だからこうやって資料を出すのも、何もいじめるために出しているのではなくて、情報を提供しているのですよ。情報を提供して、ああそうかと、これずっと読みますかこれ。時間制限なかったら5時まで読んでもいいですよ。1項目何書いてあつてと、嫌でしょうけれども、やりませんよ。

それで、あとこの私たちも知っている横山教授ですけれども、広域連合の道を探れと言ってますけれども、広域連合、私も広域連合の議員ですよ、広域議会の。これほどむだ金食う金食い虫はないです。これを変えたら、議会が一つになればいいのですよ。議会が一つになるということは、ほとんど合併になってしまうのですよね。そういう状況でない限り、広域連合なんて、いかにも人の、これ大学教授なんか特有の言葉ですよ、こういう広域連合なんて、どっちともとれるようなことを言っております。

それから次に、町長相手がいないということではなりました。これは富良野市長が言っているのですよね。議会では言ってますよ。こういうぐあいに言ってます。取り組みとして、平成14年10月、研究

会発足したと。これは知ってます。そして15年1月に中富良野町が離脱をしたと。15年、その年の9月、市長会議、首長会議で合併を申し入れております。それから次の月、10月には各町村長を個別訪問して合併を申し入れて、富良野市長は歩いております。そして、さらに協議は困難となったが、合併協議の道は閉ざさない。相手いないと言うのと、こうやって待ってますと言うのと、どういうことでしょうかね。勝手に相手いない、私には道のパターン、あれはあるし、広域で我々やっていますから、現実には。占冠の村議会議員とも話したりしておりますから、いるのではないかと思うのですよ。

というところと、さらに、けさ報告のありました総務文教では、最後のところで、合併も含めた広域行政についても認識の中に入れておく必要もあるかという、こういうぐあいにきちっと報告しております。そういうことでありますから、私も合併合併と言っているのではないです。やっぱり住民の声をお聞きになって、そして一緒に行きましょうということなんです。大変これはどちらにしても重いものです。

この蘭越町長が、議員と町長で決めるのはいかがかと思えますよということを言って、アンケートでよく聞きたいということをやっておりますから、何も住民投票に私こだわっておりません。とにかく住民の声を聞いてというのは、町長もお考えだとは思いますが、その辺のところをお尋ねいたします。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、住民自治でありますけれども、先ほどお答えさせていただきましたように、将来的な課題として、行財政改革の中でも項目の中にも掲げております自治活動の充実ということは、これは重要な課題であります。しかし、今一挙に、私もテレビで放映されていたある本州のこの自治活動、この地域に年間何百万円をお渡しするから、それで道路の整備から側溝の整備、その周辺整備すべて地域自治の責任でもって対応しなさいということで対応しているというふうなテレビ報道を見たことがありますけれども、これを我が町に対応させるとすることになりますと、当然にしてそれらのことについては十分研究し、検討を加えていかなければならない。安易に何百万円やるから、これで全部ということには相ならぬ。今言うように戸数の問題だとか、地域の問題だとかいろいろのものを抱えて、どこまでを住民自治の中で対応するかということも含めて、十分な研究を加えていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、これらは研究課題として、行

財政改革の中でも、どこまで進めるかということについては、今後の課題だというふうに認識しております。

それから、道州制の資料につきましては、北海道がこういうことで今検討を進めておりますよという検討資料は、今議員の持っているその資料は、我が町にも来ておりますが、これは今現在、先ほどお答えさせていただきましたように、北海道町村会の中で検討する、上川管内20カ町村の中で、北海道と検討している資料でございます。北海道が示して、それを町村がどうするかということで検討している資料でございます、資料段階のものであると。資料段階のものを議員の皆さん方に配付すると。今我々は与えられた執行権の中で、その方向性を定めるために、北海道と今調整をしている段階でありますから、その段階からの情報につきましては、ある程度出すということについては、当然のことであるというふうに認識しておりますが、今の段階では、それを示せるまでの段階になっていないと。今北海道が示したのはそういうもの。我々町村が今調整している、検討している段階のものは、まだ町村としては、まだまだそこまでの段階に入っていないということでもありますので、その都度、今たまたま20カ町村のこの道州制の検討の委員会の座長として、責任者が我が町から出ておりますので、責任者は我が町の職員でありますから、20カ町村の今動きというのは、今北海道との調整を今進めていると。検討資料として、20カ町村で対応しているということでもありますので、これらについての方向等々につきましては、また議員の皆さん方に御説明申し上げるべきものにつきましては、御説明申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、市町村合併については相手が無いわけでもない、富良野市さんは門戸をあけているということではありますが、私自身も決して市町村の門を閉ざしているわけではありません。今のところは、私は常に申し上げるように、飛び地合併は考えていないということでもありますから、富良野市さんがどんな大きな胸を広げていただいたとしても、私はその飛び地で飛んで行って富良野市さんと合併協議をするということの考え方は持っておりませよということは、当初から私お答えさせていただいております。ですから、将来的な展望として、どうなるのかということにつきましては、またこれから。今占冠さんと南富さんとが合併協議を今一生懸命進めております。これらの状況、これらの状況と言ったら失礼ではありますが、この占冠、南富さんの合併状況がどうなるのかということを含めた中で、将来的なこの富良野圏域というものがどうなっていくのかと

いうことは、これからの大きな課題でありまして、それが合併につながるのか、合併につながるものにつきましては、先ほど総務文教常任委員会の報告にもありましたように、そういったものも検討の視野に入れながら、富良野圏域の広域行政の推進を図っていくということが、私は前提であるというふうに思っております。ただ、広域行政も、今のようにそれぞれの事業ごとに議会を持つというような形ではなくて、広域連合の中で、広域連合を結成した中で、一つの議会ですべてのもの、例えば串内にしろ、消防にしろ、あるいは今の環境衛生にしろ、学校給食にしろ、これらのものが一つの議会に対応でき得る、そういうような広域連合の中で取り進められていくような進め方をしながら、もっともっと広域行政の推進を図る分野がいっぱいある。

介護保険制度についても、今の認定だけをやっているけれども、それ以外のことについても対応できる部分もあるであろうし、また、考え方によっては国民健康保険についても、広域の中で対応していくとかというような手法もあるだろうし、いろいろな分野でまだまだ広域で拡大して広域行政の推進を図っていく分野が相当数ある。これらを広域連合の中で対処していけるような方向で今後進めていくように、私としては圏域の中で検討をしていただきたいというような方向で進めさせていただく考えであることを御理解賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明20日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上であります。

午後 3時22分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年12月19日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 仲 島 康 行

平成16年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成16年12月20日（月曜日）

議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名の件

第2 町の一般行政について質問

第3 認定第1号 平成16年度第3回定例会付託

議案第6号 平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

第4 認定第2号 平成16年度第3回定例会付託

議案第7号 平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダーハイツ所長			

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成16年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日は、第1日目に引き続き、日割り表に基づき一般質問を行います。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 中村有秀君

12番 金子益三君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2、昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 行き先の定まらない現代を象徴するかのように、今年は春から異常気象に見舞われまして、3月には豪雪、夏には異常な高温が続いたり、秋に至りましては、幾つもの台風が北海道へ襲来し、加えて大きな地震が幾度も発生するなど、自然の猛威を今さらながら思い知らされた1年であったような気がいたします。被害に遭われました方々に、改めてお見舞い申し上げます。次第であります。

さて、過般行われました町長選挙におきましては、尾岸町長が見事3選を果たされましたことに対し、まずもお祝いを申し上げますところござい

ます。

厳しい財政状況が続く中での上富良野町のかじ取り役として、その手腕に大いに御期待申し上げながら、以下2項目につきまして、町長に質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、産業基盤の強化策と町の活性化についてであります。合併を視野に置かず、自立を目指したまちづくりを推進しようとする町長の方針に対し、私も考えを一にするものであります。尾岸町政3期目のスタートに当たり、改めてこれからの町の活性化策についてお伺いさせていただきます。

御案内のように、現在我が町の商業、工業、農業を初めとする、町を支える主要な産業の活力低下は、年を追うごとに厳しく、特に今年に入り、強く感じられるところであります。

このような状況を踏まえ、この際、町の活性化についてお尋ねいたしますが、従来からこの件に関し、町長が述べておられます町民の希望や要望に、行政として積極的に支援を行っていききたいという抽象的なことでなく、町のトップリーダーとして、今後我が町の産業構造をどのように組み立て、安定した経済活動を促し、すべての町民が希望を持って働くことができるようにされるのか、早急にその方向性を示すべきと考えますが、ぜひとも極力具体的にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、これに関連いたしまして、多くの業種、業態による横断的に活性化を検討する協議機関等の設置が必要と思っておりますが、この考えは持たれないかもお伺いいたします。

次に、これからの高齢者介護のあり方についてお尋ねいたします。

今さら申し上げるまでもありませんが、今後ますます高まる高齢化率、延びる平均寿命、間もなく訪れる団塊世代の高齢化など、我が町においても今後深刻な高齢化時代を迎えようとしております。

加えて、限りなく進んできた核家族化の進展により、年々増加する高齢者世帯、さらに高齢者の扶養義務者を持っておられる方々の就業実態や、介護を必要とする高齢者がおられる家庭の率直なニーズ等を考え合わせますと、現在取り組んでおります介護予防事業の必要性や重要性は申すまでもありませんが、一方においては、施設介護への要望が増大することも容易に推測できますことから、現下厳しい財政下にあるといえども、私はラベンダーハイツなどの介護施設の増床計画を、今後総合計画にきちんと位置づけていくべきだと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、尾岸町政も8年の実績を踏まえ、いよいよ3期目に入られるわけであり

ます。ぜひ町民の心に響くお答えを御期待申し上げ、私の質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。御質問のうち、まず産業基盤の強化策と町の活性化に関する御質問にお答えさせていただきます。

我が国の経済の不況や、急速に進む国際化によって、議員御指摘のとおり、農業、商工業を初め、町の主要産業の活力低下は著しいものがございます。

私も議員同様、安定した経済活動を促し、町民が希望を持って働くことのできる重要性は、十分認識いたしているところでございます。その中において、行政として今何ができるかということを十分検討した中で、企業振興措置条例に基づく企業の誘致や既存企業への支援、また商業振興条例の適用による小規模事業者への支援、農業施策への支援に努めておりますが、経済的支援を含め、町としての支援には限界があるものと考えております。何と云っても、経済活動に関する主体は事業当事者であり、これらに携わる皆さんの熱意によって達成できるものと思っておりますので、行政もともに考えていきたいというふうに思っているところであります。

また、異業種の皆さんが交流し、話し合っていくことは重要でありまして、話し合いの中から、これまでない新しい発想や建設的な意見が期待できるものと思っておりますので、必要に応じて協議機関設置の機会づくりや、場の提供づくりに十分考えてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目のこれからの高齢者介護のあり方に関する御質問であります。議員御発言のとおり、本町も独居高齢者や高齢者世帯の増加など、高齢化の状況は着実に進行しているところであります。そのような認識のもとに、高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画に基づきまして、従来からの在宅福祉を基本として健康づくりや介護予防事業など、諸施策を積極的に推進しているところでございます。

議員御提言のように、介護老人福祉施設としてのラベンダーハイツ増床計画につきましては、国において介護保険制度見直し議論の中で、在宅介護を重視する流れにあることから、施設整備の補助採択は非常に厳しい状況にあるものであります。

町においても厳しい財政状況から、単独事業での増設は困難であると判断しておりますので、引き続き在宅サービス基盤の充実を図るとともに、要介護者をふやさないことや、要介護状態の重度化防止、健康寿命を延ばすことを目指して、介護予防事業や

健康推進事業に重点を置き、介護費用及び医療費負担の軽減につながっていくよう、保健福祉施策の展開をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） まず、1点目の産業基盤の強化策についてであります。最初の質問で申し上げましたように、私は町長に、町のリーダーとして、より具体性のある方向を示していただきたいのであります。

今さら申し上げるまでもありませんが、当町の産業の現状は、私を感じますところ、農業においては、御案内のように、国において平成19年度以降、担い手に集約した経営体系に大きく政策転換を図ろうとしております。しかし、それに備えていくための現在の当町の現状はどうかと申しますと、第5次の上富良野町農業振興計画が策定されておりますが、まだまだおこなわれている農地の条件整備、あるいは経営者の高齢化など、さらに後継者不足など多くの問題を抱えておまして、間近に政策転換が迫ってくる中、振興計画の具現化が果たして間に合うのかどうか、大変不安を感じているのが現実でございます。反面、離農者だけは確実にふえていっておりますので、大変危惧をしております。

ちなみに、農家の戸数の減少を見ますと、毎年四、五％ペースで離農者がふえております。農業第5次の振興計画に示されております計画によりまして、平成13年度と比較いたしまして、18年度は13％も減少するというような見通しを持って計画が樹立されております。

また、平成13年に、これは農協が主体になって行ったアンケートでございますが、その時点で後継者がいる農家が、450戸の農家を調査した中で77戸ですから、17％しかいないと。さらに、後継者を育てていきたいというように考えている農家を含めまして40％に満たないというような農家の現状でございます。

それで、では今度逆に商店の方はどうかといいますと、商店に至っても同様で、年々シャッターをおろす商店がふえてきていることは、もうだれの目にも同じであると思っております。加えて、今年は近郊に大型店が開店して、町内の状況はますます厳しいものと思われま。

その実態の一端でございますが、町内の小売店の戸数の減少も、平成6年からの資料をいただいておりますけれども、毎年5店も6店も減少しておりますので、これから、現在120店前後あるようでございますが、もう五、六年もいたしますと、100店

を切ってしまうのではないかというような状況が見込まれます。

また、売り上げにつきましても、もう確実に減っておりまして、戸数が減った分1戸の売り上げが、せめて売り上げだけでも横ばいで行くのかなというふうな期待いたしますけれども、戸数も減る、売り上げも減るといことで、本当に厳しい状況がありとうかがえるわけでございます。

次に、産業の基盤の大きな柱でございます建設関係で見えますと、住宅建築では大手のハウスメーカーが、町内に建てられる住宅のかなりの部分を大手のハウスメーカーに占められていると思われま。さうい中で、町内業者は大変厳しい状況にあるのではないかと考えられます。

また、土木関係で見ても、こちら公共事業に依存する割合がかなり大きいわけですが、近年の公共事業の大幅な削減の影響をもちに受けまして、小規模な事業所では企業の死活問題にまで及ぼうとしております。

それで、建築土木の関係におきましても、参考といたしまして、町の入札にかかります建設工事の発注状況の推移を見ても、毎年1億円ずつぐらいはもう確実に、町内の業者の受注額で見ても、毎年1億円ずつは、もう確実に減少してきているといことで、数字を見ても、本当にこれはもう明らかでございます。

逆に、全体のパイは小さくなっているにもかかわらず、町外業者の割合が、これまた少しずつ高くなっていっているといことで、本当に小規模の事業者に対して厳しい状況だといような感じを受けます。これは、とりもなおさず、そこで働いておられる方々の就労機会がなくなっていくといようなことに直結しているわけでございます。

このように、町を支えております産業の根幹が大きく活力を失いかけておりまして、このことが雇用の面においても深刻な不安要素となっているわけでございます。

もちろん、町としての財政的な支援には限界があるとは十分に理解できますが、しかし、ソフト面での支援は、まだまだできるのではないかと考えます。とりわけ上富良野町には、すばらしい自然を備えた観光資源や豊かな農畜産物、さらに多くの人材がいるわけでございますので、これらがしっかりとつながれば、大きなビジネスチャンスになるものがたくさん埋もれているのではないかといふふうに思います。

常に町長も同じような、上富良野には埋もれたものがあるのだといことも申しておられますので、私もさういふふうに感じております。しかし、現状

では、これらせっかくさういふ潜在的なものを持っているのですが、まだまだ十分に生かし切っているとは到底思われません。私はそれより、それを生かすきっかけがつかれていない、つかれないのではないかといようなところに問題があるのではないかといふふうに思っているわけでございます。

そこで、私は町長に、町長のなすべきこととして、行政が持つたくさんの情報や広範な人脈を最大限に生かして、お金をかけて投資することに限界があるとすれば、ソフト面でさまざまな仕掛けやきっかけづくりを町長みずからが行うべきではないかと思いますが、この点についても、もう一度できるだけ具体的に産業基盤の強化策について考えを示していただきたいと思ひます。

さらに、ただいま申し上げましたことと関連いたしてまいります、私は町内のさまざまな業種間の交流が、日ごろ余り活発に行われていないように見受けております。さういときだからこそ、それぞれのさまざまな業種を越えて、青年や女性なども多く交えて、多くの人たちが横断的に集い、互いに知恵を出し合って協力し合える場が、ぜひこの際必要と強く感じております。

さきのお答えいただいた中にもありましたが、十分考えてみたいといようなお答えもございました。できるだけ早い時期に、このよな横断的な協議ができる場を設置するべきだと強く思ひますが、再度この点についてもお尋ねいたします。

次に、企業振興措置条例並びに商業振興条例についても御答弁をいただきましたが、まず企業振興措置条例の企業誘致に関してであります、幾ら条例を整備して待っていても、今の現状を見ますと、企業の方から進んで来ていただけるよな時代ではないと思ひます。私は、この町をこれからも発展させていこうとすれば、企業誘致は大きな課題になると考えておりますが、町長は企業誘致に対して、今後どのように対応を図っていこうとしておられるのか、率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

また、商業振興条例についてですが、今年度までこの制度を利用していただきました件数と、これまで投資してまいりました事業費について、担当からでも結構でございますが、お聞かせいただきたいと思ひます。

さらに、現在その事業を希望されておられる方々に対して、どの程度充足しておられるのかもあわせてお伺いしたいと思ひます。

御案内のように、この商業振興条例は平成13年度からスタートいたしまして、17年度末をもって終了するといことになっておりますが、その後どうされるのか、町長にこの点についても考えをお尋

ねするものでございます。

次に、2項目めの高齢者の施設介護について、再度お尋ねさせていただきます。

この件に対しましては、先ほど町長から答弁ありましたように、基本的には介護予防事業を中心として健康寿命を延ばすことや要介護の重度化の防止、さらに在宅福祉の充実などを図って対応していき、ラベンダーハイツなどの施設増床は困難であるというような町長の見解でございますが、私も予防の重要性や在宅介護への移行については、十分理解をしております。また、それが一番望ましいことだとも思っております。しかし、老人介護の現実を見たとき、これから高齢者の急速な増加や、また、親だけが上富良野に残って、若い人はほとんど町外へ出ていっている現状から見ますと、今後、高齢者だけの世帯、高齢者のみの世帯がますますふえることは、もう明らかでございます。このような世帯は、いずれ老人が老人を介護しなければならなくなってくると思います。幾ら在宅サービスが充実したといたしましても、老老介護にはおのずと限界があります。

また、これだけ核家族化が進んでしまった今日、それぞれが遠くで長く離れて暮らしてきた状況などを考えますと、決してこれは望ましいことではありませんが、確実に施設介護への要望がふえてくるものと推測できるわけでございます。

ラベンダーハイツの申し込み者数の実態や、申し込み者の状況などを調査したものを見させていただきますと、これなどを見ましても、その施設介護を求めると申しましようか、希望する傾向は、もう明らかにしております。

また、昨年行われました、介護予防適正化事業が行われたわけでございますが、そのときに行われましたこの聞き取り調査やアンケート調査などから判断しても、施設介護を希望するというような意向が強いというか、はっきり出ております。このようなことから、厳しい財政状況といえども、将来推測されるものを避けて通ることは、これはもうできませんので、何としても施設介護の拡充整備を今後検討していくべきだと思いますが、再度町長のお考えをお聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、産業基盤の強化策であります。産業基盤の現状ということにつきましては、今、議員からのお話がありましたように、その現実私も承知いたしておりますし、この厳しい状況という

ことを十二分に認識いたしているところであります。

農家戸数につきましても、高齢の経営者が多くなって、後継者がなかなか居つかないというような現実、商工業も同じような現実であるということも十分認識いたしているところであります。これらにつきましても、何としても後継者の確保ということが重要であります。これは単に自治体だけが対応しにくい部分もございまして、自治体としてやれることは何かということも十分認識した上で、第5次農業振興計画等々の推進を図りながら、その農業なり商工業なりの経営基盤の確立を図っていくということが大切だということに思っておりますので、そういったことに対しまして、行政がどこまで対応できるのかということも十分認識した上で、施策の展開をしていきたいというふうに思っております。

また、土木建設業等々につきましても非常に厳しい状況にあると。町の投資財源も大幅に削減されてきておりまして、既にもう当初のピーク時の半額、50%相当の投資財源しかない。これからの投資財源は、まだまだ現状の半分になるだろうというような状況下にあるわけでありまして、非常に厳しい状況であります。町がやる対応につきましても、地元振興策ということではございませんけれども、極力参加していただいて、その仕事、事業の対応を図っていただくように、地元業者の参加は対応させていただいているつもりでありますけれども、ただ落札しないわ、いろいろな指名競争入札の中で対応しておりますので、なかなかそこらあたりまで手をつけることはでき得ないと。ただ、その事業に参加しようとする指名はさせていただいているということだけは御理解を賜っておきたいというふうに思うところであります。なかなかそういった部分も含めながら、競争原理が働いた中の入札制度という枠の中で対応でき得る部分について努力をさせていただいているつもりでございます。

これからのつきましても、私は今向山議員からもお話ありましたように、先ほどもお答えさせていただきましたが、経営者みずからが熱意を持ってその対応を図っていかねばならない。これは農業にしる、商工業にしる、同じであるというふうに認識いたしております。

そういったことから、私といたしましては、今までも町長と語ろうという、持っておりますこの機会を通して、それぞれの組織に声をかけているところであります。なかなか集まっていけないというような現実でございます。しかし、例えば農業は農業で農協青年部の皆さん方、若い皆さん方の

懇談、あるいは商工青年部の皆さん方との懇談、そういったことが、それぞれの皆さん方の意見を聞き、行政に反映していけるものというふうに思っておりますけれども、なかなかその機会、声をかけても達成できないわけでありまして、これを今後もこれからの私の施策の中でも、町長と語ろうと、町民トーク、これらについては、より一層充実して推進していきたいというふうに思っておりますので、そういった機会をつくっていただくように、これからも努力を重ねていきたいというふうに思っております。

また、異業種間の交流につきましては、これも重要でありまして、過去におきまして、一度町長と語ろうと異業種間の皆さん方に集まっていたいただいて対応した経緯がございますが、これも継続できずに、2度目の会合からはなかなか集まっていただけなかったというような経緯もございまして、これからは、そういったことも含めながら、より皆さん方が参加していただける、集まっていただけのような、そういう対応で努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、企業誘致につきましては、議員御意見にもございましたように、現在の経済情勢の中で、他企業の誘致をするということとはなかなか難しいというふうに思っておりますが、企業振興措置条例の中におきましては、地元の業者が事業を拡大するというような部分についても、条例の一部改正をさせていただきながら、そういう振興策を講じておりまして、過般御質問ございましたときにお答えさせていただきましたような、この条例における成果があらわれているということでございますので、今後は他業種の企業の誘致施策ということにまで拡大することはなかなか難しいけれども、地元業者の対応につきましてはの支援策の条例のように現在はなっておりますが、そういうようなことで、今後もそういう対応を進めていきたいというふうに思っております。

それから、商工振興条例の対応につきましては担当の方からお答えさせていただきますが、この条例は、議員御質問にもございましたように、5カ年の時限立法で対応しておりまして、平成17年で終了ということでもあります。

町も財政的に非常に厳しいというようなことから、今後最終決断をしなければならないと思うところでありますが、17年度をもって、ひとつ締めくくりをしたいというふうに考えているところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。ただ、現在希望ある部分については、全部対応した中での終止符を打ちたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思

ます。

次に、高齢者施設の問題であります。特養につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、また、今までも各議員から御質問をいただいておりますように、今後の増設につきましては非常に難しいというふうに考えておりますが、特養のほかに、今、病院でも療養型病床群の設置をして増床を図ってきております。ラベンダーハイツの増床ではございませんけれども、療養型病床群の設置で20床を確保していると。これらにつきましても、これからの病院経営の中で一般病床と療養型病床群との見直し等も図ってきたいというふうに考えてもおりますので、そういったことでの対処を図っていくとともに、それでも不足する部分については、前にもお答えさせていただいておりますように、広域の中でその対処をしていくということが、これから一自治体が対処するのではなくて、広域の中でこの部分も見きわめていくということが大切かなと。老健の利用、あるいはそういったことも含めながら、広域で今後考えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、これからの基本は、あくまでも在宅介護が中心であるということには変わりはないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山議員の御質問にお答えいたします。

商業振興条例の適用の関係でありますけれども、平成13年度より今日まで23件の適用をしてございます。事業者におきます投資額、約2億400万円となっております。そのうち、6,410万円が町の補助ということでもあります。

それから、充足率の関係でありますけれども、希望者に対しまして、100%すべて適用いたしてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） まず、商業振興条例の実態については、理解いたしました。6,410万円の町の財政支援を行っているということでございます。商業の率直な感じといたしまして、商業の振興を図るための投資としては、まだまだ十分ではないと。もし元気がつくのあれば、まだまだ許す限りの支援はやっぱり続けていくべきでないかなというふうに実感いたします。

それで、この条例の、町長はこれで一区切りさせたいというようなお考えのようですが、私はこうい

ニーズは高まってくるのが望ましいことですから、ぜひ18年度以降も、ぜひ何らかの形で中小商業者を支援するような制度を存続させていただきたいと思います。まず、この点確認させていただきたいと思います。

それから、産業の活性化についてですが、町長も十分大変だという認識は、全く私と同じように認識しておられるなどということを感じているわけですが、いずれにいたしましても、ただ、最初の町長のお答えにもありましたけれども、事業者みずからやはり奮起してやってもらうことがもう基本だと、私もそれは百も承知でございますけれども、しかし、非常に今それだけの、ある程度日々の暮らしと申しましうか、目先の経営にある程度、ゆとりとまでも申しませんが、安定感がなければ次の展開を目指す発想も気力も生まれてこないのではないかと思います。

それで、当事者任せということも理想ではありませんけれども、非常に現実としては進みづらいのではないかと。もしそれが進むのだとすれば、私こんな御質問申し上げなくても、町はそれなりの活気が、活力があってしかりでないかと思うのですが、現実にもどうもそういうふうには見受けませんので、ぜひこの際、私は再度町長にお願いいたしますけれども、まちづくりトーク等の試みも過去にあったようでございますが、まず人と人の交わりを、町内におけるそういう異業種間、さまざまな人たちの交わりを持つところからお互いの認識を、共通するその認識を持った中で、何とか上富良野を元気にしていこうという、そういう機運を高めていくためのきっかけづくりは、これはもう町長でないとできないのですよ。ぜひそういう話し合いの場と申しましうか、協議する場を常設できるような、常設するような機関をぜひこの際設けていただきまして、町長がみずから旗振り役になって、さまざまな人を引き会わすだけでなく、引き会わせたそのものを実りにしていくような、もう一歩も二歩も前に進んだような形づくりを、ぜひこの際するべきだと思いますので、この点についてもお尋ねさせていただきたいと思います。

それから、企業誘致に関しましても、町内の中での新たな起業家のスケールアップと申しましうか、そういうことを、もちろんそれも大事ですが、やはり何といってもこれも、とにかく人がふえないことには、もう町というものは成り立っていきませんので、ぜひ町長は、前に私御質問申し上げましたけれども、上富良野一の人脈もお持ちでしょうし、いろいろな情報も入る立場でございますから、ぜひ機会あるごとに、ぜひ上富良野へ企業立地

してくれというように、さまざまなところへアプローチしてほしいと常々考えております。まず、そういう小さな行動から大きな実りが生まれてくると思いますので、ぜひこれは意識して、例えば上京した折でも、方々へ出かけられた折でも、ぜひそういう話題を常に出されまして、上富良野をアピールしていただきたいと思いますが、この点についても、もう一度考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

それから、高齢者の施設介護についてでございますが、町長も施設介護は、これからニーズが高まってくるのではないかというような認識を持っておられるのかなというふうに私理解できた部分もございませぬ。療養型病床群の充実も図っていただけないようなお答えもいただきましたが、ぜひ、広域でも結構だと思いますが、私が見る限りは、施設介護の要望はもう確実にふえると。確かにお金はないのも事実でございますけれども、これもまた要望が高まってくることも、これも避けて通れないというふうに考えますので、広域でも結構でしょうし、ぜひ住民に不安を与えないように、町長も常に申しております、町長の言われる住んでいてよかったという町はどういう町なのかというふうに常々私疑問に感じておりますけれども、これらもあわせて、改めて施設介護充実、広域も含めて結構でございますから、広域を含めて施設介護の充実を図っていただけないような方向づけを考えていただけないか、これを最後にお尋ねいたしまして、質問といたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、産業基盤の強化策の中での御質問でございます。商業振興条例につきましては、議員御質問にありますように、いろいろな課題を残しているところではありますが、町としても財政的に非常に厳しいという現実の中で、時限立法で対応した現実を見きわめながら、その対処をしていきたいというふうに認識いたしているところでありますが、今後また商工会等々と調整をさせていただきながら、今のような振興条例そのままということにはならないにしても、振興策について、また商工会とも調整をさせていただきながら、新たな分野でまた考えていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、私も議員の言う御意見よくわかるわけでありまして、私もそういうつもりでいるわけでありまして、何としても、農業にしろ、商工業にしろ、事業者の熱意がなければならぬということは、議

員も御理解いただいていると思いますし、私もそう思っているわけでありまして、そういう中にありまして、どのような形でその連携を持った対応を促進していくかというようなことで、先ほどもお答えさせていただきましたように、今私が進めております町民トークだとか、これは課題を持ってやりますので、町長と語ろうというのは、気楽にひざを交えて雑談をしながら語り合おうやということで、今日まで進めさせていただいているわけでありまして、それぞれ皆さん方もお忙しい、また、今議員からもお話しありましたような経営状態に没頭して、そんな余裕はないわというような実情等々もあるかなというふうに思いますけれども、何とかこれからは、この町長と語ろうを生かしながら、それぞれの皆さん方との意見の交換の場をつくりつつ、そして、そういう中にありまして、ひとつそれがきっかけとなって、地域の皆さん方との会話の促進がなされるような組織ができればなというふうにも思っておりますので、そういったことできっかけづくりとして、町長と語ろうをもう少し促進させて進めたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなと思います。

それから、企業誘致等々については、いろいろと私も町外に出た折に、いろいろな方々との名刺交換等々もさせていただきながらあるわけでありまして、今は我が町に全然関係のない大きな企業誘致するという事は、全く難しい経済情勢であるということ、議員も御承知いただいていると思いますが、たまたまある分野につきましては、声をかけてくださいやということにつきましては、地元の業者と競合するというような業種が非常に多いというふうなことから、安易にまた声をかけられないという部分もございまして、そういったことも十分今後私といたしましても精査させていただきながら、私自身も何らかの形で地元でそういった業者が居ついただけることが重要であるということには認識いたしておりますので、そういった既存の業者に支障の来さない、そういった分野の中で、ひとつ十分今後も考えていきたいというふうに思っています。

それから、高齢者施設の施設介護でありますけれども、これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、今が町の病院の経営につきましても非常に厳しい状況にありまして、療養型病床群を設置したことによるある程度の安定した収入を確保できるというような状況もございまして。そういったことから、先ほどもお答えさせていただきましたように、一般病床と療養型病床群のベッド数をどういうふうにするのかということについては、もう既に方向性を定めておりますので、あとは医師の

確保をした中で申請対応をしていきたいというふうに思っているところでありまして、病院事務長にも指示をいたしているところであります。

今後そういったことを対応しても、地域だけでこの施設介護が対応できるかということは、なかなか難しいというふうに認識しておりますので、これは、そういった分野につきましては、広域の中で不足部分は補っていただくと、そういうようなことも今後の課題として、広域の中で対応を図るような推進をしていきたいと。特に、今、地域センター病院としての改築を目指しております協会病院等との対応の状況を見きわめながら、今後のこういった分野についての富良野圏域の状況の中で推進を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、15番向山富夫君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点に、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

今、多くの国民や住民が、暮らしや福祉を守ってほしい、そういう要求がたくさん寄せられています。ところが、今、国が進めている三位一体の改革というのは、こういう流れとは逆に、雇用を減らす、福祉を切り捨てるといった状況の中で、国民がどんどん暮らし向きが後退するという状況になっております。そういう中で、三位一体の改革が進められ、今年度が、今年が初年度という形になりました。とりわけ今回の行政改革という形の中で、財政規模が小さい自治体ほど予算が組めないという状況であり、悲痛の声が上がるという状況になりました。その背景には、交付税が約2兆9,000億円削減されるという状況になり、その分自治体の裁量権が、また事業を推進する上での内容が、当然縮小されるという状況になったわけでありまして。その中には、国が当然負担すべき負担金まで削減する、こういう状況であります。

また、1兆3,000億円の国内国庫負担金等を減額しましたが、そのうち税源移譲を言うっておきながら、税源移譲されたのは4,500億円という状況であり、当然それも自治体には大きな痛手になりました。

そういうような中で、今求められているのは、交付税総額をきっちり確保する、そして義務的経費は、国がその趣旨に基づいて確保するという内容であり、全国の知事会、市町村会でも、この決議を上げるという状況になりました。

今、国がしなければならないのは、住民の暮らし

を維持するための財源確保であり、当然その国の責任をきっちりと果たすということが、今求められているのではないのでしょうか。そういう意味では、自治体もそういう状況の中だからこそ、住民の暮らしを、また産業振興をしっかりと財政難の中でも住民や職員の総意のもとでどう進めるかということが求められています。

また、近ごろでは、自治体においては財政難を理由に、安易に住民負担を求めるという状況になってきております。

私は、こういう意味で改めて町長の見解をたしますが、住民の暮らしを、福祉を、産業振興をきっちり守る、そういう立場からの新年度の予算編成というのが必要だと考えております。

今年度当初の年度別資金計画では、来年度の予算規模は70億円という形になっております。

また、そういう意味で来年度の予算総額というのは、大体この規模で落ちつくかと思いますが、どのような予算規模になるのか、また予算編成に当たっての重点政策というのはどういうものか、お聞きしたいと思います。

さらに町長は、当面自立への道を選択しました。その道筋というのは、住民からしてみれば、まことに不自然で不透明であります。今回の町長選挙でも問われたのは、まさにそういう道筋では、住民の暮らし、町民の暮らしは守れない。どういふところに予算を重点的に配分するのか、そのことを一番町民の方が知りたいわけでありまして。財政難を理由にしての補助金、負担金の削減は、当然許せるものではありません。しかし、むだなものは当然見直さなければならぬことは言うまでもありません。そういう意味では、町長は今後どのように住民に対して自立への道筋を示そうとしているのか、この点についても具体的な答弁を求めます。

次に、財政改革を今進めておりますが、新年度に向けても、補助金・負担金の削減が言われており、総じて15%程度の削減ということをしきりに言っておりますが、この中には当然住民や商工業、農業、産業にかかわる、住民にとっては切実な予算等もあります。そういう意味では、新年度に向けての補助金・負担金の削減項目というのはどういうものか、また、その総額というのは幾らになるのか、また、庁舎内においても当然住民に負担を求めるといふのであれば、それなりの給与を含めた財政改革、削減の目標持っておられると思いますが、この点についても町長の見解を求めます。

次に、新年度においては、今、国では地方交付税の削減を、さらに来年、再来年と、その総額7兆円から8兆円と言われております。これらの金額が当

然削減されれば、地方自治体にもさらに大きなダメージを与えることは明らかです。そういう意味では、道においても、約4,000億円から3,000億円の地方交付税が削減されるのではないかとということが言われておりますが、当町においてはどのぐらいの予算が減額されようとしているのか、わかる範囲でお聞きします。

本来、地方交付税というのは、国民がどこに住んでいても、安心して暮らせるための財政措置であります。しかし、国は教育費や保育措置費など、義務的な負担まで削減するという状況であり、明らかに国みずからが財政措置のこの趣旨を放棄していると言わざるを得ません。そういう意味では、町長はこれらに対してどのような見解を持っておられ、今後どのようにされようとしているのか、これらの点についても伺います。

次にお伺いしたいのは、収入役制度の見直しについて伺いたいと思います。

今、行財政改革の推進の中で、一部の自治体では収入役制度を廃止したところも出ております。町長はこの間、私の質問に対する答弁の中でも、次のように答えています。今後、地方自治法の改正が見られる、その動向を見たい、あるいは自治体財政の規模に合った改革をしたいと述べております。町長は、今後住民に負担を求め、住民とともに自立の道を模索するということを言っているわけですから、それなりの痛みというものも、当然覚悟しなければならぬでしょう。そういう意味では、収入役制度の廃止というものも、当然その具体的な目標として掲げなければ、私はならないと考えています。そういう意味で、町長のこの収入役制度の見直しについて、どのような見解を持っておられるのか、お伺いいたします。

次に、上富良野小学校の改築の問題について伺います。

上富良野小学校は、1線校舎が、昭和35年に建設、58年に一部改修、平成15年に一部改修という形の中で、また2線校舎は昭和36年建築、58年改修、3線校舎は昭和45年、46年と建築され、平成3年、平成15年に部分的な改修が進められました。もう既に44年、43年、21年と年数も経過しており、床がはがれる、壁が落ちる、また、壁が落ちそうになっている。トイレの排水が修復するけれども詰まるという状況の中で、老朽化しています。

また、同時に、この校舎は改修・改築を繰り返したという状況の中で、今、登下校時による不審者の問題が全国的にも波紋を投げかけており、何よりも、仮に不審者が侵入した場合、この校舎は死角が

余りにも多いという状況の中で、その不審者の侵入を見逃すという状況にもなりかねません。

また、同時に、耐震構造から見ても、早急な改修や改築が当然求められています。

また、前教育長は、この問題に対して、第5次総合計画のできるだけ早い時期にと答弁しております。

以上のことを述べまして、町長にお伺いいたしますが、町長は選挙公約の中で、上富良野小学校の改修に平成18年度から着手したいと述べていますが、改修と改築では、内容に大きな違いがありますが、いかがでしょうか。それとも、改修後に改築に入りたいというのか、答弁を求めます。

次に、学童保育についてお伺いいたします。

学童保育は、学校開放後も子供が安心して過ごせるための居場所づくりであり、同時に働く親にとっても切実な要望でもあります。その上で、1998年に児童福祉法に位置づけられた事業です。しかし、この間、問題や課題も見えてきました。それは、指導員の体制が不十分である、施設が狭いという問題。児童館と併設しているために、指導員が子供に十分目が行き届かないという問題などなど、たくさん課題も山積みされるという状況であり、当町においても定員15名という状況の中では、当然無理があり、また、このような課題もたくさん上富良野町にも見えてきました。

しかし、この間、私の質問に対しても、町は次世代育成計画ができるまでという形の中で、相変わらず消極的な態度をとってきました。現場の意見を、また親の意見も聞かないという状況の中では、安心した福祉や暮らし、子育て支援ということにはなりません。

また、ある親からは、次のようなことを聞きました。学童保育について悩んでいる母親が役場へ行ったら、子供を見るのは親の義務だと言われました。当然それは親の義務でありましょう。しかし、行政というのは、相談したらきっちりとそういうものに対して耳を傾ける、また、親ができない部分を行政が手助けし補い、そして子育て支援するというのが本来の行政の役割であります。ですから、余りにも冷たい、こう嘆いていました。

私は、こういったところにも町長の職員に対する指導がどうだったのか、あるいは指導されているけれども、職員の方がそれを受けとめていなかったのか、あるいは母親の言葉の聞き違いだったのか、いろいろと疑問が浮かび上がってきます。いずれにいたしましても、学童保育というのは、本来学校の敷地内に設置すべきものだとは私は考えておりますが、財政難ということもありまして、既存の施設を使う

ということも大切でありましょう。しかし、そういうことも含めて、町長は今回の選挙公約の中にも、学童保育の充実をうたわれておりますから、今後どのような体制で学童保育の充実に努めようとしているのか、これらの点についての見解を求めます。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

延長保育や一時保育は、社会の就労環境の変化の中で、働く親にとっては切実な要望になってきております。その要望を受けて、特別保育実施要綱がつけられました。その中には、親が子育てと社会参加の両立をきっちりとできるための支援の措置ということがうたわれ、また同時に、親の子育ての不安を解消する、緩和する、こういうことも述べられています。

上富良野町では、この延長保育や一時保育のニーズがたくさんあります。上富良野町においては、民間施設が2カ所ありますが、うち1カ所は、もう既に実施しておりますが、もう1カ所のわかば愛育園については未実施という状況であります。既に保護者アンケートも実施しているということを知りました。その中には、当然延長保育に対する要望が書かれているということも知りました。しかし、実施においての不安もあるということを知っていました。それは、補助対象は6名が目安という状況の中で、もしも6名を切った場合の財源の保障がなければ、実施できなという話であります。そういう意味では、今、次世代育成プラン、エンゼルプランの中には、ひとしく延長保育や一時保育、学童保育等についても、行政がしっかりと支援するということがうたわれております。そういう意味では、民間保育所に対しても、きっちりとした財政措置を行って、これらの要望にこたえるべきだと考えておりますが、この点についての見解を求めるものであります。

次に伺いたいのは、特認校の通学支援の問題であります。

特認校とは、豊かな自然の中で、少人数の特色を生かし、さまざまな体験、活動や心の触れ合いを通して児童を育てることを目的に、本来の学区を越えて通学することが認められた学校であります。

今、登下校時には、現在ハイヤーで、ジャンボタクシーで相乗りしながら登校してきております。しかし、近年、教育委員会においては、財政難ということもあるのでしょうか、登下校時のジャンボタクシーについては、見直しできないかということが打診されたそうであります。これを聞いた学校や親からは、不安の声が上がっております。登下校時の待機の時間や、また時間帯がなかなか合わないという状況であります。今多くの方々は、この現状維持を望んでおりますので、この点についての今後の対応

について、教育長に見解を求めます。

次に、登下校時の防犯対策についてお伺いいたします。

全国的にも、登下校時の児童をねらった犯罪が相次いで今浮上しています。町においても、児童が不審者に声をかけられた、尾行されたということなどの通報が寄せられております。

また、その対応も迅速にされているようであります。ピラの配布や、各機関に呼びかけて防犯対策もとられているようであります。

さらに一部の学校では、防犯ブザーなどを購入するというのを聞きました。もちろん地域も含めた防犯対策、警戒というのは必要でありましようが、それらを含めて、今後、防犯ブザーの購入に対しての補助や、あるいは現状について、今後どのように対処されようとしているのか、以上の点について、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の1点目の新年度予算の編成に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の行財政の運営方針については、既に御案内のとおり、社会経済情勢の急激な変化の中で、地方自治体を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあることを深く認識し、その対応策として、当面自立に向けた上富良野再生アクションプランの新行財政改革実施計画を立ち上げ、実行に取り組んでいるところでございます。このことは、少なからず町民の皆様にも痛みを伴うことでもありますことから、既に年度当初の執行方針で述べ、御理解と御支援、御協力をいただくべくお願いを申し上げているところでございます。

さて、1点目の新年度予算規模とその重点はとのことでありますが、さきに示しております中期的な財政見通しから、大きくかけ離れる要因がないものと考えていますので、規模的には75億円以内と思っているところであります。

また、重点施策では、さきに述べたとおり、歳出構造改革の観点から、その成果を見きわめることが重要であり、先行投資的な事業は極力控え、潜在的機能を効果的に発揮させるよう努力しなければならないと考えております。

このようなことから、限られた財源の中で、オープン間もない保健福祉総合センター施設の機能を最大限発揮すること、また子育て支援については、拠点施設となる仮称子供センターは、既存施設の活用により、支援及び活動ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、懸案であります公民館の改修工事では、図

書館機能を十分に発揮することが可能となるよう、北海道の地域政策総合補助金事業としての採択を受け、整備を進めていく考えであります。

また、島津地区見晴台公園についても、さきの村上議員に述べたように、低迷している地域経済に刺激を加えるきっかけとなるよう期待を持って、実施に向け計画の具現化に努めてまいりたいと思っております。

また、自立に向けた対応についての御質問ですが、このことは前段でも申し上げましたように、新行財政改革実施計画に基づく具体案ができた段階で、都度議会や広く町民へお伝えしなければならないものと考えております。

次に、2点目の補助金・負担金などの削減項目と削減総額と役場内部での削減目標についての御質問にお答えさせていただきます。

先月19日に、各部署に新年度予算の編成方針を指示したところでありますが、現時点での収支試算では、4億6,000万円の歳出超過が予測されることから、その調整方法として、財政調整基金の一部取り崩しを前提に、投資的経費を除く裁量的経費、経常経費などでは、2億1,000万円の見直し削減に努めることとしているところであります。

この中には、過去からも大幅に削減を図っている人件費についても、さらに努力目標を設定したところであり、聖域を設けず、あらゆる角度から幅広く見直しを行うことが大きな成果を上げることにつながるものと考えておりますので、今後も議会や町民の皆様と十分に議論を交わしながら理解を求めていかなければならないと存じております。

次に、3点目の交付税に関する御質問ですが、議員も御承知のとおり、国が進める三位一体改革に関連して、大幅な削減の方向が出されようとしておりますことから、私といたしましては、地方6団体に結集して、制度的に地方固有の貴重な財源である地方交付税制度を今後も守っていかなければならないと考えております。

なお、新年度における削減予想額のお尋ねですが、国は2006年までは必要な額を確保するとの発言もありますので、本年度のようなことにはならないものと思いますが、国が示す詳細な内容を十分に見きわめることができ得ない現段階では、何とも申し上げることができません。

次に、2番目の収入役制度の見直しについての御質問にお答えさせていただきます。

収入役につきましては、町の公金管理において重責を担っていることは御承知のとおりであります。地方自治法により、収入役制度を廃止いたしますと、町長もしくは助役がその事務を兼掌することに

なり、実際にその事務につきましては、課長職を配置して行うこととなります。

現行におきます収入役と課長職を置いた場合の費用において、際立った大きな差異がないものとするれば、現在、収入役において一般会計、特別会計、そして企業会計、消防事務組合の会計を含めたすべての会計の出納管理並びに資金の運用調整等を行っている状況など、公金管理の重要性を考えましたときには、収入役を廃止することには慎重に検討していくことが必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の上富良野小学校の改築に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、改築と改修についての見解であります。改築につきましては、その建物自体の全体もしくは一部を取り壊し、新しく建物を建築することであり、改修とは、その建物の模様がえを行ったり、建物の一部を修理、修繕することであると理解しております。

さて、さきの議員にもお答えしましたように、上富良野小学校の校舎の一部は、築44年を経過する、上富良野町の学校では一番古い校舎であります。現在の第4次総合計画においては、校舎の整備計画はありませんが、建物の適切な管理を行うため、必要に応じて修理、修繕を行ってきておりますし、今後も適切に管理するよう教育委員会に指示しているところでもあります。しかしながら、上富良野小学校の校舎整備の方針については、できるだけ早い時点で、現在の校舎の修理、修繕をしながら、できるだけ長もちさせることを考えるべきなのか、あるいは新築をすべきか、建物の耐久度や管理上の問題、そして財政上どちらが有利かの見きわめを総合的に判断し、将来計画の方向性を定めておく必要があると考えております。

次に、4点目の学童保育についての御質問であります。両親の就業や疾病等のために、適切な養育ができない家庭の低学年児童を対象とした放課後児童健全育成事業を現在実施しているところであります。この事業は、対象児童の保護者及び学校との十分な連携のもとに、学校から自宅に帰らずに直行で児童館に来た子供に対して、安全に配慮しながら、児童館の厚生指導員による遊びの指導や各種行事等を行い、その体験を通じて留守家庭児童の健全育成を進めている事業であります。

現在、東児童館での放課後児童健全育成事業の登録者数は19名、西児童館の登録者数は4名となっております。現在のところ待機児童はいない状況であります。しかし、今後は少子化の進行が予想される中であって、子育て支援対策の観点から、また

核家族化による留守家庭児童の健全育成の観点から、学童保育のニーズはますます重要であると認識しているところであります。

具体的な対応としましては、先ほどの村上議員にもお答えいたしました。児童館の運営内容の充実や学校空き教室等の活用に加えて、学童保育ニーズの高い東児童館での受け入れ体制の整備に向けて、厚生指導員増員等の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、5点目の保育行政についてであります。御質問の延長保育につきましては、保護者のニーズを把握するために、わかば愛育園のほか、中央と西保育所においてもアンケート調査を行ったところであります。その結果、全保育所で要望が高いことから、町の次世代育成支援行動計画に沿って、3保育所のすべてで来年度から実施するよう前向きに検討、協議を進めているところであります。

また、一時保育につきましては、母親の出産、入院、家族の入院付き添い、介護、農作業従事等の事情により、一時的な保育を必要とする幼児に対して、随時受け入れを行っているところであります。今後も引き続き保育所の入所状況の範囲内で柔軟な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 6番米沢議員の6点目、特認校の通学支援について、まずお答えさせていただきます。

江幌小学校は、豊かな自然の中で少人数の特色を生かし、さまざまな体験活動や心の触れ合いを通じて児童を育てることを目的に、平成3年度から本来の学区を越えて通学する特認校として認め、運営を行ってきております。

平成6年度から、江幌小学校の自然環境に恵まれた小規模校で学ぶことを希望する児童が通学しておりますが、特認校は児童が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時には保護者の協力を求めるものと決められております。

当初は、保護者の送迎や定期バスに乗車して通学していたところであります。その後において、保護者の送迎が困難な状況と、定期バスが学校の時間帯と合わず、子供たちが学校が開く時間より早く到着することから、同校のPTAと地元住民会から送迎の交通手段確保の要望書が出され、教育委員会では、平成10年度より特認児童の通学手段の対応として、ハイヤー借り上げにより登下校を開始したところであります。現在では、児童数20名のうち12名が特認児童として、ジャンボハイヤー1台で通学しております。

本年10月から町営バスの運行形態が見直されたことにより、江幌小学校に到着する時刻は、以前に比べ改善されましたが、発車時刻が早いことと、児童が乗車してから学校へ着くまでのバスに乗っている時間が長く、児童にとって負担が大きい等の課題があります。

特認児童の通学手段の確保策として、当面はハイヤー借り上げを継続していきたいと考えておりますが、児童数の動向や全町的な視野での比較等も十分行いながら、江幌小学校の今後の登下校の交通手段のあり方を学校や保護者とも十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、7点目、登下校時の防犯対策についてお答えいたします。

本年11月6日から、上富良野小学校の児童が何者かに声をかけられ、車に乗せられそうになるという不審者事件が連続して発生しました。

今回の事件では、これらの対応策として、上富良野小学校では富良野警察署、上富良野交番に直ちに通報し、パトロール強化を要請するとともに、児童に対しては早目に帰宅することや、子供だけで外出しないよう注意徹底を図ったところであります。

さらに、保護者や各学校に不審者事件の発生を文書で渡し、注意を呼びかけ、下校時の監視強化のために教職員、PTAによる通学路のパトロール等を実施いたしました。

また、教育委員会では、町職員全体にいち早く周知して、児童生徒の安全確保に目を向けるよう呼びかけ、防犯協会事務局等の関係者により、通学路を公用車で巡視いたしました。加えまして、防災無線により、不審者に対する注意の呼びかけやチラシを作成して、新聞折り込みにより広く住民に周知し、またタクシー会社や郵便局、自衛隊にも監視するよう依頼し、地域全体で監視の目を強化するよう対応を図ってまいりました。

防犯ブザーについては、各家庭において自衛策の一つとして子供に持たせたり、学校単位で買いそろえたりして、小学校児童の約30%が所有していると把握しておりますが、今回の一連の対応のように、地域の大切なお子さんを守るという見地から、地域全体で監視の目を強め、事件の未然防止につながるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長にお伺いいたしますが、新年度予算の中で、補助金等の削減がうたわれております。どういう内容のもの、どういう項目等が削減されるのかということでお伺いいたしました

が、総体的には出ているかと思いますが、詳細についてわかりません。やはり一番求められているのは、こういう問題でも、やはり議会にも住民にも、きっちりとどういう項目が削減されるのかということも提示して、そこから論議をやはり深める必要があるのではないかと。いつまでも出さないということであれば、不信感が増すわけですから、例えば今回の特認校の問題、あるいは学校問題で言えば、スキーに行くときのスキーの補助の問題。それと、あと住民で言えば、廃品回収等の補助金の削減もしくは廃止ということがうたわれているかと思いますが、こういう、住民側にとってみれば切実な問題です。大文字焼きの問題もあるでしょう。商工会の振興補助の問題等もあります。そういう問題も、こういうものが削減の対象になっているのかというのが、一向に見えてきておりません。そういう意味では、自立への道ということを町長が言っているわけですから、その自立への道というのは、住民にしたら、どこまでそれでは補助金・負担金の削減を我慢して、公共料金の値上げ等を行えば、住民の暮らし向きが一定方向安定してくるのかと。よくなるににしても、安定してくるのかということところが、やはり不安なわけです。こういうことを住民にしたら聞きたいわけですから、その方向性をきっちり、自立ということであれば示しなさいと、このことを私は一番聞きたいところなのです。

もう一つ問題は、補助金の削減等ということで、比較で15%ということと言われておまして、各担当の課長にも言ったということですが、しかし、各担当の課長にしたら、15%といたら、どこをどう削ったらいいのかわからないと、こういう時世の中で。担当の課長にしたら、それぞれが必要な予算なわけです。そういう意味では、そこに町長のやはりトップとしての判断が必要なわけです。例えば、福祉や農業に重点を置くのだったら、ここにこれだけの予算をつけてまちづくりを進めたいのだという具体的なやっぱり問題を提起しない限りは、職員の方だってね、そうそう削減といたって、本当に難しい話だと思って、昨日の一般質問の答弁のやりとりの中で聞いていたわけです。やはりそこが、自立の道へと進むのであれば、メリ張りの財政運営ということで、町長もそれなりに努力はされているかと思いますが、やはりそこをどう進めるのかという、まちづくりにとって一番必要な観点であり、地域振興策だというふうに考えておりますので、この点どのようにお考えなのか、もう一度お伺いしたいのと、その削減しようとしている補助金・負担金というのはどういうものか、きっちり議会や住民等にも示していただきたいというふうを考えて

おります。

次に、新年度予算にかかわって、今日もテレビ、新聞等々で報道されましたが、約地方交付税等は4,000億円ぐらいが減っているのではないかといいことであります。そういう意味では、町長は当然新年度予算というのは、国の予算でもありますので、不透明な部分もたくさんあるかというふうに思いますが、ただはっきりしていることは、来年、再来年と、引き続き補助金の削減ということがうたわれているわけですから、それと増税ということがうたわれているわけですから、ここがはっきりしているわけですから、それをやられたら、自立への道ということも、合併した自治体においても、当然大変な状況になることは明らかであります。そういう意味で、今、各市町村会や知事会も、この交付税の総額をきっちり維持しなさいということを行っているわけです。

ところが今回の予算編成の中を、国のを見ましたら、今年度予算をベースにするということを行っているような話をしておりました。今年度予算ということは、もう既に特例債等の削減や交付税の削減ありますから、前から必要な財源が削減されて、さらに削減されて、さらに削減するという話でありますから、当然地方自治体の、やはり暮らしを維持するための基本的な財源ですから、この財源をやはり確保するということが、町長は自治体のトップとして責任を持って、やはり国に義務的な経費も含めて、地方が維持できるだけの交付税を確保すべきということをやりたいと思うべきだと思いますが、陳情、要望もするべきだと思いますが、この点、もう一度確認しておきたいというふうに考えております。

次に、収入役制度の見直しについてお伺いいたします。

答弁の中では、一般会計、特別会計の会計その他の財政運用も含めて調整しなければならないから難しいのだということをおっしゃっています。しかし、この上川管内でも、既に収入役制度を廃止している自治体というのは、9町村に上ります。その中では、条例もつくって、収入役をやはり廃止して、課長あるいは出納室という形の中で、課長待遇という形の中で係を配置しているということも出てきております。いろいろ聞きましたら、やはり財政的な効果が上がるといわれている。人材はどうするのですかということであれば、内部から異動して十分配置できるのだということでもあります。

各種の行事については、きついかれどもいろいろな町長、助役、あるいは担当の課長、あるいは教育長も含めて総出で歩いているということをおっしゃいました。

もう一つは、電算事務が今進行しております、そういった意味で、もう既に情報公開もありますから、やはり一定の力量のある課長がそこに座れば、十分財政運用でも決算でも、所管の課長等が行っておりますから、私はやれると考えております。そういう意味では、きっちりとした住民に負担を求め、あるいは行政改革ということであれば、みずからもこういう問題に対して、聖域ではないという立場に立って、行財政の一環としてやる必要があるのではないかと、やるべきだと私は考えておりますが、この事務処理の観点もあわせて、十分優秀な人材もおります。電算の会計処理もできております。それに耐え得る状況が私はつくれると考えておりますので、この点についてどういうお考えなのか、もう一度お伺いしておきたいというふうに考えております。

次に、上富良野小学校の改築の問題では、当然財政負担がかかる話であります。答弁の中では、将来的にどうしたらいいのかという形の中で、どちらがいいのかと、改修すべきか新築すべきか、財政的にどうなのかということを見きわめたいということですが、いつごろその見きわめをしようとしているのかお伺いいたします。

学校からもいろいろな要望が出されているかと思いますが、トイレも改修はするのですが、もう既に排水が詰まって、においが、臭気がとれないという状況であります。床も本当はゆがんで、はがれてきているという状況で、3線校舎に至っては壁が落ちそうだという状況であります。何よりもまして、やはり不審者が入ってきた場合の対応という点でも、教室から、職員室からその不審者の侵入が全く、あった場合に見えないという状況であります。そういう意味では、いろいろな防犯カメラもつけてほしいという声も出されているかというふうに思います。そういう意味で、早急にこれらの対策、お金がないということもあるでしょうが、やはりこういったところに財源のやはり確保をきっちり私はすべき、そういう時期ではないかというふうに考えておりますので、その目途等について、もう一度どのようにされようとしているのか、私は一定のところまで改修しても、また直さなければならないという形の繰り返しであれば、やはり改築という判断が必要かと思っておりますので、この点についてもお伺いいたします。

次に、学童保育所の問題については、空き教室等を最終的には利用するということの体制であるかというふうなことでありますが、もう一度確認したいのは、現状の指導体制をやはり増員ということであってありますが、これは当然のことだというふう

に考えております。

町長は、本来親の意見というのは、今、西児童館と東児童館に預けているけれども、もう学校終わって行かせるだけでも心配だと言うのですね。今、不審者等の騒ぎがあって、その間、万が一何かあった場合に、どうするのだろうかと考えたら、基本は学校にやっぱり置いてほしいという声であります。この間、学校にはなかなか置けないという話で、便宜上、西児童館と東児童館ということに設置されておりますが、そういうことも含めて、将来的な考えも含めて、もう一度、町長の見解というものも聞いておきたいというふうに、伺いたいというふうに思います。

次に、保育問題については、来年からするということでありますから、ぜひ実施していただきたいというふうに思います。

また、同時に財政措置、6人が一つの目安というふうになっているかというふうに思いますが、万が一この6人定数切れた場合でも、町としてはその財政支援を行って、わかば愛育園に対してもきっちりと行うかどうか、この点明確にしていきたいというふうに思います。

次に、特認校の問題であります。今、教育長が述べられたように、帰りの時間等の問題。登校時の余りに早く着くという問題。学校からは、バスの運行に合わせたら行事ができないという問題。また、こういう問題が出されております。何よりもやはり地域に入って子供たちが伸び伸びと学校行事に参加できるという環境が損なわれるのではないかとということが心配されております。そういう意味では、私は当面と言わずに、当然その人数が5人とか2人になれば別の問題でしょうが、現段階では、引き続き現状維持という形で確認してよろしいのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

次に、登下校時の防犯対策の問題では、いろいろな対策をとるということは本当に大切なことであります。そういう意味では、町もそれなりの対策というものもっているわけですが、防犯ブザーに対しては、東中においては何らかの奨励金があったということ、みずから買うということを校長先生言っておりましたが、ほかの小学校においては、各自持っている子もおられると思いますが、やはり財政的に必要であるということであれば、町としても教育委員会としても、きちっとした対策をとるべき、予算をつけてとる必要があるというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 再答弁は、暫時休憩の後お伺いしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

9番米沢義英君の再質問に対し、町長、再答弁をお願いいたします。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、新年度予算編成に当たりましての諸問題、補助金等の削減等々の地方交付税等々の御質問ですが、まず基本的に御理解いただきたいのは、補助金・負担金等の削減ということで対応しておりますけれども、基本的に私はそれぞれの中で今までお答えさせていただきましたように、どこの何の補助金を削減せよという指示は各課にしておりません。総体的な額の中で、15%の削減を目標に予算要求をしてこいということで指示をいたしているところでありまして、それぞれの所管では、それぞれの事業評価をしながら、相手のあることでございますから、その相手の組織等々と十分な調整を図りつつ、ただ減らすということではなくて、節減できる部分を今節減してくれということで、それぞれの対応をさせていただいていると。基本は、今節減できる部分がそれぞれの組織の中でないかということを見きわめながらお願いをしているということでございます。場合によっては、その組織においては、15%でなくて20%というところもあるかと思えます。

また逆に、現状よりも何かふやさなければならぬというような事業評価がそれぞれの課で対応して出てきた場合においては、それらはそうあるべきというふうに認識しております。ただ、総体的に15%の削減を図るとということが基本で予算編成の指示をしているということでございますので、どうかひとつ、るるいろいろな組織のお話が出ましたけれども、その組織に対して15%、この組織に対して何%というような指示は一切しておらんということ御理解をいただきたい。ただ、基本的には節減を目的として対応をその組織と調整を図り、事業評価をして対応をするということ指示をしているということ御理解を賜りたいというふうに思えます。

それから、地方交付税の問題につきましては、議員の御意見と私も全く同感でございます。国に対しては、町村会を通じて常にお話を申し上げておりますし、それは中で最もこの地方交付税というのは、各自治体において重要な財源の一つであるということから、国に対しましては、それぞれの

自治体の財源調整機能と財源保障機能を残した地方交付税制度の存続を強く要望をいたしておりますので、私も今後もこの要望につきましては、その都度対応を図って、国に対しまして今、申し上げました二つの財源機能を果たしていくように、強く要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、収入役制度でございます。

この収入役制度で、議員御質問にもございましたように、私は職員の皆さん方にも、その能力は持っているものというふうに認識いたしているところであります。ただ、先ほどお答えさせていただきましたように、今、特別職と一般職の年俸の差というのが非常に縮小されてきております。私といたしましては、先ほどお答えさせていただきましたように、財源的に、財政的にどちらが対応なのか、課長職を置くことと、収入役職を置くことによって、年間で何百万円もの差があるということであれば、当然にして職員の異動によって、職員の出納室なり何なりの対応の中で、今までのような会計課なりの対応の中で課長職を置いて進めていくということも、当然に検討しなければならぬというふうに思っておりますが、今これから行財政改革の中で、職員の人件費についても手をつけていかなければならないし、我々特別職についても、その対応を図っていかねばいけぬというふうに思っておりますので、これらの職員の課長職の年間年俸と、収入役職の年俸とがどこまですばまるのかということを見きわめながら、私はその責任の度合い等々から考えながら判断をしていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、上富良野小学校の改修の問題であります。私は基本的に考えるのは、これからは建物を壊して新しくしていくという時代は終わったと。これからは、現状の施設をいかに長く利用するか、使えるかということが基本であるというふうに考えておりますので、上富良野小学校の現状につきましても、十分認識いたしておりますので、これらにつきましても、早急に来年度予算で調査をさせていくような予算を組んでいきたいというふうに思っております。

その中で考えられることは、これから上富良野小学校の改修をすることによって、10年なり15年なりの利用できる状態にするためには、どれぐらいの財政投資が必要なのかと、それから新築するということになると、どれぐらいの財政投資が必要なのかと、そこを見きわめながら財源的な措置をも含めて検討しつつ、どちらが財政的な負担が軽減できる

のかということをも十分来年度から調査をさせていただきまして、改修ということになれば、私は早急に第4次総合計画の中で、今期中で手をつけていきたいというふうに思っておりますが、改築ということになれば、既に前教育長からもお答えさせておりますように、第5次総合計画の中で位置づけざるを得ないというふうに認識いたしておりますので、そういったことで、来年度その調査を進めたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、学童保育につきましても、これにつきましても、過般、校長会とも調整をさせていただきまして、上富良野小中学校の校長先生全員の中で、この学童保育についての空き教室の利用等々についての理解を求めています。そういったことを含めながら、教育委員会の方にも指示をいたしております。これにつきましても、最大限空き教室を利用する、そういう対応の中で取り進めていけないかと。議員から御質問にありましたように、御意見にもありましたように、新たに施設を建てるということは、現状では100%不可能でありますので、現施設を利用して対応していくと。それまでの間は、東西の児童館の対応で充実強化を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、保育行政につきましても、先ほどお答えさせていただきましたように、次年度から実施に向けて進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず、特認校のタクシー通学の件であります。学校、地域、保護者からの継続要望を受け、また課題等につきましても教育委員会として承知しております。当面として、継続していきたいと考えているところであります。

しかしながら、財政難も一つの理由ではありますが、この10月にバスの運行が大幅に改正となりました。その中で、平成10年度当時の課題でありました学校に非常に早く着くというような課題につきましても、解消することができたところであります。

その反面、里仁線と江幌静修線が統合路線になりましたことから、子供たちが乗っている時間が非常に長くなったというよう新たな課題も起きています。そのようなことから、これらの課題解決に当たりまして、財政上の課題解決、それから、今言ったような問題の解決について、今後あらゆる方策について保護者、また学校と十分協議していきたいとい

うふうに考えているところであります。

もう1点、防犯ブザーの件であります。お答えさせていただきましたように、約30%の所有率の状況であります。防犯ブザーの価格につきましては、上は数千円から下は105円というような状況で把握をいたしているところであります。

今、学校等の指導もありまして、この所有率につきましては、非常に向上してきている段階という受けとめ方をしているところでもあり、今のところ補助についての考え方は持っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々質問は。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 収入役の問題について、大変収入役を前に置いて失礼かと思っておりますが、やはり財政改革の点から、助役兼務という形の中で、現出納室に、いわゆる現行の課長を座らせてやっているところも幾らでもあります。そういうやっぱり体制をとれば、上富良野でも可能だというふうに私判断するわけであります。ですから、新たに人が配置するという形になるのかもしれませんが、そこら辺は、この条例をもってしても、新しく10万人以下の自治体については廃止することもできるという新制度もできましたし、現行の条例の中でも、収入役を廃止した中で、助役兼務という形の中でできるということもたわわっていますので、そういう趣旨から、やはりそういう具体的なところまで踏み込む必要があるのではないかというふうに私の認識としては考えておりますので、この点を含めて、今後もう一度検討される必要が十分あるのではないかとこのように考えておりますので、もう一度お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、補助金・負担金の削減の問題で、これを議会の方にもきっちりと新年度予算になれば示していただけるのかというふうに思いますが、早目に示していただいて、どういうものが削減の対象になるかとしているのかというところで、やっぱり自立の道という形の中で進むべきであるとしたら、やはり住民にもともに論議をしてもらうということが最大限必要ではないかというふうに考えております。その点が、やはりもう一度きっちり示していただきたいと思っておりますが、あわせて、前後しますが、自立の道ということで、財源は確かに移譲すると思っております、これからの予算編成の中で、やはり一定のものを町民の方に、こういう形になったものをやはり町長は示す必要があると思っております。確かにいろいろ形はあります。この間、行政改革という形で、補助金は何%カットだとかという形で示し

てはありますが、しかしそれは、何か見てましたら内部的な資料であって、住民が望んでいるものとはちょっとかけ離れているのではないかと。

他の町村では、やはり自立の道を選んだところでは、きっちりとした形でやっぱり住民に論議をしてもらうという方策もとっておりますので、そういうものも含めて、もう一度検討していただきたいというふうに考えております。

以上、含めて、あとは上小については、来年度から調査して、どうあるべきかということで検討することでありまして、この点をきっちりとやっていただいて、この点も大いに議会で論議したいと思っておりますので、この点については、答弁はよろしいです。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の収入役制度、これにつきましては、議員おっしゃられるとおり、私もそう認識しております。ただ、先ほどお答えさせていただきましたように、責任ある部署でございますので、課長職を置いてするも、収入役という個別の責任を持つ者を置いてするも、財政的にどれだけの差が、負担増があるのかと。課長職を置くことと、新たに置くことと、収入役職がいることによる、その財政的な負担の状況を見きわめた中で私は判断したいと。ですから、これから特別職の報酬審議会等々の御審議をいただきながら、私としては今後見直しをしたいというふうに思っておりますし、職員の人件費にもこれから手をつけていかなければならないという認識を持っておりますから、そういったことを見きわめた中で判断をしたいと。職員もできるということは、私もそう認識しております。ですから、そういうことで判断をさせていただきたいということで、またその状況のあるときにつきましては、また議員の皆様方や町民の皆さん方に御説明申し上げて、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

次に、補助金等の削減についてであります。これは予算の中では御説明申し上げれると思っておりますけれども、先ほど来お答えさせていただいておりますように、現状ではそれぞれの組織と、それぞれに節減策について調整を、担当と組織と調整をさせていただいた中で対応しておりますので、初めからこの組織の補助金を何%削減するよという固定した形で進めておりません。ですから、皆さん方のところに、例えば来年度予算では、何々組織を15%削減しますよということをお示しすることができないと。これから今予算編成に入りまして、担当と組織

との調整の中で動いてくるということで、予算の確定までには、皆さん方にお示しできるのかなというふうに思っておりますので、そういった状況であるということをお示しをいただきたいと思います。

それから、自立に向かっての財政アクションプランにつきましては、行財政改革ということで、町民の皆さん方にも、議員の皆さん方にもその計画をお示しさせていただき、平成20年までの我が町の財政状況の見通しということで、2月に策定させていただいて、それぞれ議員の皆さん方にも、町民の皆さん方にもお示しをいたしているところでありますが、その後の中では、今までは24億円ほどの財源不足という見通しでありましたが、結果的には、見直しを図りますと、26億円ほどの財源不足という状況になるという見通しを立てまして、そういうようなことから、今、行財政改革の実施計画を立てさせていただきまして、32項目にわたりましての対応を進めていくということでございますが、その細部につきましては、これから町としてある程度の対応を進めつつ、町民会議の皆さん方と意見の調整をさせていただきながら、町民会議の意見を聞きながら、この26億円の削減についての細部についての32項目の削減目標を定めまして、早急に定めまして、それらにつきましては、議会の皆さん方、町民の皆さん方にこういう分野でこれだけの削減を図り、こういう分野でこれだけの削減を図って、平成20年における26億円の不足財源の確保を図っていきますよと。そして21年からは、歳入に見合った歳出構造の財政運営ができるようにしますよということをお示しをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、ひとつそういった段階では、早急に議員の皆さん方、町民の皆さん方に示していくというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第3 認定第1号

日程第4 認定第2号

議長（中川一男君） 日程第3 認定第1号平成16年第3回定例会で付託された継続審査の議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、日程第4 認定第2号平成16年第3回定例会で付託された継続審査の議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括として議題といたします。

本件に関して、委員長長の報告を求めます。

各会計歳入歳出及び企業会計決算特別委員長西村

昭教君。

各会計歳入歳出及び企業会計決算特別委員長（西村昭教君） 認定第1号並びに第2号の平成16年第3回定例会に付託されました議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件並びに議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件の2件を朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会は、平成16年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

付託事件名、議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成16年10月4日、5日、6日の3日間開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見集約をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に、別記「平成15年度各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見書。

各会計。

1、町税及び税外収入について。

町税及び税外収入の収納向上対策として、滞納者の状況分析を実施し、納期の回数増と分納誓約書の活用を図り、一層の解消に努められたい。

なお、広域収納機関設置をも検討されたい。

、不納欠損処分については、その内容を明確に区分するとともに、十分精査の上実施されたい。

2、補助金・負担金について。

補助金・負担金については、行財政改革の観点から、一層その用途を精査し、奨励事業、支援事業、団体運営等の目的に沿った事業効果・評価を取り入れ、効果的な運営を図られたい。

3、会計事務処理について。

会計事務処理で誤払い・戻し入れがあるので、チェック機能の強化と徹底を図り、再発防止を図られたい。

4、委託業務について。

委託業務は、財政効果が一層上がるよう進められたい。

5、公共施設の利用について。

公共施設の利用は、町民が公平に利活用できるよう配慮されたい。

6、子育て支援について。

学童保育の運営については、受け入れ時間の延長、受け入れ枠の拡大等充実を図られたい。

保育所運営については、一時保育と時間延長保育の拡充に努められたい。

7、介護保険について。

在宅サービスの利用促進と低所得者利用者の負担軽減措置充実に一層努められたい。

議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件。

本委員会は、平成16年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記の案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

付託事件名、議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成16年10月4日、5日、6日の3日間開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見集約とした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に、別記「平成15年度企業会計決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

平成15年度上富良野町企業会計決算特別委員会審査意見書。

病院事業会計。

1、未収金について。

患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、長期未収金の解消に厳正な対応を図られたい。

2、医療事故防止対策について。

医療事故防止対策について、引き続き努力されたい。

水道事業会計。

1、老朽管の更新について。

水道管の老朽化に伴い、計画的に管の更新を取り進められたい。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、認定第1号、認定第2号の報告を終わります。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成16年第3回定例会で付託された議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成16年第3回定例会で付託された議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

散会宣告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明21日は、本定例会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上であります。

午前11時28分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年12月20日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 中 村 有 秀

署名議員 金 子 益 三

平成16年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成16年12月21日（火曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 7号 平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 8号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 9号 上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例
- 第11 議案第10号 上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H16国債）請負契約締結の件
- 第14 議案第13号 旭野川砂防工事（H16国債）請負契約締結の件
- 第15 発議案第1号 北方領土問題の解決促進に関する意見の件
- 第16 発議案第2号 陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件
- 第17 発議案第3号 「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見の件
- 第18 発議案第4号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見の件
- 第19 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
8番	吉武敏彦君	9番	米沢義英君
10番	仲島康行君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
14番	長谷川徳行君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

遅参議員（1名）

7番 岩田浩志君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダー・ハイツ所長			

議会議務局出席職員

局長 北川雅一君
主査 大谷隆樹君

次

長 中田繁利君

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成16年第4回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 村上 和子 君

14番 長谷川 徳行 君

を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の主な内容につきまして、先に申し上げます。

まず最初は、新たに予算措置をします施策について申し上げますが、農業関係ではJAふらのが事業主体で実施しました枝豆刈り取り機の導入計画に対しまして、北海道補助事業の採択となったことから、補助金相当額の740万円を歳入及び歳出予算

に同額計上をいたします。また、経営基盤強化資金の需用額4億7,400万円に対しまして、制度に基づきます利子補給を行うために、後年度の負担予定総額となります1,649万9,000円を限度に債務負担行為の設定を行うとともに、当該年度分につきましては、所要の額を歳出予算に計上いたしてございます。

民生費関係では、11月にオープンしました保健福祉総合センターの建設に伴い、建物南側地区の一部住宅で、民間テレビ放送局からの電波受信障害の発生が確認されましたことから、その障害対策費313万5,000円を予算に計上いたします。

教育関係では、富良野高等学校ラグビー部が全道大会で優勝し、4年ぶり2度目の全国大会への出場権を得ましたことから、出場に伴います経費の一部につきまして、富良野沿線市町村と連携して助成を講じることとしましたことから、本町分39万5,000円を予算計上いたすものであります。また、町内の方々から12件、219万円の貴重な御寄附をちょうだいしましたことから、それぞれの趣旨に沿いまして予算の計上を行っております。

次に、既定の経費について申し上げますが、4月の職員の定期異動に基づきまして、各会計ごとに人件費として計上してございます額を調製することを初め、その後のそれぞれの状況に応じまして所要の額の調整を全体的に行っております。

特に、本年度の調整交付金総額が1億1,471万2,000円で確定しましたことから、対象の既定事業におきましては一部充当がえを行うことに加えまして、来年度施工予定の街路灯整備事業を前倒して実施できるよう、所要額としまして1,636万円を追加予算計上いたしてございます。そのほか町税におきましては、税目ごとに課税客体の増加が見込まれましたことから、3,974万3,000円を追加計上いたしております。

また、7月には、本年度の普通交付税総額が2億363万円で確定しましたことから、歳入予算に追加計上いたしてございます。

また、本年度から一般財源化されました国庫補助負担金に関しまして、当初予算におきまして事前に把握できず予算計上してございました保育所措置費及び軽費老人ホーム事務費補助金の額、合わせまして2,347万9,000円につきましては歳入予算から総額を減額いたします。

以上、申し上げましたことを主な内容とし、最終的に余剰見込みとなります一般財源につきましては、予備費に計上することで総体の補正予算を調整し、上程した次第でございます。

以下、議案につきまして議決項目の部分について

説明をまいります。

議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

平成16年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,726万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,722万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の中では、款ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1、歳入。1款町税3,974万3,000円。

10款地方交付税3,263万円。12款分担金及び負担金71万8,000円。14款国庫支出金543万9,000円の減。15款道支出金1,617万1,000円の減。16款財産収入195万8,000円。17款寄附金219万円。20款諸収入46万6,000円の減。21款町債3,790万円の減。

歳入合計、1,726万3,000円となります。

次、2ページの歳出に移ります。

2款総務費76万4,000円。3款民生費1,581万6,000円。4款衛生費3,464万1,000円の減。6款農林業費861万6,000円。7款商工費174万2,000円の減。8款土木費360万4,000円の減。9款消防費3万8,000円の減。10教育費49万8,000円。14款給与費2,208万4,000円。15款予備費951万円。

歳出合計、1,726万3,000円でございます。

次に、3ページの第2表債務負担行為補正につきまして申し上げます。

まず、最初の追加議案となります利子補給の関係についてでございますが、冒頭申し上げましたように、資金総額4億7,400万円に対しまして、25年間を限度としまして、毎年利子の補給をしております。なお、そのうち50%につ

きましては、北海道より補助金を受けてまいる内容となっております。

次に、変更いたします3件の事業につきましては、それぞれ額の確定を見ましたことから、所要額を減額する手順をとるものでございます。

次に、第3表の地方債補正について申し上げます。

標記6件の事案すべてが額の確定を見ましたことから、限度額の調整を行うものでございます。

ここまで説明申し上げました項目につきましては、議決対象項目となっております。

なお、4ページ以降につきましては、このたびの補正予算につきましての詳細な内容となっておりますので、御高覧いただくことで、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

議案第1号平成16年度一般会計の補正予算(第5号)につきまして御審議をいただき、原案どおりお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回は、保育所等の措置費が一般財源化されるという状況の中で、それに見合った交付税の算入ということはまずあり得ないかなというふうに思いますが、このような形で一般財源化されると、相当運営等にもまた財源確保にも今後大きな障害が出てくるのではないかなというふうに思いますが、そういうことも含めまして、今回、歳入の中で14ページの臨時対策債という形で減額3,000万円ほどになっているかと思っておりますが、この分の財源措置というのはどのような形で措置されるのか、この点についてまずお伺いしていきたいというふうに思っています。

次にお伺いしたいのは、20ページ、21ページにかかわってお伺いいたしますが、児童福祉措置費の関係で、23節西保育所の運営費の負担という形で775万円が出ておるかと思っておりますが、これはどういう基準で、一括運営費というのは納入されるのか、それとも分割という形で実績に基づいて運営費が交付されるのか、この点をお聞きしておきたいというふうに思っています。

あわせてお聞きしたいのは、町全般の考えになるかと思っておりますが、指定管理者が導入されて、今回、西保育所も移行されました。上富良野町では、今回アウトソーシングという形の中で、外部委託ということが今回の提示されております。主なこの内容を見ますと、防災センターから始まって図書館、あるいは現在委託している第三セクター的なものも含め

て、今後、民間委託という形のスケジュールのようになってきているかと思えます。その中には保育所、あるいはラベンダーハイツ、比較的公共性の高いもののがのってきているとかというふうに思いますが、そういった運営費にかかわった財源効果も含めて、今回、西保育所も民間委託という形に、指定委託という形になっておりますが、基本的な考えをお伺いしたいのですが、公共的の公共性の強いもの、例えばラベンダーハイツだとかそういったものについては、保育所もそうなのですが、こういった部分については基本的に町の管理運営という形で行う考えがあるのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

それと、23節の民間の施設給与改善補助という形が載っておりますが、これはどこの施設を対象になっているのか、この点をお伺いいたします。

次に、民生窓口のところに、いすが並んでおりますが、この部分について言えば、お客さんの前を従業員というか職員が通るといって、非常に不快感をあらわしている方もおられます。本来、職員の方というのはお客さんの裏側を通ると、やっぱりそういった部分の改善もこの行革の中では必要ではないかというふうに考えておりますので、この点も早急な改善策が必要かというふうに思っております。

次に、32ページの道路維持管理費と公営住宅の36ページにかかっているのですが、非常に道路維持管理の部門の予算というのが、比較的要望としても多くなってきております。それで、現状では十分にこたえられない部分、年次計画に基づいて逐次財政計画に基づいてやっている点ではいいと思えますが、早急に対応しなければならない部分というものもあるというふうに思えます。公営住宅に至っては、修繕・改善がかなりな形で要望が出てきております。

そういう意味では、一定の今後、財政的な確保というのが必要だと思えますが、この点、現状踏まえて今回の予算の中でも減額要素という形に充てる部分、あるいはふえている部分もありますが、そういった柔軟な対応というのが必要になってきているのではないかと思いますので、この点についてお伺いしておきたいというふうに思えます。

次に伺いたいのは、最後の給与の関係で、町は行政改革という形で歳出構造を見直すという形になってきておりますが、自立の町ということも含めて、職員組合とも十分にどういう方向に進んだらいいのかということも考えておられるということですが、この部分十分給与の改善の問題でも実際の職員組合と真剣に話し合うというところの取り組みが余りなされてないのではないかなというふうに

思っているものですから、この部分についてもどういう対応されているのかお伺いしておきたいというふうに思えます。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） まず、9番米沢議員の第1点目の臨時財政対策債の関係でございますが、既に御承知かと思えますけれども、本来ですと、普通交付税という形で地方に配分される要素の一部につきまして、いわゆる法の例外としまして赤字地方債という形で発行をする形が平成13年度からとられたわけございまして、この発行した額に対します今年度の償還につきましては、100%また地方交付税に措置されることになってございます。

今言いますように、暫定措置という形で国からこういう形を示されてございますので、今のところ予定では18年度までこういう形が続くものと認識してございますが、本来的には普通交付税の形で交付されるものという性格でございますが、今の諸般の状況からこういう形をとっているということで認識をしております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 2点目の西保育所の運営費負担の御質問でございます。

この内容につきましては、入所児童数がふえたことによります通常の運営費のルール上の負担増ということと、もう1点は、西保育所の所長が資格等の取得をしたことにより、保育所措置費の単価がアップしたことで、それらの部分含めての運営費負担の増でございます。

議長（中川一男君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 指定管理者の基本的な考え方ということでの御質疑でございますけれども、これにつきましては現在、町の方向性ということで導入の案をお示しを申し上げながら、現在、住民の皆さん方の御意見をちょうだいしている最中でございますが、基本的な考え方といたしましては、民間の企業等がお持ちになっているノウハウといいますか、そういうものを積極的に活用させていただくという方向で考えていきたいということでございまして、特に現在、管理委託制度となっているものにつきましては、法改正によりまして指定管理者制度に移行することが義務づけられてございますので、これらについてはそれらの対応をしていきたいという考え方でございます。

なお、それぞれの施設によって施設の特徴的なものもございまして、それぞれ民間の皆さん方によって委託等をしていけるものについては、極力

その方向を定めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 児童手当、児童措置に関します23節の償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては児童手当の対象者の増減に伴います国及び道に対しての交付金の返還分でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 道路維持管理と住宅の管理についてお答え申し上げます。

町道の維持につきましては、傷みのところで危険を及ぼすとか支障が多少なりあるような箇所につきましても、早急に手当てをしていきたいというふうに考えております。それから、かなり過去に構築しております路盤等につきましても年次的にそういうようなところを逐次修理をしていきたいと、そのように考えております。

それから、公営住宅の管理でございますけれども、これも築何十年と経過しておりまして、年々傷みの箇所数、件数もふえてきておりますので、その辺につきましてもその状況をよく把握しながら修繕に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

窓口の待合いにおけますその前を職員が通るということは、大変失礼なことだと思っております。一度指導はしてございましたが、再度、指導をいたしまして、マナーを守るように努めたいと思っております。

また、職員の給与の行政改革に伴う改善・見直しにつきましては、当然、組合とも十分鋭意協議している中で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、先ほどの臨時特例債ですか、その分については交付税等で歳入されるという形ということだというふうに思いますが、満額補てんされるという状況にはないかというふうに思いますので、そこら辺はそういう認識でよろしいのか。

それと、これも本来基本的には交付税できっちりと見ると、その不足分をこういう形で地方が地方債を発行して、その不足分を補いなさいよという形の

財源対策だというふうに思いますが、基本的には、これでは地方自治体の財源対策というのはなかなか立ち行かない部分もあるのではないかと思いますので、こういった部分の改善点も必要だと思いますので、この点もあわせてどういう考えをお持ちなのか、お伺いしておきたいというふうに感じております。

さらにお伺いしたいのは、外部委託の問題で基本的なところをお聞きできなかったのですが、今回の西保育所の問題も含めたその他にかかわる部分で、公共性の強いものについてはどうかということで質問したのですが、この点についてはすべてを対象にして指定管理者制度に移行するという形の理解でよろしいのか、それとも今、情報提供で住民会議もあるし行革会議もあるから住民の意見も聞いているということでの話だったかと思いますが、その辺もう一度明確にさせていただければというふうに思っております。

あと最後になりますが、給与の問題では、ただ削減せよと言っているのではなくて、どういう給与形態がいいのか、あるいは町づくりの財源の確保するという点では、どういうものがいいのかという町づくり全体の中から、本当に進むべきあり方という点での、職員組合との一番内部の事情がわかっているわけですから、人事配置についてもこういうふうにするれば効率的な人事配置ができると、財源の見直しもできるということをお聞きしておりますので、その点もう一度確認しておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 3点とも助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、地方交付税の関係で、臨時財政対策債の関係を御説明申し上げておきたいのは、要するに需要が大きいために交付税の総額というのが税で賄うことになっておりまして、地方に配るのが33から35の中でそれぞれ費目によって違っているわけでございますけれども、そういう中で配分されて総額決まります。今、バブル後の経済対策として、通常ですと、全国ベースで大体12兆円ぐらいの交付税の総額なわけです。その総額では足りないから、国の方では赤字国債を発行して、そのところを埋めましょうということになってございます。

そういう中で、分相応のところをいけば12兆円で本来やらなければいけないのだけれども、やはり国民の要求が大きということで、地方の財政需要が大きということで国が手だてをして、将来、国が責任持って地方に返していきますよと、一時地方で借金をしておいてくださいという形で、臨時財政対策債というのがあるわけでございます。

そういう面で、これは当然、国の方で後から交付税の中へ入ってくることになります。ルール上必ずこれは入って参ります。でも総額抑制という中にありますから、他の経費が削られてくるという点で交付税全体見たときに、目減り現象の状況で大変地方が自由に使えるお金が窮屈になってくるという状況でございます。この点が、それぞれ今回の三位一体改革の中でも総額抑制に対して地方六団体において、その辺の方を確保しておけというのが国に対する強い要請事項として、行動を起こしている状況でございます。

そういう中から、今日の状況からして国も非常に厳しいというような中で、地方もそれに応じた対応をしていかなければならないのかなという点で、大変地方としても困っているという状況でございます。この辺の運営になりますと、それぞれこの状況が続いていきますと大変だということで、さきの中におきましては2年間ある程度緩和、削減幅を維持していきましようというような答えになっているところでございます。そういうようなことで、臨時財政対策債の仕組みそのものには、そういうふうになっているということで御理解いただきたいと思えます。

それから、指定管理者制度の関係でございますけれども、当然、公共性の高いものにおきましても民間の活力によってそれが維持できるものであればということで、指定管理者制度の道が開けてまいりました。従来は第三セクターぐらいまでしか委託管理ができない状況でございましたから、今後は指定管理者によりまして個人以外の民間サイドでも、こういう公共性を担ってやれる道を開いたということでございます。

したがって、町といたしましては指定管理者制度でやるのか、直営でやるのか、その辺の公共性の確保を考えたときに、どちらがいいかということ判断していくという形になろうかと思えます。そういう中で、当然、そういうノウハウを持った事業者がいれば、指定管理者の方に持っていくというふうな流れになろうかと思えます。いろいろ公共施設に、ラベンダーハイツだとかそういうものにつきましても、そういうノウハウを持った事業者がいれば、町としては町がやるよりもそちらの方がいいということになれば、指定管理者制度を使ってその辺のところをやっていくということになろうかと思えます。

それともう一つは、西保育所の関係で申し上げておきますと、公設民営化という形の中で指定管理者制度に入ったところでございます。この辺が一つ、民間サイドでその施設を全く民間に財産譲与だとか

そういうことをしてやることによって、国の方から補助制度でやれるという制度がございます。ケアハウスもそうでございます。この辺が大きく今の一般財源化の中では、公設民営化というのは町にとって財源的には非常にメリット余りないような状況です。

そういう点、民間サイドで十分公共性の確保ができるものについては、そういう方法を今後とっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。今の財政状況からしますと、そういう道に持っていかなざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

それから、職員の給与対策の関係でございますけれども、これまで議会の中でもお話し上げてきておりますが、いわゆるラスパイレスが本町の場合非常に高いということで、その解決策をまず第一に図っていかうということで、その道筋が今年組合との中でできまして、暫定措置として1.5から2%の中で職員の給与の削減をまいりました。恒久的な給与、ラスパイレスの高いところの改善をするということで合意を得ましたので、その辺の暫定措置を解除いたしまして、根本の制度に戻していくということで第一段階終わりました。次、厳しい財政状況の中で、町として財政運営上、給与についてもどういうふうに取り扱っていくかということにつきましては、今後、組合との中で財政状況を見きわめた中で対応していきたいというふうに考えております。

これは、現在のところまだ方針等決めておりませんが、当然、将来に向かって職員の定数等の関係も出てくる、そういう中で総合的にこの辺の方を判断して進めていきたいという考え方でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 指定管理者制度ということでひとつお聞きしたいと思うのですが、そういうふうな考え方、国の方の考え方もあって西保育所というのがあったのかなと思うのですが、今までの場合は、金銭に絡むものについては民間はだめだろうというふうなことだったのだらうと思うのですが、それが少し門戸は広げたのだなというふうに考えております。

今現在、うちの町でどのぐらいの、どこどこを出す部分があるのかなと、何件ぐらいというかな、例えば日の出山とかオートキャンプとかいろいろあると思うのですが、どのぐらいの数字があるのかそこら辺ちょっと聞かせてほしいなと思うのと、例えばの話なのですが、指定管理者制度が出ているのです

が、個人でやるというのはなかなか難しい部分があるのかなというふうには思いますけれども、極端な話をすると、商工会でそれではやると、手を出すぞというふうな事になったときには、そういう対策というのはあるのかないかなと思うのですが、その辺はいかがなのですか。

議長（中川一男君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） どれぐらいの対象の施設があるかということでございますけれども、現在の段階で申し上げますと、既存の管理委託制度に基づいているものが7施設ございますので、これについては移行していかなければいけないというのが現状でございます。現在、町の方では総体104の公共施設ございますけれども、これらの中でどれぐらいのものが移行できるかというのは、検討を加えながらいかなければ、ちょっと今の段階では検討していかなければいけないと思っております。ただ、はっきりしているのは、今申し上げました7施設については現実としてございます。7施設につきましては、ケアハウスかみふらの、日の出公園、オートキャンプ場を含むものでございます。それから、島津公園、吹上温泉保養センター白銀荘、町営のスキーリフト、パークゴルフ場、セントラルプラザということになってございます。

当然、商工会さんが事業としておやりになるか否かという問題については、現実にも今お入りいただいているところの部分についても対応の部分があると思っておりますので、今後とも検討の対象にはなり得るのかなというふうには思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程され

ました議案第2号上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましてです。

1点は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加傾向に伴います国庫負担金の増額補正をしようとするものであります。

2点は、国保基盤安定負担金及び国保財政安定化支援事業の確定に伴います繰入額の減額補正をしようとするものであります。

3点目としまして、職員の人事異動に伴います職員給与費等の繰入額の減額補正をしようとするものであります。

歳出に関しましては、1点は、職員の人事異動に伴います職員給与費等の減額補正をしようとするものであります。

2点は、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増加傾向に伴います保険給付費の増額補正並びに受給件数増加に伴います審査支払手数料の増額補正をしようとするものであります。

3点目は、資格遡及適用によります国保税還付金の増額補正をしようとするものであります。

4点目は、口座振替件数の増加に伴います口座振替手数料を増額補正しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成16年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,326万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款及び補正額のみを申し上げます。

2款国庫支出金、補正額1,200万円。3款療養給付費交付金4万円。7款繰入金901万9,000円の減。

歳入合計としまして、302万1,000円となります。

2、歳出。1款総務費、補正額645万7,000円の減。2款保険給付費3,009万5,000

円。9款諸支出金34万円。10款予備費2,095万7,000円の減。

歳出合計としまして、302万1,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本年度の医療費及び受給者の動向が当初見込みより減少傾向にあるため、不要と見込まれます医療給付費及び国庫支出金等減額補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成16年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,488万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,740万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

款及び補正額のみを申し上げます。

1款支払基金交付金8,137万7,000円の減。2款国庫支出金3,566万8,000円の減。

3款道支出金891万7,000円の減。4款繰入金891万8,000円の減。

歳入合計といたしまして、1億3,488万円の減となります。

2、歳出。2款医療諸費、補正額1億3,488万円。

歳出合計といたしまして、1億3,488万円の減となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の趣旨を説明申し上げます。

補正の要旨でございますが、1点目といたしまして、居宅介護サービス等給付費におきまして、短期入所療養介護サービス、通所介護サービス、それからグループホームとも言いますが、痴呆対応型共同生活介護サービスの利用回数の伸びなどによりまして、給付費の既定予算額に不足が見込まれ、また、施設介護サービス給付につきましても介護報酬請求

の審査によります給付費の増加が見込まれることから、国庫負担金・道負担金・一般会計繰入金など法定分の負担額、それから、介護保険事業基金の支消、さらに予備費からの充当によりまして保険給付費の財源を見込みまして、所要額の補正をいたすところでございます。

2点目は、職員の人事異動に伴いまして、職員給与費に不足が生じるため、一般会計からの繰入金をもって所要額の補正を行うものであります。

以上が補正の主な内容でございます。

議案を朗読して説明いたします。

議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成16年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,138万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,297万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。2款国庫支出金451万8,000円。3款道支出金558万6,000円。4款支払基金交付金1,430万1,000円。6款繰入金1,698万3,000円。

歳入合計の補正額、4,138万8,000円。

2、歳出。1款総務費69万7,000円。2款保険給付費4,469万1,000円。7款予備費400万円の減。

歳出合計の補正額、4,138万8,000円でございます。

2ページから11ページまでの歳入歳出予算補正、事項別明細書及び12、13ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 居宅介護サービスと施設介護サービスの点について伺いいたしますが、現状

では十分ショートあるいは短期という形の中で、需要がかなり多いかというふうに思います。ある程度こういったものについては、施設が不足するというような状況もあるかというふうに思いますが、介護度では1、2というふうにあります。どういう重度の人が利用する率が多いのか、それと現状では十分な提供がまだまだ不足かと思えますが、富良野圏域も含めてそういう体制が十分整っているのかなのか。入りたくてもなかなか申し込みが多くて、短期なんかについても厳しいという話もありますので、そういうものも含めて現状について伺いたいというふうに思います。

次に、施設介護の面でお伺いいたしますが、ラベンダーハイツと特養にかかわってなのですが、現状ではどういう介護度の人が入院されているのか、それと費用負担の面では最高額と最低額どのようになっているのか。

今回あわせてお伺いしたいのが、費用負担という形で今度制度が改正されようとしておりますので、実費負担、あるいはホテルコストという形の中で、いろいろサービスも提供しているのではないかと、だから利用する方は実費分に応じて個室、あるいはそれに対応する大部屋においても負担してもらおうという形の話になっているかと思えますが、万が一、これが導入された場合、来年の10月からかというふうに思いますが、費用負担がふえる方も想定されるというふうに思えます。これは非常に大事な問題で、年金の少ない方にしてみれば、費用負担がふえるということになれば大変なことになりますので、そういう現状でどういう状況になるのか、例えば現在の高額負担でどのぐらいなのか、一番低い負担の方でもそれが導入されればどのようになるのか、そういう試算があれば、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(中川一男君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今、居宅サービス、施設介護サービスの状況の中で、特に施設サービスにつきましては圏域での状況もございしますが、富良野に老人保健施設がございします。ここに町内からの方も、現段階では9名入所いたしているところでございます。

それと、在宅サービスという視点からいきますと、老人保健施設でもいわゆる老人保健、リハビリ機能という部分での通所リハビリのサービスも行われておりますし、あるいは療養ショート、先ほど言いました短期入所の療養介護という部分でのサービスも老健でも行われております。さらに、協会病院におきましてこれらの今の件についてのサービス

も事業所として指定されて実施してございまして、町内の要介護者につきましてもこれらのケアマネージャーとのかかわりで、そちらの利用の状況もございまして。

それと費用負担の問題、ただいま国で介護保険制度の見直しの議論が進められてございまして、議員おっしゃるとおり、マスコミ等で報道もされてございまして、特に施設介護サービスの部分については在宅サービスの利用者との費用負担の公平性という観点から、今、国ではこの部分についての見直しをされようとして報道もされてございまして、内容について費用負担がどのようなふうになるのか、低所得者の方に負担をどのようなふうに求めていくのか、あるいは全体に対してなのか、その辺の所得階層等の部分についても私どもは現時点では詳しいことについては、まだ国等からもおいてございませぬので、そのようなことで御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 米沢議員のラベンダーハイツの入所者の介護度の状況についてお答えいたします。

1月現在の入所状況ですけれども、要介護者1が3名、要介護2が4名、要介護3が4名、要介護4が15名、要介護5が25名ということで、定員50名に対して今特例枠ということで1名の方が入っておりますので、51名の方が入所されておまして、平均の介護度が4.08ということでございまして。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、水道管移設補償工事としまして、富原南土地総工事、道道上富良野旭中富良野線交付金工事において、施工範囲内での移設が発生しなかったこと及び検漏工事の執行残により、繰入金448万7,000円が減になったものでございまして。

2点目としまして、先ほど申し上げました富原南土地総工事、道道上富良野町旭中富良野線工事による水道管の移設が発生しなかったことにより、諸収入389万7,000円の減額でございまして。

歳出につきましては、歳入のところで申し上げました内容によりまして838万4,000円の減でございまして。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成16年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,053万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページお聞き願ひたいと思ひます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。3款繰入金448万7,000円の減。5款諸収入389万7,000円の減。

歳入の合計、838万4,000円の減でございまして。

2、歳出。1款衛生費838万4,000円の減でございまして。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、事業費確定に伴いまして、国庫支出金40万円減の計上でございます。

2点目としまして、繰入金につきましては、自己財源充当により525万3,000円の減額でございます。

3点目としまして、諸収入につきましては台風18号により浄化センターの管理棟の脱臭フードが一部被災を受けたことによる建物災害共済金7万9,000円の計上でございます。

4点目としまして、公共汚水樹の増による単独建設事業費に伴いましての町債110万円の計上でございます。

歳出の1点目としまして、職員の他会計間異動に伴いましての一般管理費589万2,000円減でございます。

2点目としまして、浄化センターの台風18号による被災箇所及び水処理機器などの修繕に伴う施設管理費としまして75万円の計上でございます。

3点目としまして、公共汚水樹増によります単独建設費66万8,000円の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ447万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ4億131万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。3款国庫支出金40万円の減。4款繰入金525万3,000円の減。6款諸収入7万9,000円。7款町債110万円。

歳入の合計、447万4,000円の減でございます。

2、歳出。1款下水道事業費447万4,000円の減でございます。

次のページお開き願いたいと思います。

第2表、地方債補正。

(1)変更。起債の目的、公共下水道一般分の限度額は、110万円増の2,280万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から14ページまでにつきまして、説明を省略させていただきます。

15ページをお開き願いたいと思います。

下水道事業債の地方債の当該年度末現在高見込額は、110万円増の34億3,762万6,000円でございます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第7号平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第7号平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、収益的収入及び支出につきましては、職員の他会計間異動による給与費の減でございます。

2点目としまして、予備費につきましては、費用の差額分の計上でございます。

3点目としまして、資本的収入及び支出につきましては、量水器検満工事の執行残の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成16年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

支出。第1款水道事業費用第1項営業費用80万8,000円の減。第4項予備費80万8,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足額7,461万円」を「不足する額6,902万1,000円」に改め「過年度分損益勘定留保資金7,461万円」を「過年度分損益勘定留保資金6,902万1,000円に」改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費55万8,000円の減でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費80万8,000円の減でございます。

次のページの平成16年度上富良野町水道事業会計予算実施計画から以降につきましては、説明を省

略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第8号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

最初に、予算第2条収益的収支及び支出についてでございますが、1点目は医業収益の外来・入院収益の減額を計上いたすものであります。前年度に引き続き患者数の減少が続いており、10月までの前年対比では患者数では7.9%の減、また、診療報酬におきましても9.2%の減となっており、収入及び費用の相当額をそれぞれ減額をいたすものでございます。

2点目は、標欠医師対策費にかかわる収支の減額、医師及び職員の異動に伴います給与、手当等の減額と、法定福利費につきましては、改定率精査によります減額を行うものでございます。また、これらに伴います一般会計からの他会計繰入金85万8,000円を減額するものでございます。

次に、予算第3条資本的収支及び支出におきましては、1点目は町民の方3名から御寄附がありました。内訳としまして、10万円の寄附が2件、100万円の寄附1件がありまして、合計金額は120万円の寄附をいただいたところでございます。これら寄附目的に沿って、患者用備品を購入するよう予算を計上したところでございます。

2点目は、医師住宅改修工事外1件の工事完了に

伴います精査による減額を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

第1条、平成16年度上富良野町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

歳入。第1款病院事業収益4,182万1,000円の減。

支出。第1款病院事業費用4,182万1,000円の減。

資本的収入及び支出。

第3条、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入20万4,000円。

支出。第1款資本的支出20万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費1,630万6,000円の減。

次に、1ページから12ページまでの実施計画、また、補正予算説明書、給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上説明といたします。御審議いただきまして御議決賜りますようお願いいたします。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 先ほど患者の減少によるという部分ございましたけれども、人数でどの程度か。

それから、寄附をいただいたということで医療備品を買々と、医療備品といっても広範になると思いますけれども、どのような器具を買われるのか説明をお願いしたいと思います。

議長(中川一男君) 病院事務長、答弁。

病院事務長(垣脇和幸君) 3番岩崎議員の御質問にお答え申し上げます。

内科と外科、それから入院も含めまして、11月末では患者数が2,964名の減となっているところでございます。

また、寄附の使用用途の具体的な患者用の備品でございますけれども、まず1点目、今、大変寝たき

りの方が多くございますので、エアレーションマットといいまして、空気をベッドの下から吹き出す装置のものが大変必要としておりますので、これらのものを数台購入したいということと、それから大口の寄附のものにつきましては、病院に来られる方のためになるものを現在購入することで検討しておりますが、具体的にはまだこれといったことでは決めておりません。

以上であります。

議長(中川一男君) 3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 備品の関係ですけれども、今求めようとしているものわかりましたけれども、他にそういう患者とかの来患者に対するものではなく、もっと医者とか看護師が使うようなもので必要なものがないのか、それとも無理して120万円使わなくても一般会計に繰り入れたっていいのだという部分もありますけれども、その辺はどういう考えを持っておられますか。

議長(中川一男君) 病院事務長、答弁。

病院事務長(垣脇和幸君) 岩崎議員の御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、病院の会計も非常に厳しく予算がされておりまして、買いたい物たくさんございますので、それらの物も充足しながら進めたいということで、まだ一般会計の方に繰り出すということには、つながらないというふうに思っているところでございます。

議長(中川一男君) よろしいですか。

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

議長(中川一男君) 日程第10 議案第9号上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(高木香代子君) ただいま上程されました議案第9号上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例につきまして、その主な提案理由の説明を申し上げます。

納税貯蓄組合補助金については、町税の納税成績の向上及びその健全な発達を図るため、昭和31年に条例が制定され、納税貯蓄組合に対し補助金の交付をしてきましたが、組合加入者だけが奨励の恩恵を受ける税の公平性の問題、個人のプライバシー保護の観点や口座振替制度の普及により、貯蓄組合制度の本来の意義、目的にかなった活動が著しく低下している実態にあり、奨励金交付の効果があらわれていないと評価されることから、この条例を廃止するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第9号上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例を廃止する条例。

上富良野町納税貯蓄組合補助金交付条例（昭和31年上富良野町条例第3号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この条例、これの周知についてはどのようにするのでしょうか。このようになりましたということは、町内に出る広報ですか、あれに載せて終わりにしてしまうのか、それともきちっと、おたくにはこういっておりましたが、こういってなりましたというぐあいにやってくれるのか。

これは町内会長ももらっているものについてぼーっともらっていますから、それ突然ぼんと減ったら、えーっとなるのですよ。その辺のところをちょっとお尋ねします。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 梨澤議員の質問にお答えいたします。

議決されまして、12月22日に組合長あてに、補助金の廃止についての通知の予定をしております。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第10号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上げいただきました議案第10号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、老人福祉法に基づき老人身障者保健センター内に設置してありました在宅介護支援センターが、11月1日保健福祉総合センター内に移転したため、条例で定めている位置を変更することを内容として改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

議案第10号上富良野町在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅介護支援センター条例（平成12年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「上富良野町大町3丁目2番22号（上富良野町老人障害者保健センター内）」を「上富良野町大町2丁目8番4号（上富良野町保健福祉総合センター内）」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の上富良野町在宅介護支援センター条例の規定は、平成16年11月1日から適用する。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第12 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第11号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例につきまして、初めに条例改正の要旨を御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ることを目的に昭和57年から着手し、下水道施設の整備を中心に事業を進め、平成3年に供用開始し、平成15年度末の面整備率は91%に達しており、普及率は73%、水洗化率では82.7%となっております。

経営状況につきましては、供用開始以来、平成12年の使用料改定によりまして、維持管理費の全部と資本費のごく一部を賄っている状況にあります。この間に発行された下水道事業債も平成15年度末の未償還額は、元利を合わせますと48億9,500万円となり、償還費の大部分を一般会計からの繰入金で賄っており、一般会計の財政運営を圧迫しているのが現状であります。

このようなことから、今回の使用料改定の基本的な考え方といたしまして、一般会計による負担によって経営を賄うことが認められている経費以外の経費につきましては、下水道使用料で賄う独立採算性が原則とされておりますが、資本費すべてを算入した使用料は高額となり、一度に回収することは不可能であるため、使用料を設定する要素を考慮し、平成12年の料金改定を踏まえまして、資本費の約30%の回収を見込んだ料金改定を提案するものでございます。

算定期間としましては、一般的には2年から4年程度が適当とされておりますが、管内の平成15年、16年に改定した11市町のうち6市町が5年の算定期間としていることから、本町におきましても改定の算定期間を5年とし、対象経費を算定したところでございます。

また、基本料金、超過料金の考え方につきまして、一般家庭における使用水量を段階的に過去5年間の平均で見ますと、8立方メートルまでは全体の約3割、基本水量を超えての使用は約7割を占めており、また、無作為に抽出した独居老人など65歳以上の過去1年の1カ月当たりの平均使用水量につきましても基本料金以内の使用となっていることから、基本料金の改定率と超過料金の改定率は同等とせず、基本料金の改定率を低く設定した料金改定が必要かと思われます。管内におきましても21市町中、12市町が基本料金に対し、超過料金の方を高く設定されている状況でございます。

このことから、本町におきましても基本料金の改定率を7.1%、超過料金を21.4%に料金改定をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第11号上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道に関する条例（平成2年上富良野町条例第6号）の一部を次ように改正する。

別表中「1,120円」を「1,200円」に、「140円」を「170円」に、「2,000円」を「2,400円」に改める。

附則。1、施行期日。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2、経過措置。平成17年4月1日から同年4月30日までの間に、算定した汚水排水量に係る使用料及び隔月に使用料を算定する場合における平成17年5月1日から同年5月31日までの間に算定した汚水排出量の2分の1の量に係る使用料については、この条例による改正後の上富良野町公共下水道に関する条例第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3、この条例の施行の日以後、新たに公共下水道の使用を開始するものに係る使用料を算定する場合には、前項の規定は適用しない。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 2点ばかり質問したいと思います。

まず、条例のどこを見ましても5年で料金の見直しをするとうたっていないのですけれども、今、なぜ値上げするのか、まずそれが1点でございます。

それと2点目は、5年前は基本料金も超過料金も27%ぐらいですか、これぐらいの値上げをいたしております。今回は、基本料金を7.1%に抑えてはいますけれども、超過料金を21%にしているところは、どのような根拠に基づくものなのかちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上議員の御質問にお答え申し上げます。

見直しの5年につきましては、管内の動向などを見まして平均的なところが5年ということから、当町においても5年が妥当なところかなということから算定期間を積算したところでございます。

それから、12年のときには基本料金と超過料金とは同等でありましたけれども、今回、差をつけたということにつきましては、これも管内の動向を調査いたしましたところ、基本料金と超過料金の差をつけているところが半分以上管内においてもそういう動向であるということから、基本料金を超過料金と同等とせず、そのような考え方で設定させていただいたものでございます。

それから、料金につきましても一般会計からの繰入金等、財政の面からも考慮いたしまして30%が妥当であろうということから、そのような考え方に基づいて積算をさせていただいたものでございます。

そういうようなことで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 大体わかりましたけれども、総量の使用料の水量のところでございますけれども、それでは、2人世帯で超過のところを見ますと4.6と、4人世帯のところを見ますと18.5と、このところが約4倍に、2人世帯の超過料金と比べまして4倍に押えているのですけれども、5人世帯を見ていきますと、4人世帯が一番高くなっているのかなということなのですか、この押さえはということなのですか、お尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 2人世帯、4人世帯、この使用水量につきましては、うちの方で水道の量等実態を無作為に500家族ほどを2人世帯、3人世帯、4人世帯、そのような実態からこの量は押さえて、このような表を作成させていただいたところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 第1点は、今になってなぜこれが出されたのかというのが私非常に疑問です。本来ですと、9月に委員会なりに出されていれば、もっと検討する時間もあったと思うのですよ。今回12月の委員会に出されたということで、委員会の中では検討されたとは思いますが、まず、それが1点と。

それからもう一つは、説明資料の中に資本費の対象経費に算入するというのが基本だと、要するに独立採算性でやっていくのが基本だと思うのですけれども、それでいて非常に高額な下水道料金になるわけで、ここに資本費の30%の回収を見込んだという考え方でアップ率が出ているのですけれども、ではどこまで資本費に見込んだいわゆる独立採算性の考え方でしていくのかと。100%に近づくのが望ましいのですけれども、これを50%までしていくのか60%でやめるのか、それともずっと30%でしていくのか、その考え方がちょっとどうもあいまいだよ。一般会計からも繰り入れているのはわかるのですけれども、借りている金も大きいので利息も非常に多くの金払っているので大変だというのはわかるのですけれども、ずっと今までの流れ見てみると、そういう対応を考え方がきちっとあるのかと。いったら、ないですね。12年あたりから普及率に伴ってあれしてきて、供用開始からその考え方がきちっと貫かれてきているのかと。いったら違う、余りにも高すぎるから見なかったのか、それを入れようとしたのか、意図的に入れなかったのかという問題あると思うのですよね。

だから今はっきりしてほしいのは、30%ですと資本費を見た考え方でいくのか、それとも少なくとも下水道で背負っている借金の元金なり、資本費の中の利息分だけでも完全に賄うような形でいくという考え方持つのかどうか、それによって5年後にもとに見直すと言っていますけれども、もしかしたら毎年見直して3年ごとにしていかなければならないのか。財政こうやって厳しくなったら、5年ではなくて3年なり2年なりになってくると思うのですよね、ですからそこら辺の基本的な考え方、柱どう思っているのか、まずお聞きしたい。

それから、一般的には水道料金の大体7割ですよと言っているのですね、料金で言うと、大体そうだと思うのですけれども、今、逆転していますね、この価格ですと。下水道料金の方が高くなっています。超過料金170円、今の水道料金というのは157円かな、だからそれを見ますと、水道料金にも上水道料金にもはね返ってくる可能性があるのですけれども、そこら辺どう考えておられるのかちょっとお聞きしたいです。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

12月提案ということがどういうことなのかということでございますけれども、下水道の料金改定の基本的な考え方について申し上げておきたいのですが、下水道は受益者負担の原則で将来的にはある程度、100%というのはなかなか難しいわけがございますけれども、受益の方々がある程度一定のところこそろった段階で収支がとんとんでいくということを基本に置いて、下水道経営ということを考えなければならないわけでございます。

そういう観点から、下水道経営の今日的に日本のその状況の中から、下水道の過渡期における状況において料金体系をどうするかという点がございまして、そういう面におきましては、大体経営的な観点からいきますと、2ないし4年というのが下水道経営における料金体系を普及率と見合いの中で上げていくというのが、基本的な考え方になっているところでございます。

そういう観点から、我が町におきましては、平成3年度に出発したところでございます。できれば3、4年ということだから、7年ぐらいに料金改定の状況を考えようというようなことで考えておりましたけれども、そのところ延ばしまして、もう少し受益者の方の面倒を見ていくべきだということで、最終的には延ばした経緯にございます。それが12年だということで、御理解を賜っておきたいと思っております。

要するに、普及率の状況を見た中での判断を当時としましてしたというようなことで、決して不規則にやっているわけではございませんので、そういった下水道の経営上の観点から大体、他町村の説明いたしましたように、状況からしますと2ないし4年から5年ぐらいが趨勢になっているということから、当町におきましてそういう観点で5年単位でこれを見直していかなければいけないのかなというようなことで、その時期が12年ですから17年度以降に料金を改定したいということで、今定例会に御提案を申し上げます。

12月に提案いたしますと、ここで決めていただきますと、住民周知3カ月の中で周知期間をとりまして、4月から改定をしていきたいという考え方とて、今定例会に提案をいたしているところでございます。

それから、基本的には独立採算原則ですから、財源的な面につきましては、当然、一般会計が負担しているということは、受益を受けない方が面倒を見ているという姿になってございますから、そういう

面を勘案したときに、どれぐらいのところが適当なのかということ判断をしていかなければならないわけでございます。いわゆる一般会計の状況で、今までは段階的に維持管理経費も見ていたと、だんだん水洗化率も上がってきますから、そういう面でも維持管理費が見れるような状態になったと。次は、やはり償還費の方にもある程度料金で見てもらわなければ、そういう段階的な状況を踏まえた中で、下水道経営ということを考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

基本的に運営面だけの問題が今議論されておりますけれども、建設途上におきましては当然一般会計から受益負担金はもらっておりますけれども、建設費につきましても町が応分の負担をしている、持ち出し分というのが5分の3をしてございます。そういうところも十分勘案した中で、全体を見ていただいた中で判断をしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

資本費の従来過去の状況におきましては、ようやく10%ぐらい到達しました。今回は、それを資本費の方ある程度30%、これはあくまでも実態を見た中での判断をしているところでございます。パーセンテージでいきますと、前回におきましては30%何%の状況になってございましたが、今回、御提案するにおきましては、町民の方も大変な状況というようなことから、前回よりも下回った中で御提案を申し上げているという状況にございますので、この辺のところの総合的な観点で判断をいただかなければならないなということで、提案をする側といたしましては、そういうことを考えた中で御提案を申し上げているところが、適切な料金改定の案だというふうに御提案を申し上げているところでございますので、その辺御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役。

助役（植田耕一君） 答弁漏れ申しわけございません。

基本的に水道料金との関係でございましてけれども、水道料金の何%というのは実態上の話でございました。基本的に水道が独立採算で維持ができるとすれば、その辺は料金は上げなくてやっていける状況であれば、それでいいわけですがけれども、下水道の置かれている状況というのは、今申し上げました一般会計が負担をしているという状況の中におきましては、今申し上げましたある程度の年数を見た中で料金改定をしていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺が決められたものではないということで、実態上の中で当然普及率との関係もございまして、目安として当初出発する段階においては、その辺のところから出発している

ということで、その数字はそういうようなところから出ているのだらうというふうに理解しております。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 今、受益者負担の原則ということで、基本的にはわかるのですけれども、今言われた今回30%ですよということで、状況によってはまた見直しをかけるのだらうと思うのですよ。それがどこが適正かどうかというものは、ある程度この機会にきちとなされてないと、また次のときに、今度は40%の中で考えていきたいのだという話にも出てくるかもしれない。

だから、考え方として今回数字では30%だと出るのだけれども、そうではなくて今投下している一般会計から繰り出している、充てているものが今30%に自賄いできるようにということなのだけれども、そうすると、さっき僕言ったように、いわゆる借入金の利息なり何なり基本的には100%賄っていき考え方でいくのだよとか、そういう考え方が一つきちとしていないと、これで絶対動かしませんよと言い切れないと思うのだよね。あるいはそれが解消されるまではやっぱり普及率の増を見ながら、まだ100%ではないですから、見ながら最後はそこに持っていき、考えていくのだというならまだわかるのですけれども、状況を見ながらといったら、どんな状況になるのだと言ってもわからないですよ、そこら辺のところの考え方きちと持って臨んでいるのかどうかということをはっきり聞きたいのです。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、議員協議会等でも資料をお出し申し上げたところでございますけれども、基本的には資本費100%見ていただくというのが原則です。そこにいかに近づけていくかということで、今、段階的にそういう上げ方をしていかなければいけないというふうに思っております。

資本費の中に、国の方で臨時財政対策特例債ですが、元金と利子のうち、大体4分の1ぐらいは国から補てんをいただきます。そうしますと、大体75%が受益者で本来見るべき借金なわけです。そのところを最終的、75を100として段階的にそこまで持っていくというのが基本でございますので、その状況が財政状況と見合いの中で考えていくということが、この料金改定の考え方でございますので、一遍に100まで上げるということは余りにも負担が急激に上がるというようなことから、そこを段階的にどれぐらい上げるかというのは、私どももいたしましては今言った過去の実績の推移から見

て、資本費の10から20を5年間で確保していきたいという一つの提案でございます。

計画としては、21年まで料金改定の視野に入れて改定しようという案でございますので、また、21年段階の実績、この実績がどういうふうな推移をたどるか、中にもお示ししておりますように、使う量につきましても自然に上がっている状況にある、いわゆる生活レベルが上がってきている面もあって、その量もふえてきている面もございます。その辺のところもある程度勘案しながら、判断をしていかなければいけないという点がございますので、ここで確実にそれを何%にするということは、なかなか難しいのではないだらうかなということで、状況判断をしていくという中で改正をしていかなければならないというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま助役がお答えしたとおりであります。

基本的には下水道事業特別会計につきましては、独立採算に持っていくということが基本でありますので、その第一段階だということで御理解いただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 再々、よろしいですか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 基本的にはわかりました。それが今現在なのだ、途中経過ですね。そうしたら、今の大変だという時期に、町の財政も大変だからこういうことになるのだらうけれども、また住民に負担強いていくと、何がしかふえるわけですよ、この試算見ても、2人用、3人、4人と、これどうなのかなと、僕もちょっと疑問に思うのですよね。

だから、もっと早い時期になぜ検討して、例えば5年だから17年からなるのだと、12年にやったからというお話でしたけれども、もっと早いうちに見直しかけて、サイクル2年でもいいのですよ。そうして、上げ幅をぐっと抑えていくというものの考え方もあったと思うのですね、手法としては、それがこういう時期に来てしまったら、これ仕方ないなという部分になってくると思うのですね。ある面では一般会計大変ですから、財政、どこの町村もそうですけれども、受益者たる人たちも非常に反発すると思うのですよね、次は水道料金かと、こうなってくると思うのですよ。

今は下水の話ですからいいのですけれども、そこら辺のところ、できなかったというかしなかったというか、ちょっと唐突なので、何で今ごろ12月なのだ、本当は9月に議論の場が始まっていれば、まだ考え方変わってきたと思うのですよ。ですか

ら、基本的には受益者負担の原則でいくのだという考え方、今、町長答弁したからわかりますけれども、これもうちよっと、今の時期ずらすことが、今出ているからあれですけども、ちょっとそういう部分では住民の感情としては、僕は非常に抵抗感あると思うのですよ。そこら辺、町長どう受け取っておられるか、それだけお聞きして。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に5年間ということで、12年に改正させていただきまして、今年度改正するという年度に入っております、それぞれに調整させていただいておりますが、基本的には水洗化普及率が伸びることによって上げる幅というのは、収入がふえてきますから、縮小されてくるわけでありまして。ですから、そういったことも十分見きわめながら、この対応をしてきたというふうなことで、現状の先ほど所管課長から説明した82.7%の水洗化普及率になってきたと。普及率が上がることによって収入がふえてくる、収入がふえることによって上げ幅を減らせるというようなことも含めながら、今日の対応をしてきたということで御理解をいただきたいというように思っております。

ただ、水道会計につきましては、水道企業会計特別でございまして、これについては現状では改正年度に近づいてきておりますけれども、今のままの経営である程度節減を図りながら料金改正については、現状では余力をつけないで済むのかなという見通しを立てているということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 行政の方の建前は本当にわかります。財政上も大変だと思っておりますけれども、この改定案でいくと、21年までの下水道使用料が今の段階から1億8,000万円も上昇するのですよね、16年までの5年間のあれで見ると。そうして、現行のままで21年までいくと8,000万円の上昇と、これぐらいでもまだまだいいのではないかなと思うのですが、今言った超過料金の170円にならないで、前回の改定のように140円ならずと140円でいくというような、今回170円になりましたけれども、そういう手法というのはとれないものですか、その辺をお聞きしたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 長谷川議員の御質問にお答え申し上げたいと思っておりますけれども、どれぐらいが

適当かという点の御質問でございますので、私ども資料提示の中から、所管委員会の方にも申し上げているわけでございますけれども、そういう中で過去の実績の状況だとかを見た中で、判断して提案をいたしているところでございますので、考え方それぞれにあらうかと思っております。私ども提案している考え方に沿った中で、この辺が適当なのかどうかということの御判断はいただかなければならないと思っておりますけれども、私どもの提案といたしましては、こういう形がベストでないかなということでございますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 2点ほどお伺いしたいのですが、関連の質問にもなりますけれども、まず1点目は、料金の改定幅8立方メートルまでが7.1%、それから、超過分に関しては2.1%を超えるという改定率は、これは受益者負担の原則に基づき、たくさん使った人はたくさん払っていくということは理解するのですが、そうであるならば、この改定率というのは同僚議員が何度も言うように、8立米までも、それから、それを越えた1立方メートル当たりも同じ改定幅にすべきと思っております。

というのは、33%の方が8立方メートル以内というデータもありますけれども、しかし、諸事情によりやむを得ずどうしても水を使わなければならない、下水を使用しなければならないという世帯の方にばかり、累進的に上げ幅が大きくなるという改定はいかがかと思っておりますので、その辺に関しては公平・平等の原則に基づき、同じ改定幅にすべきと考えます。

もう1点が、下水道の普及率83.何がしというところですが、これは恐らく下水の人口対象となっているところに、公営住宅が含まれていると思っておりますけれども、当然、公営住宅の部分というのは今後都市計画の中において建てかえ及び改修等々あると思っておりますけれども、この部分に関してもう少しきちっと計画的に、26年までに提示されているところで水洗化が図られていくのか、それともこのまま今現状ある公営住宅に関しては手つかずの部分でやっていくのかということのを少し計画的な部分ではっきりさせていただいて、限りなく100%に近い普及率に持っていく努力をするのかしないのかお聞かせ願いたい。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 金子議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

基本料金8トンということで決めさせていただいておりますけれども、これにつきましては、実態的

な状況の中から、平均的な使用水量というのがどのぐらいの推移しているかというようなことから勘案して、基本料金を何ぼにするかというようなことで決めてございます。当時出発するときというのは、当然、水道の使用量に基づいて算定しますことから、そういう水道の状況を見た中で基本料等を決めさせていただいているところでございます。

そういう中で、8トン未満の人が節約すればというかわかなければ、8トンの幅にあるから高いと思う人も、中には、超過する側におきましては、やはり超過料金という区分しななければいけないわけですから、このところが使用水量によって、みずから調整ができるかどうかだと思います。節約すれば安くできるわけでございますので、そういう点で、この料金というのはどの程度がいいのかという点は、非常にそれぞれ考え方あるかと思っておりますので、私どもの今までほかのところでもやっている状況を見ながら、こういう決め方をさせていただいております。

実態的に今お話がございましたとおり、基本料で終わっている人は大体33%、超過の人は67ぐらいの割合になっているのですよね。この辺のところを基本料のところ負担を求めるとしていいのか、それから超過しているところ負担を求めていくのかということになりますと、それぞれ思いが違おうと思うのですよ。ですから、この辺のところの勘案というのは、非常に難しいわけですが、一応、今まで先進地だとかそういうところをやっている状況を見た中でこういう設定をさせていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

それから、公営住宅の関係等も供用開始区域に今度入ってまいります。当然、扇町の方やなんかも入ってくるわけですが、基本的には下水道法の中では3年以内というのが原則になってございますが、特例的に経済的な状況を踏まえた中でという1項目もございますから、一度に3年間であそこ全部やるということになりますと、これはまた財政の状況等の観点で判断をしていかなければならないというふうになっております。

そういう中では、基本的には下水道法の観点からいきますと、早い時期にそういう供用開始になれば、その地域を整備していくという計画を立てていかなければいけないというふうになっておりますので、現段階でいつどういうふうにするというところにはまだ、まだ入ってございませんので、そういう考えのもとに今後取り進めていきたいというふうになっております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

7番岩田浩志君

7番（岩田浩志君） 先ほどの同僚議員の関連質問でありますけれども、基本料金並びに超過料金の改定率というところで、先ほど課長の方から、管内に做ったのだということで御説明ありましたが、いただいた資料の中では、独居老人並びに年金生活者に対する配慮ということで基本料金の上げ率を7.1%、超過料金を21.4%ということでありまして、12年に改定されて現在両方140円ということと同額になっておりますけれども、12年からここ5年の社会情勢を考えたときに、果たして年金受給者の収入が減って、社会の皆さん、一般住民の生活が楽になったかということを考えてときに、果たしてそうでしょうか。

むしろここにおられる職員を初め、一般企業、リストラ初め給与の減額、そういった中で本当に小さい子供を抱え、それから子供3人も4人も抱えて洗濯、それから、おふろと、たくさんのお水が必要だと。そういったことを考えたときに、この5年間で経済状況を考えたときには、むしろたくさん水を使う子供たちを抱える家庭にもっと配慮するのだと、そのかわりお年寄りに何とかお願いしたいと。国もそれから町もそうなのではけれども、高齢者、むしろ年金受給者の方が収入の圧迫が少なく、我々のような20代、30代、40代の稼ぎ盛りのところに応分の負担がかかっていると。こういったことを考えたときに、町も末端の日々給与削減されて苦しんでいる家庭の配慮がないと、なかなかそこに目が行ってないのではないかと、この価格の改定から伺われます。今まで両方140円でやってきたものを、どうしてここまで我々の世代に負担がかかるのかなと。

上水道もそうですけれども、生活と本当に密着した、どうしてもかかる、避けて通れない生活の一部です。それを先ほども同僚議員の中から、どうしてもっと早く示していただけないのかと、そういうことも含めまして今すぐここでこれを認めるということは、なかなか難しい問題ではないかなと、そんなふうになります。そういった点から、現在における社会の状況を反映されていないなという思いです。そういう点で、この件に関してどのようにお考えか、お聞かせ願います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 7番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本と超過の関係でございますけれども、これらにつきましては、管内及び先進地等の動向を見ますと、やはり基本料金と超過料金と同等としてないところが多数、半分以上そういうような状況にある

と。当時12年ころには、まだそういうような趨勢ではなかったのですけれども、そういうような状況から我が町においてもそのような社会の変化というが、そういうものについては同じ状況にあるのではないかと、今後においてもそういう状況にあるということから、もとにそのような設定をさせていただいたということでございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 岩田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

何回も申し上げて恐縮ですけれども、基本的にこの下水道の事業を開始して、そして、事業運営をしていくに当たりましての考え方として、これはあくまでも受益者負担の原則に基づいた中でやっていくという形になるわけでございますので、その点からいきまして、そういう状況に至っていないという中の経過的な段階であるわけでございます。

そういう中で、当然、一般会計が負担しているものは、全町民皆さんの税金で賄うという形になるわけでございます。受益者としての急激に上げていくところというのは、非常に大変だということから普及率だとかそういうものによって段階的に勘案しながら、料金を上げていかなければならないという下水道の状況であるということをもまず御認識していただいて、そういう中から料金の上げぐあいというものを、議員がおっしゃる今日置かれている経済状況だとか、そういうことを勘案しながら判断をしていかなければならないというふうに、私どもはそういう面もとらえて上げ率だとかそういうことを背景を踏まえて、考えて御提案を申し上げているところでございますので、その時期がどうかという点の一つありますけれども、基本的には過去の状況の中で経営的には5年単位でいきましようというのが原則、2ないし4年ですけれども、実態的には5年ぐらいの経過の中で上げていきましようというのが考え方でございますので、そういう面も踏まえて御判断をいただかなければならないのではないだろうか。

当然、私どもこの料金を上げて、負担を町民の皆さんに求めるということは、安易に考えているものではございません。そういう面、経済的な面もあるかと思えます。そういう中で、基本的にこの中で基本料金を設定してございますけれども、今の核家族化の状況の中においてひとり暮らしだとか、夫婦2人でというようなそういう傾向にはございません。そういう中で、そこら辺のところを加味してという状況にはなっておりませんけれども、結果としてその辺のところは、実態としてこういう年金者だとかそういう人の状況に大変だなどという点は、ここに組み入れているのだなということで御理解をいた

だきたいなと思います。

議長（中川一男君） 7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいまの説明ですと、もうみんな理解していただいていると、本来であればこのような改定においては受益者にもっとこういう素案を説明して、理解を求めてからここに上げるべきではと、私は思います。

それから、今、改定率の件でございますけれども、いまだになかなか高齢者のサービスは充実し、さらには高齢者に対しての配慮ということでこの改定率ということになっておるとということで、私の言ったことがなかなか理解してもらえてないのだなということを感じます。

私、望むには、本当であればむしろたくさん利用される方の負担が少なくなるのだよという方が本来の、確かに管内の中にもそういう市町村もあります。そういうことを考えた上では、せめて今まで同率の単価であれば同じだよと、そういうふうに改定できないものかなと思います。その点について、もう一度お願いします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の御質問にお答えさせていただきますが、岩田議員の御意見承って、そのこともなるほどなというふうに認識しておりますが、逆に高齢者の皆さん方の弱い立場の人たちに、手厚く支援をしていくということを願う議員さんもこの中にはいらっしゃるのではないかなと。ですから、両方をどういうふうにかみ合わせて改正していくかということにつきましては、従前は平等に、基本料金の部分も追加料金の部分も同一に対応させていただいてきましたけれども、今回の改正におきましては、いろいろな面で独居老人の所帯の皆さん方の御負担もふえてくるというようなことの社会情勢、また、働き盛りの人たちの子育て等々でかかる費用部分の対応で経費がかかるという部分も全体的にはよく理解できるわけでありまして、やはり弱い者といいますが、そういった部分を見きわめながら対処させていただいたということで、ひとつ今回の改正については御理解いただきたいと。

また、次の改正につきましては、そういった御意見等も十分配慮しながら、今後の改正幅についてはまた検討を加えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、基本的に御理解いただきたいのは、町立病院企業会計のように、上富良野町民1万3,000町民のみんなが利用する町立病院であれば、一般会計からある程度の財政的な能力もありますけれども、ある程度の御負担をして全町民のために対応するという点については、町民全員が理解していた

だけのものと思うわけでありませんが、公共下水道につきましては市街地内の一部の人たちだけが利用し、郡部の皆さん方は恩恵は受けていないと。今、やっと合併処理浄化槽の希望者に対して、合併処理浄化槽の設置を始めてきておりますけれども、それとも合併処理浄化槽の費用は全額自己負担で郡部の皆さん方はやっておるわけですから、そういう全体の一般会計から病院企業会計と同等額の繰り出しをしていくということが、本当に正しいのかという観点からしても、私は独立採算で公共下水道事業が成り立つように進めていかないと、郡部の皆さん方の不平等さというものを解消することができ得ないというふうに認識いたしておりますので、今回の改正につきましてもいろいろな御指摘、御批判等々もあろうし、今、こういう厳しい時代でありますから、なるべくなら値上げしないで現状のままであることを願っているというふうには十分認識しておりますけれども、こういう財政状況の中で、また、そういうふうの一部の部分の区域で区切られた公共下水道事業という部分でもございますので、そういったことでの今回の改正について、特段の御理解を賜りたいというふうに願うところであります。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の改定幅についてですが、町長言われているように、非常に町の人たちも町の財政が大変だということですから、やっぱり値上げ幅を低く抑える、もしくは基本料金を上げないということも選択肢の一つではないかなというふうに思います。

と同時に、人件費部分ですね、この部分をこれは全部町の方で見ると、公共性の高いものですから、受益者負担という形の中で負担料金、それに伴った設備に係る投資も行うのに当然お金もかかるということで、それなりの負担金も払っているわけです。なおかつ、それでさらに使用料も払って、維持に努めてほしいという形で、受益者負担という形で成り立っているかというふうに思います。

そこで、当然、公共性の高いものということであるならば、人件費相当部分については町が全額で見るということになれば、その部分をまた公共料金の軽減策にもなるのではないかというふうに考えております。名目上は、一般会計等にも負担しているから人件費その他にも負担しているという形になっているのかもしれませんが、こう見ますと、支払利息と償還元金と、これにすべてが消えてしまうという形になっております。

そういう意味で、私は人件費部分を全額町が見るというような財政手法はできないのか、今の経済事

情から考えた場合に、こういった努力も当然必要ではないかと。私もこの恩恵に授かってない者の一人ではありますが、やはりこういった部分ではお互いに環境を配慮して努力しようということでもありますから、そういう趣旨のもとで国もかなりの交付税措置ということもとっておられるのだというふうに思いますが、いずれにしてもここに高額な利息もあるかと思いますが、一番高い支払い利息では大体何%か、その元金と利息と合わせると、このうちのどのくらいになるのか、この点お伺いしたいというふうに思います。

そういう意味では、現行の制度の改正の中では低く抑える、もしくは基本料金を抑えると、超過料金も低く抑えるという形の設定というのも今回必要ではなかったかというふうに思いますが、余りにも27%という超過料金の負担というのは、受益者負担の原則とはいえ負担感があるのではないかと思いますので、この点をもう一度お伺いしておきたいと思えます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、数字の部分だけ言ってください。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、下水道の方で借り受けしております利率の高いもので6本ございます。一番高いので7.4%が1本ありまして、あと7.3%が1本、7.2%が2本、7.1%が1本ということで、これの元金では5,270万円ほどあります。それから、この6本分に対しての利子分が約1,900万円の高い部分の内容でございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

米沢議員の御提言はわかりますけれども、トータル的にこういう中で一般会計が負担を強いられているという状況の中におきましては、その区分をしたとしても今の段階におきましては、全体的に負担をしていかなければならないのは変わらない状況でございますので、考え方の一つとして承っておきたいというふうに思っております。

それから、基本料の関係でもございますけれども、これもやはりそういった全体の中でどう判断していくかの問題だというふうに思っておりますので、過去には特に政策的な判断で、特にお困りの方いた場合については、一部補助制度で公共下水道とは別に、政策判断で補助をしていくというような措置もとってきた経緯もございます。

ここで御提案申し上げているのは、やはり下水道経営をどうするかという観点で御判断を賜りたいと

いうふうに思いますので、こういう数字を見た中で私どももいたしましては、十分検討をしてベターな形ではないかなということ御提案申し上げておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 確かにいろいろな理由というか、成り立つのだろうと思いますが、私は基本的にはこういった人件費部分については行政が見ると、それ以外については、ある程度受益者負担という形になってやむを得ない部分があるかもしれません。しかし、そのときの事情にもよりますので、それぞれの公平負担感というのはさまざまかというふうに思いますが、押さえとしては基本的に人件費部分については、町が全額見るというような形をとれば負担の軽減策もとれるわけですから、こういった対策を講じて、受益者負担の軽減策も必要ではないかと。今後、一般会計からの繰り入れというの也比较的減る傾向にあります。今、この間答弁されたように、資本費の回収を、負担率を広げるという名目だということにはなるのかもしれませんが、私、お互いにこの環境を守るという立場から立てば、そういった負担を行政もとる、あるいは国もこういった高率の負担に対しても交付税算入等はしておりますが、実際設備投資という形になれば、かなりな自治体負担の持ち出しというのがどこの自治体でもあります。

そういうことを考えた場合に、もう一度、今回の料金の改定幅を縮小する、そして基本料金は据え置くという形の手法をぜひとるべきではないかというふうに思いますので、この点についてもう1回確認したいと思います。

議長（中川一男君） もう一度、助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私ども提案する側といたしましては、何回もお話申し上げているとおり、こういう全体的な中で御判断を賜らなければいけないというふうに思っております。提案するに当たりましてはそれぞれ皆さんがわかる資料というようなことで、住民の皆さんにもわかってもらえるようなことで、資料づくりもさせていただきます。

そういう中で、総合的に今の時代の状況等も踏まえた中で、こういう形の中で御提案をさせていただいております。特に、人件費の点でございますけれども、当然、行政改革の中で事業量も減ってきてございます。そうして、下水道にける人も少なくしてございます。当時から半分になってきているということで、そういう面、経営の面の中での努力という点もこの中に数字としてあらわれているというこ

とでございます。

結果としては、どうしてもやはり一般会計から総体持ち出ししていかなければならないということには変わりがございません。そうして、今、こういう厳しい国からの財源の付与がない中で、下水道につきましてもそれなりの受益者負担の原則に沿った中で、できるだけ繰り出しを少なくしていくというのが考え方もございますし、当然、独立採算の中に向かって公共下水道としても考えていかなければならないだろうというふうに思いますので、その辺を勘案した中での御提案でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々、よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 最後に、公営住宅の方は前もこういう問題については質問しておりますが、計画するというので、一向になってないわけですよ、現状は。

それともう一つ、普及率についても大体八十二、三という形で現状維持と、相手もおられますからなかなか簡単にいかないというのはわかりますが、これが数%でも上がれば、また財源的にも違う面も出てきますし、そういう努力と、あと見返し部分の滞納部分の財源を確保するというのも含めて、相当な努力がまだ必要ではないかというふうに思いますので、この点も合わせて財政の改革ということも含めて、私、一般会計からの人件費等の受益者負担という形で資本費の負担のあり方も問題だと思しますので、人件費もきちっと財源化すべきだというふうに思いますので、この点改めてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、議員から御発言ありました未収金の回収、あるいは普及率を伸ばす、そういったことが収入をふやしていくことに相なるわけでありますから、これについては十分にこういう機会をとらえながら利用者の皆さん方に御理解をいただけるような対応で促進を図っていかねばいけないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

また、加えて公営住宅等々につきましては、今、公営住宅のストック事業ということで、新築するまでの期間長い間ある部分の公営住宅につきましては、水洗化の対応等々も進めていくということで計画を立てているところでありますので、そういったことを含めながら普及率の増加を図っていくことによって、収入を上げていくことに努めていき

たいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 町長にお尋ねしますが、先ほど同僚議員から使用料のあり方についての原則的な御答弁があったわけですが、独立採算を基本とするというお答えをいただいたわけですが、19日から一般質問も含めまして何十回も答弁に立っておられますけれども、そのときの答弁の雄々しさは、何かすごい目に焼きついてしまったわけです。自信たっぷりにお答えされていたようですが、この際ですからお尋ねいたしますが、他の企業会計もあります。また、さらに一般会計の中におきましても町民の皆さん方に御負担をお願いしたり、あるいは利用料・使用料という形で負担していただいているものいっぱいございますが、先ほどの自信の姿を見ますと、ひょっとするとこれからほかのものにも負担を求めていこうというような考えをお持ちなのかなというふうに推測せざるを得ないのですが、この際ですから当面そういうことも念頭にあるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

今のお話につきましては、既に議員の皆さん方にも配付させていただいておりますように、策定させていただきました新行財政改革実施計画の32項目の中に、歳入についての検討、歳出についての検討という項目がございます。この基本項目にのっとりまして、これから町民の皆さん方の意見等々を聞きながら、また、町民会議の皆さん方の意見を集約しながら、その歳入についての検討も加えつつ、また、歳出の削減についての検討も加えていくということで考えておるところであります。基本的に申し上げますと、平成20年までの間に26億円の削減をいかにしていくか、収入をふやし、歳出を減らすと、そういう中で26億円をつくり出さなければいけないということが現実でありますので、そういった関係の中から、今、御質問にありましたところにも手をつけるところもある、生じるのかなど。しかし、今の時点ではどれがどうという段階ではないということで、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 議案の審議の冒頭に同僚議員からお話があって、唐突な形で12月定例に出されたという関係、もう少し早くであれば検討ということでございますけれども、今、町長の言う新行

財政改革の中で受益者負担の適正化ということで、受益者負担の適正化をするのだよということ言っているのですけれども、この中に平成16年度は現行算定基準の検証、平成17年は新算定基準案の策定等パブリックコメントの活用ということ書いてあるのです。その期待する効果ということは、5年間で使用料・手数料20%ということで、合計で2,400万円の増額を目標とすると。そうして、郷土の町づくりだということでも汗を流しましょうと言っても現実のこの問題について、今まで町民いろいろな形でこういう計画だということが全然されてないのです。

そうすると、この12月で何とかということ、今、議員の皆さん方もある面でこの議会で議決ができるのかどうか僕は心配があるし、当然、我々も町民の皆さん方に受益者負担の適正化ということを含めて、この議案が通ったら、一体議員何をやるのだというようなことも出てくる心配があるのです。ましてや基本料が7.1、超過料が21.4%ということで、具体的に決まっていた場合どうなのだというようなことで、先ほど同僚議員もお話のあったように、例えば家族の多いところは教育費から生活費からいろいろなものかかると、そうすると、3倍の超過料というのはいかかなものかということも出てくると思うのです。そういう関係で、私はせっかくだらなれて郷土の町づくりをするというような関係で、今回の提案はちょっと時期が遅すぎるという関係があると思うのです。

それからもう1点、当然、町長選挙の絡みもあったかどうかはわかりませんが、それから資料の9ページの中で、全道平均の使用料云々が出ております。それで私ちょっと今計算をしたところ、類似団体、平成16年4月1日現在、20立方メートル利用の場合、3,100円ということですが、うちの7.1、21.4ということになると、3,240円になるのです。1立方メートル当たり、全道平均は155円ですが、今試算しますと162円になるのです。恐らくこれの繰り返しは、各市町村がやるような形になると思うのですけれども、これらの関係について受益者負担ということのあれがあるけれども、基本料と超過料の関係をもっと少し縮める方法があるのではないかと。

現実の問題として、一般会計から持ち出しを少なくするということがございますけれども、例えば同僚議員が言った人件費の問題、それから有収水量の問題だとかいろいろな手だての中で、もう少しこの料金の改定率については、ある程度再検討していかなければならないのではないかと気がいたしま

す。その点、町長お願いいたします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず改定の時期でございますけれども、私どももいたしましては、住民周知期間を図った中でのということで、そういう時期を見て12月ということで、もう少し議会側として十分審議期間を置いて9月ぐらいというような御意見があれば、私どももそのような形で御提案をすることで今後考えたいとは思いますが、たまたま作業的にも私ども住民の皆さんに周知していくためにもわかりやすい形というようなことで、内容的にも十分検討させてもらった中で、12月というようなことで御提案をさせていただいたわけでございます。

内容的には、非常に料金の体系をどうするかという点では、いろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、先ほどもお答え申し上げておりますとおり、下水道経営自体をどう取り扱っていくかということの大きな観点で、物事をとらえていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

資料の中にもありますとおり、相当部分公共下水道の場合、不明水だとかそういうものというのがどうしてもマンホールから雨水や何か入って、それが処理場の方におきまして処理をしていくという部分がございます。そういう面については、一般会計がその辺のところ応分の負担をしながらしている部分もでございます。最終的には、数的にはこういう形の中で出させていただいてございますし、また、世帯構成等を見た中で、前回よりも上げ率も相当下げた中で御提案をさせていただいているというようなことで、この辺十分な答弁になりませんが、先ほどからお答え申し上げますとおり、実績等を見た中で御提案させていただいておりますので、その点を踏まえた中で御判断を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） せっかく新行財政改革で委員の25名の皆さん方あれして、そしてそれを町民に提示をして、パブリックコメントでやっていくということが、今、助役の話では議員の方から9月ぐらいでも言ってくればなんていうことにはならないと思うのですね。

ですから、私は基本的にこういう財政改革案が出ているのであれば、そういうものを具体的に町民に提示をして意見を仰ぐというようなことをしていかなければ、協働での町づくりだなんて言たって何だということに町民がなってくると思う。

それからもう一つ、合併をしないということになっていくと、先ほど同僚議員も言ったけれども、今度は何が上がるのか今度は何が上がるのかと、ひとつ町づくりと財政をどうなるかということ进行を明らかにしていかなかったら、町民納得しないと思うのですよ。

先ほど今度水道が上がるのではないかと、今度は公営住宅料が上がるのではないかと、いろいろな部面で言うならば、この中では使用料・手数料5年間で20%ということで、一応、期待する効果ということになっているから、恐らくこれと数字的には前後するけれども、具体的にこういう方針でいざるを得ないのが現状でないかと思うのですね。

そうすると、それらについて町民に情報公開してお示しをし、そしてパブリックコメントで町民からいろいろな意見を仰ぎながら、そして最終的には入ってくる金がないのだから、いかに理事者、町長ほか皆さん方が町民に理解をする説得活動をしなければならない立場ではないかなという気がするのです。当然、我々もそういう任務を負わざるを得ないと思っております。だから今言っているわけです。

ですから、そういう構築の仕方をしていかないと、合併はしないしと言っても結果的にあれもこれも上がるわ、一体何だということが出てくる可能性があるから、その点の町民に対するパブリックコメントをきちっとやって、そこから意見を聞いてやっていくという手法をとっていかないと、理解をされないのではないかという気がいたします。そういうことで、特に市町村合併の絡みを含めて、今後の受益者負担の適正化ということの進め方、それについて答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

行財政改革の実施につきましては、おっしゃるとおりでございます。町といたしましても行財政改革の推進についてパブリックコメント等々を含めながら、住民の皆さん方の御意見を承りつつ、町民会議の皆さん方の調整をさせていただいて、行財政改革の推進を図っていくという方向につきましては、議員と同じ考えで私は進めていきたいというふうに思っております。

今回の公共下水道の改定につきましては、これは平成12年に改正したときに、これは5カ年目には改正しますよということを前提として、5カ年間ということで改正をさせていただいて、この後には改定をしますということを前提としておりまして、今年度がたまたま改正の年度でありましたので、私は

新年度から担当課長・所管には、料金の改正についての準備に入るといって指示をいたしてきたところですが、そういう中でこういう素案ができ上がって、今定例議会に御提案させていただいたと。

議員、所管委員会の御説明をさせていただいて、本定例議会に提案させていただいているということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 12年のときに5年間ということは、それは一般的な形であって具体的な内容の提示は今回初めてですから、よその先進というか類似町村というか、そういうところは大体5年サイクルでということではある面で経済事情の変更、それから財政事情の変更等も含めてせざるを得ないのかなという気がいたしますけれども、現実の問題5年サイクルで、だからこの案でやりますよということには相ならないのではないかと。

当然、事前にこういうことでの案ということが提示をされて、そうしてやるべきではないかという気が、所管の委員会に話した、議員協議会でも資料等を提出したということでございますけれども、今回の定例議会での議決については、私は一般市民に対する説明責任が十分果たされないなという気がいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 大体出尽くしたと思いますので、これによって質疑を打ち切ります。

暫時昼食休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩に引き続き、会議を続行いたします。

議案第11号議案の会議でございますが、これより討論を行いたいと思います。

なお、この討論は、まず本案反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、上富良野町公共下水道条例に関する条例の一部改正の条例に反対する者であります。

まず第1番目には、昨今の住民の暮らし向きがますます大変になってきています。また同時に、各種の公共料金の引き上げ、来年度からは住民税等の特別減税の増税という形の中で、暮らし向きが大幅に

後退することは明らかであります。そういう上では、地方自治体においては住民の暮らしをしっかりと守るということは、何よりも大切なことであることは言うまでもありません。

また、同時に、地方自治体においては交付税等の削減もあり、地方財政も困難という状況はあることは言うまでもありません。しかし、今回の公共下水道料金の改定に当たっては、そういう住民の暮らし向きをきちっと見据えた料金改定ではないのではないのでしょうか。

私は、今回の算定に当たっても本来公共下水道というのは、まさに住民と行政が一体となって環境を守る、そういう意味では公共的な立場に立った施設であります。そういうことを考えたときに、今回の人件費等においては義務的経費ということであれば、当然、行政が負担しなければなりません。受益者にとっては、既に公共料金という形で使用料やあるいは負担金を納入し、そういうお金が公共下水道の維持費に使われているということは明らかであります。私はそのことを考えたとき、料金を現行の基本料金1,200円、そして170円を引き下げるか、もしくは現状維持にする、こういう形の中で負担軽減を十分行えんと考えています。

また、一般会計においても人件費相当分を繰り入れれば、当然、公共料金の負担軽減につながるわけですから、私は今回の公共制度を見た場合に、住民とともにこの料金の改定については明らかに乖離があり、現行の条例改正については、反対するものであります。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、上富良野町公共下水道に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論を行います。

本町の下水道の事業は、健康で快適な生活環境づくりと、公共用水域の水質保全を図ることを目的に、昭和57年度から事業に着手し、平成14年度末の整備率は91%に達しております。普及率は73%、水洗化率82.7%となっていると伺っております。

平成12年の使用料改定により、維持管理費の全部と資本費の一部は補えている状況にありますが、下水道事業債、借金ですけれども、下水道事業債も膨大で、平成15年度末の未償還金は34億9,900万円、支払利息を含めると48億9,500万円になり、償還費の大部分を一般会計繰入金で賄っており、依然として一般会計の財政運営を圧迫しているのが現状と考えます。

こうした背景の中、健全な運営財源確保のため、当然、施設の利用率を高め、徹底的な経費の抑制、未収金の回収など財源確保の努力をし、使用料の適正化を図り、経営の安定化が必要であると思われます。平成3年に供用開始され、9年後の平成12年7月1日に現行の使用料に改定し、現在に至っておりますところであり、今の社会情勢をかんがみ、今回の改定につきましては、下水道事業は独立採算性が原則とされておりますが、現行の使用料は経費の負担区分の算定水準により低いことから、使用料の収入の不足分を一般会計より繰出金によって補てんされている状況にあると思われます。

こうした中において、一般会計の財政も厳しい状況下であり、また、全道平均及び管内平均を考慮した水準の観点から、行政サービスに対する一部受益者負担増は避けがたいものと考え、私はこのたびの公共下水道に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

議長（中川一男君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（中川一男君） 起立多数であります。よって、原案は、可決されました。

日程第13 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H16国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第12号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。本工事の概要としまして、床固工1基、落差工1基、積みブロック工7.04メートル、附帯工としまして護床工などが主な工事内容であります。

次に、本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要項の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要項を11月15日に告示、四つの単体企業と四つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含め単体、共同企業体の計8企業体を指名いたしまして、12月17日入札を行った

結果、大北・小渡特定建設工事共同企業体が5,900万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,195万円であります。参考までに、2番札は、新島工業株式会社の5,930万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては、95.36%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H16国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H16国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求め

る。記。1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H16国債）2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、6,195万円。4、契約の相手方、大北・小渡特定建設工事共同企業体、代表者富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社代表取締役社長荒木毅。構成員、上富良野町中町3丁目5番25号、株式会社小渡工務店代表取締役小渡一蔵。5、工期、契約の日から平成17年9月30日まで。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第13号 旭野川砂防工事（H16国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いた

きました議案第13号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましても防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。

本工事の工事概要としまして、床固工5基、附帯工としまして護床工、法面工などが主なる工事内容であります。

次に、本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要項の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要項を11月15日に告示、四つの企業体と四つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含め単体、共同企業体の計8企業体を指名いたしまして、12月17日入札を行った結果、高橋・居林遠藤特定共同企業体が7,500万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の7,875万円であります。参考までに2番札は、大北・小渡特定建設工事共同企業体の7,530万円であります。

また、本工事につきましても予定価格事前公表の試行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては、96.92%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第13号旭野川砂防工事（H16国債）請負契約締結の件。

旭野川砂防工事（H16国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

記。1、契約の目的、旭野川砂防工事（H16国債）。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、7,875万円。4、契約の相手方、高橋・居林遠藤特定共同企業体、代表者上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役北川昭雄。構成員、滝川市流通団地3丁目7番14号、居林遠藤建設株式会社、代表取締役湯野智俊。5、工期、契約の日から平成17年9月30日まで。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第15 発議案第1号 北方領土問題の解決促進に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程されました発議案第1号につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号北方領土問題の解決促進に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく賛成者、上富良野町議会議員岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

北方領土問題の解決促進に関する意見書。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、今日もなおその返還が実現していない。

昭和20年、当時のソ連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり希望と落胆の交錯する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望している。

これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきたが、戦後59年を迎えた今、返還実現の目標を目指し、全国民がより一層の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて政府はこれまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と日口平和条約を締結し、真の日口友好関係を確立するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

御審議賜りまして、議決いただきますようよろしくお願いたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第16 発議案第2号 陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番 向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第2号について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号 陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく、上富良野町議会議員岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、内閣官房長官、防衛庁長官。

陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見書。

現在、財務省が進めようとしている自衛隊定員削減、中でも道内陸上自衛隊定員の大幅削減、その中には上富良野駐屯地が廃止対象と報道されている。

今、我が国の取り巻く情勢を見ると、中国原子力潜水艦の領海侵犯、北朝鮮の工作船、拉致事件、そして長距離ミサイル問題、また、北方地域における極東ロシアの軍事力の現存など、脅威にさらされている現状であります。

昭和30年に、町民の大きな期待と歓喜の中でスタートした上富良野町駐屯地であります。それから50年の半世紀、国の防衛施策の推進に積極的に協力しながら、駐屯地及び隊員とともに町づくりを取り進め、共存してきた歴史があります。また、十勝岳噴火支援、豪雪・水害・山林火災支援など、上富良野駐屯地隊区6市町村に対し、住民の生命、財産を守り、また、地域や町づくりへのさまざまな対応に献身的に貢献されており、地域との一体感をはかり知れないものがあります。

つきましては、日本を取り巻く安全保障環境が変

化する中で、国の厳しい財政状況などの要因は理解するものの、自衛隊の定員削減や駐屯地廃止がなされた場合は、地域や町づくりへの影響が重大な危機となります。また、近年の災害は大規模化し、複雑さを極めており、ひとたび災害が発生すれば、自衛隊の装備や人的支援を強力に願うことが必須であります。特に、活火山十勝岳を抱えている町としては、防災支援の影響が大きく、住民の心の支えをも失うこととなり、上富良野駐屯地部隊削減することなく駐屯地存続を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議賜りまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番 米沢義英君。

9番（米沢義英君） 提案者に何点かお伺いいたしますが、今回の意見書の中には自衛隊の削減はやめるべきだということの明記されております。

あわせて、ここの中には中国の原潜の問題、あるいは北朝鮮の工作船の問題、極東ロシアにおける軍事力の脅威ということが言われておりますが、しかし、現行の中では中国においても国交外交的なつながりがあり、北朝鮮においては拉致問題においては、当然許すべきものではありませんが、一定の外交努力を行っているという状況もあります。また、極東ロシアにおけるロシアについては、もう既に軍事力においては崩壊するとは言っておりませんが、かなり戦力的には弱いという状況の中で、日本政府も西側の方をさらに増強したいというような根拠を示しております。

そういう意味においては、今回の提案された意見書の中には、この脅威があるのだという根拠そのものが何を示して脅威があるということを示しているのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

我々の国の安全は、到底他の諸国との外交、経済協力これによってこそ平和と暮らしが守れるわけにありますから、その立場に立った外交努力をすることによってこそ平和問題も解決するのではないかとこのように思いますので、この点については提案者はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

また、とりわけ上富良野町においては、確かにこの文書の標題に表現にも示されているように、永き歴史があります。また同時に、それなりの自衛隊が減ることによる経済的な損失というものもあること

は言うまでもありません。しかし、今、国が打ち出してきた駐屯地やあるいは部隊の縮減・廃止というのは戦略的なもの、あるいは経費の削減等によって当然起こり得る状況だったのではないのでしょうか。

今、上富良野町が自立という形の中で、みずからの足で歩いていこうということが叫ばれているわけでありまして。そうすれば、今、この問題が一たん解決したとしても将来的にまた起こり得ることは当然考えられるわけです。そうしたときに、また右往左往するのではなくて、きちっと自分たちの町づくりは自分たちでやるのだという自立の精神こそ、上富良野町の将来の産業振興や住民の暮らしを守る力になるのだと思いますが、提案者はこの点どのようにお考えでありましょうか。

確かに、災害等の各種の支援等が行われているところであります。しかし、自衛隊の本来の任務というのは軍隊でありますから、当然、今、アメリカの主導のもとでの自衛隊の再編成というのは即応体制という形の中で、アメリカが万が一、他国で武力行使を行ったときに、現在の戦力や機甲科師団では当然間に合わないから、即対応できるような旅団化、少人数で強固な部隊をつくらうという、こういう中から出てきたものであります。

今回、イラクに派遣されている自衛隊においても国は支持されているということを言っていますが、しかし、この11月14日には自衛隊が駐留するイラク南部のサマワでは、占領軍の自衛隊は出ていけと、こういうことが言われているわけでありまして。また、同盟国としてイラクに派遣していた37国中、既にイラクの侵略というのは意味がない、また、アメリカが言っていた大量兵器があるから、また、テロ対策の一環として行うからと言っていたけれども、これもアメリカの一方的な主導の中で行われ、逆にこういった国々が派遣した兵隊、あるいは自衛隊、部隊がみずからの国内の反戦平和の世論によって引かざるを得ないという状況の中で、今は継続が20カ国という状況になっていることを見たときに、また、アメリカが言っていた大量兵器というのは、アメリカ国内の調査でもこれはなかったということが証明されて、その根拠が崩れているという状況であります。そういうことを考えたときに、自衛隊の増強を行わない、これは当然であり、縮減こそ平和な町づくりを維持するものだと考えますが、この点はどうでしょう。

さらに、災害の強化ということでは、今、中越地震に見られるように、自衛消防力やあるいは緊急に対する災害強力隊の支援、あるいは消防隊員の増強など、緊急救命に対する体制の増強こそ国のお金できっちり行う、これが今求められていることだと思

います。そういうことを考えたときに、何も自衛隊に頼らなくても十分災害の復旧や復興もできると考えますが、この点では提案者はどのようにお考えでありましょうか、これらの点についてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま4点お尋ねいただというふうに理解しておりますが、近隣諸国の脅威論につきましては、私といたしましては中国を初め北朝鮮しかり、ソ連にいたしましても潜在的な脅威は、依然解決していないというふうな理解に立っております。

さまざまな平和外交ももちろん、一方の考え方としては当然進めていくべきことでありまして、大切なことではあります。しかし、やはり自国の最小限度の守りを整備しておくということもこれはまた一方においては非常に大事なことでありまして、国を守ると、脅威に備えてということも含めまして、防衛ということに対しましては、私は国家を成す中においては考え方によってはごく自然権の一つだというふうに私は理解しておりますので、そういう意味におきまして、また、最近の世論と申しましうか、国際情勢を見ても中国が脅威というような意味では申し上げませんが、不安定要因は拭い去られてないというのが現状だと思っております。

それから、自衛隊に頼らない町づくりもあるのではないかなというようなお話でございますが、しかし、上富良野のこの町の成り立ちの歴史から見ますと、自衛隊も含めまして町づくりというものは、町民総意のもとで取り進められてきておりますし、そのかいあって現在の上富良野の姿が成り立っているというふうには思います。町の支える一つの柱としては、全く定着しておりまして、そしてそれによって今日の上富良野町のこの姿があるのだという現実もございまして。

ですから、私は自衛隊が存続していただくこと、さらには削減がされないで存続していただくことが将来の上富良野を確固たる町につくっていくために、絶対に削減・縮小は譲れない点だというふうに理解しております。

それから、国際問題は私全然わかりませんが、ただ、私なりの思いで3点目の自衛隊のイラク等派遣に対する考え方等にお尋ねだと思いますが、大変そういう難しい問題については見解を示すような知識も持ち合わせておりませんが、独立国家といたしまして、日本国政府が国民に対して安心して暮らせる国づくりをするためには、やはりさまざまな国等の関係から成り立って今日の日本があるわけですから、そういう面においても自国を守るため

に、あるいはさまざまな資源を確保するためにも国際貢献というの、これも一つのあるべき姿だということで理解しております、どういう形で意向だとか世論だとかというものを報道で取り上げられているのかわかりませんが、やはり総体的には国民は十分理解しているというふうに思いますし、理解しなければならぬことだとも思っております。

それから、災害に関しましては、確かに質問者御質問のとおり、緊急体制を整備することも例えば消防だとかということも想定されているのかと思いますが、それも一方では当然整備、きちんと確立していくテーマだとは思いますが、しかし、実際過去を振り返ってみても大水害だとか、あるいは噴火のときだとか、非常に自衛隊が持つノウハウを生かした、機動力を生かした災害救助というものは、現に我々それで過去何回となく助けられてきている現実もございます。

そういう意味におきまして、ましてや富良野圏域におきましては、自衛隊の機動力によるところが非常に多い現実もございますので、また、そういうところからも住民との強いきずなができている一つの要因だとも思っておりますので、そういった観点から上富良野駐屯地は廃止どころか削減もしてもらっては困るというようなことから、今回、意見書を提出させていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 提案者は、その根拠については全く答えられておりません。それだけに何を意図して、この文書を出されたのかということが読み取れないわけでありまして。

また、当然、自衛隊の縮小にかかるとは、国がそれにかかわった代替案という形の中で地域振興策をきっちり示す、これは当然のことです。なぜそういう問題に対して、今回のこの意見書の中には盛り込まれなかったのでしょうか。本来、国がやるべきことを、国がきちっと地方自治体に支援するというのは当然のことです。地方自治体としてはそういう要望をこの中にも積極的に盛り込むべきではなかったのでしょうか。私は、この点、なぜ明記されてないのかお伺いしておきたいと思っております。

また同時に、今、イラクに対する復興支援ということは言われておりますが、しかし、この間見てもおわかりのように、給水活動に至っても1日200トンから280トンという形で、4万5,000トン余りの給水を行ってまいりましたが、しかし、政府開発援助でこれを行えば1日当たり約3,110ト

ン、2週間で十分達成できるというスピードの速さがあります。そういうことを考えたときに、いかに復興とは名ばかりであり、文字どおりアメリカの支援が第一であり、それを目的に住民に理解してもらおうと、給水活動、復興支援という表向きの看板も出したのではないのでしょうか。

私は、改めて今回の意見書についての疑問が当然わいてくるわけですから、なぜその脅威についてもしっかり述べられないのか、また、自衛隊の縮減というのは当然でありますから、当然それにかかわった地域振興策を国にしっかり求めるといって、こういう文書の表現もなぜできなかったのか。かねてから提案者もみずから言っているように、自立の町を行くということを町長等に質問しております。そういうことを考えたときに、自立というのは文字どおりジレンマがあるわけであり、当然住民にも自衛隊の存在というのは何か、あるいは自衛隊がなくてもどうやったらこの町の振興ができるのかということをお伺いして、初めて上富良野町の将来の町づくりというのできるのではないかとと思いますが、これらの点についても提案者の見解を求めたいと思っております。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） お答えさせていただきます。

まず脅威論につきましてですが、防衛の中身については全く素人の域を出ないわけですが、いずれにいたしましても、私も素人ながら思いますのは、周辺の諸国を見ますと、具体的には説明もできませんし、それだけ知識も持ち合わせておりませんが、北朝鮮にしる中国にしるソ連にしる非常に私の目から見ると、軍事大国でございます。そういう中におきまして、意見書の中でも何点か述べさせていただいておりますが、原潜問題だとか、あるいは工作船問題、あるいはミサイル問題等どれをとってもこれは日本が独立国としてきちっと国民が安心して暮らせるために、ではこれは脅威とならないのかということ、私はこれが脅威だと言ってこれははばからないと思っております。そういうことからいって、私の認識できる範囲内から申しましても、これらの事象をとらえても脅威だというふうに私は理解しております。

それから、また、イラクの件に関しましてもこれは、これは非常に高度なお話でございますが、到底私がお答えできるような中身でございませぬが、いずれにいたしましてもODAを初め、そういうような民間の皆さんの力だけで今のイラク情勢が貢献できる状況かどうかということは、私は報道を見るだけの情報しかございませんが、今現在は自衛隊が国

際貢献を果たすべきだと、それがイラクの国民にも喜ばれているというふうに理解しているわけでございます。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

さらに、自衛隊抜きの自立した町づくりを考えるべきではないかという御意見のようでございますが、私はさきにも申し上げましたが、自衛隊とともに過去の経過を踏まえましてもやはり町民が非常に待望して、期待をして、そして迎えてスタートした駐屯地でございます。そういうような上富良野の過去からの町民の思いを勘案しても、やはり自衛隊とともに町の方針にもございますが、やはり3本柱の一つでございますので、非常に町民とは一体感がございまして、自衛隊も含めた町づくりがこれからも上富良野としてはとっていくスタンスだというふうに理解しておりますので、以上の点から十分な答弁ではないかもしれませんが、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本案反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、本意見書案に反対の立場から討論するものであります。

今回の意見書の出された内容を読めば、あたかも極東ロシアやあるいは中国、北朝鮮が脅威であるということが述べられております。しかし、今、提案者も述べたように、その根拠すら明確に述べられないというお粗末なものであります。

私は、平和的外交的な努力によってこそ国交間の解決が図られ、平和で安心な暮らしができるものと考えております。そういう意味では、まさに時代錯誤と言わなければなりません。武力で物事を解決する、あるいは自衛隊の増強によってそれを抑止するというのは、世界の平和の流れからしても逆行していると言わざるを得ません。また、この間の小泉首相の答弁でもそういうことはまずあり得ないだろうということが国会でも発言されているように、まさに平和的外交的な努力こそ平和の道が開けるのだと考えています。

また、同時に、今回の陸上部隊の再編・縮小とい

うのは、アメリカの軍事協力のためのいかに日本が現憲法を改悪して、速やかにアメリカの武力攻撃に対処できるかという、いわゆる即応性が試されているという状況であります。今回の防衛大綱の改革というのもアメリカによる武力攻撃を想定して、現憲法ではその枠を超えることができないから、憲法や法律解釈をして速やかに自衛隊を海外に派遣する、こういう戦略的なねらいがあるわけでありまして。そういうことを考えたときに、私は改めてアメリカ寄りの政策をとるのではなく、アジア諸国やあるいは世界の国々と協力、そして共同の立場からこういう反戦の声を広げることこそ今大事だと考えております。

また、同時に、この意見書の中には災害復興のための自衛隊の装備や人的支援の強化ということがうたわれております。ここで私が強調したいのは、本来、国がこういう削減計画をするのであれば、地方自治体にきっちりと産業振興、地域振興の対策を示さなければならないのに、それは地方自治体で勝手にやりなさいというのでは、余りにも冷たい話ではないでしょうか。確かに上富良野町は、自衛隊との長い歴史があります。多くの住民も自衛隊との交流もあります。しかし、平和の問題とは別次元の問題ではないでしょうか。

また、この意見書の中には、そういう削減後の復興支援という点でも地域振興という点でも何一つ求めようとしていない、そこに問題があるのではないのでしょうか。今、求められているのは災害においても自衛隊に頼らない消防消火、人命救助の専門体制にこそお金を国がきっちり財政配分を行う、そういう国民の不安をこういう専門体制の強化で解消することこそが、今、求められているのではないのでしょうか。

また、基地に、自衛隊に頼らない町づくりというのは、まさに自衛隊員にとっても家族にとってもこの上富良野町に住む住民にとっても、平和の町づくりを目指す貴重なことではないのでしょうか。私は、駐屯地廃止・削減については反対、改めて今回の意見書案に対して、反対の立場から意見を述べるものであります。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、陸上自衛隊上富良野駐屯地廃止・削減に反対する意見の件の賛成の立場で討論を行います。

このたびの新防衛計画大綱によりますと、米ソ冷戦構造の崩壊の一方で、新たな脅威に対することが重視される大綱に変更され、北海道の陸上自衛隊削

減・廃止案が報道されました。上富良野町にとりましては、昭和30年以降この地域の経済効果をもたらす、振興、発展に大きなかわりを持って、駐屯地隊員とともに町づくりを進めてまいりました歴史がございます。

十勝岳火山噴火災害による復興も成し遂げた町であり、水害や雪害、自然災害への防災対応を考えると、身近に自衛隊が存在することは、町としても町民としても大いなる安心であります。今、廃止・削減問題は、上富良野町の存亡にかかわる大きな問題であります。今後も引き続き、上富良野駐屯地が現状維持していただきますよう、削減・廃止に反対する意見書を提出することに、賛成の立場での討論といたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、原案は、可決されました。

日程第17 発議案第3号

議長（中川一男君） 日程第17 発議案第3号「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） ただいま上程されました発議案第3号を朗読をもって説明とさせていただきます。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員村上和子。

賛成者、上富良野町議会向山富夫君。上富良野町議会議員岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見書。

平成16年6月2日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室から、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」が出されました。この報告書によりまして、特に「介護福祉士の資格取得方法について、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討する」となっています。

また、この中で「高等学校福祉科の卒業生については、国家資格合格率は平均より高くなってきている一方、介護を必要とする者は生活歴が長く、高校生等の人生経験だけでは生活支援に対応できないなどの側面がある」と述べられていますが、専門学校の卒業生と人生経験にどれだけ差があると判断できるか疑問であります。本報告書の受験資格になると、高等学校福祉科の生徒が介護福祉士の資格を得る機会を失うこととなります。

高校生は、生活経験は未熟です。しかし、福祉科に入学してくる生徒は、将来は福祉に関する仕事につきたいという目的意識の高い生徒がほとんどです。高校3年間で、受験資格を得られることで頑張っています。卒業後は、就職する生徒もいますが、福祉科で学んだことを機会に介護福祉士の資格も得て、より専門性を深めるために看護や保育等の上級学校へ進学し、幅広い知識、教養を身につけようとする生徒もふえております。

就職先は、ほとんどの生徒が就学校の地域を中心に、親元にある施設を選び、高齢化した地域の若い人材として、地域社会に貢献する存在となっています。

以上のことから、これまでどおり高校生にも介護福祉士の受験資格を与えることが必要であると考えます。

よって、次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

記。1、介護福祉士の受験資格を指定養成施設の卒業生に統一しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

御審議賜りまして、よろしくお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第4号

議長(中川一男君) 日程第18 発議案第4号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 上程いただきました発議案につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第4号平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子。同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣。

平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書。

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革について、平成17年度、平成18年度は地域において必要な行政課題について適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保すると明記している。

また、「基本方針2004」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは、平成16年度の地方交付税について、理不尽にも大幅な削減が行われ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記されたものと理解している。

よって、平成17年度の地方交付税は、平成16年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成16年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出す

る。

御審議賜りまして、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長(中川一男君) これにて、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続調査申し出の件

議長(中川一男君) 日程第19 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下委員会において調査中の別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに可決されました。

議長(中川一男君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長(中川一男君) ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 年末を迎えた本年最後の定例会でありますので、議長のお許しを得まして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会では、初日の日曜議会から始まる3日間にわたり、皆様方の真剣なる審議をいただき、上程案件すべてを御議決賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、平成16年も残すところあとわずかになりました。この1年を振り返ると、国際的には11月2日のアメリカ大統領選挙、アルカイダのテロ対策、イラク復興と石油価格の高騰、北朝鮮拉致問題

など、複雑に関連した状況が展開し、国内情勢にも大きな影響を及ぼしたところであります。

国内におきましても石油価格の高騰や円高・ドル安の傾向は、産業全般に悪影響を与え、さらに異常とも思える相次ぐ台風の上陸や10月23日の新潟県中越地震など、天災に翻弄され、北海道でも2月23日の豪雪、9月8日の台風18号での暴風雨、12月14日の留萌管内南部の地震など、生活や産業を直撃する被害が発生したところであります。

本町においても豪雪、そして遅い春や夏の猛暑、台風到来など、異常気象は基幹産業である農業や住宅産業施設にも被害を及ぼしましたが、それぞれ皆様方の努力により復興・復旧を図られたことに対し、深く敬意を表する次第であります。

行政運営面においては、本町は基礎自治体としての人口を満たしていることや近隣に合併を模索する動きがないことから、本町の将来としては自主自立の道を選ぶしかないものと考えており、本年4月1日からの12課、26班体制による新組織機構のもとで、本年9月末に策定した新行財政改革実施計画を着実に実践する方針を明確にしたところであります。

過日の行政報告でもお示したように、今期町長選挙で辛くも3期目の町政を担わせていただくことができましたが、この選挙結果を謙虚に受けとめ、決意を新たに町づくりに一層精進してまいり所存でございます。

三位一体改革など、税財源移譲の問題はいまだ判然としない中で、我が町の財政運営見通しに暗い影を落とし、一層の厳しさが加わっているところであり、財政規模の縮小と簡素で効率的な組織づくりは不可欠な課題となっております。

現在、平成17年度へ向けた予算編成作業に着手いたしましたところではありますが、情報共有を促進し、町民との議論を尽くしながら事務事業の見直しに加えて、大胆な取捨選択に取り組み、行財政運営に反映していきたいと考えております。

特に、今定例会で御議決いただきました下水道使用料の改正につきましては、町民の皆様にご負担を仰ぐこととなりますが、十分PRを図りまして進めてまいりたいと考えております。

また、12月10日に発表された新防衛計画大綱では、陸上自衛隊の定数5,000人の削減が示されました。中期防衛計画では、北海道内では6,000人と、大幅な削減が割り当てられたという報道がなされておりますが、今後の上富良野町の行く末を左右する大きな問題であるため、町への影響が少なくなるよう粘り強い行動を継続してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位並びに町民

皆様の御理解と御協力をお願いするところであります。

本年を振り返ってみましたが、親族殺傷事件や一層巧妙になるオレオレ詐欺など、殺伐とした犯罪も多く、さきのテレビ報道にもありましたように、今年1年を振り返って国民の思いをあらわす漢字が「災」ということでありまして、オリンピックでの日本選手の活躍や駒大苫小牧高校球児の活躍があったものの、明るい話題に乏しい1年でありました。来る年が豊年で、晴れやかで喜びの多い1年となることを祈るばかりであります。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様各位には、この1年間行政運営各般にわたる御支援、御協力を賜りましたお礼を申し上げますとともに、町政3期目に向け変わらぬ御協力をお願いし、さらに新年を皆様方とともに御健勝でありますことを心から御祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長あいさつ

議長（中川一男君） この際、私からもごあいさつを申し上げます。

3月に第1回の定例、そして今日4回目、1年というのは早いなど、そんな気がしております。まずもって町長の3選ということでございまして、辛くもおっしゃってございましたけれども、まずはおめでとございます。心からお祝いを申し上げます次第でございます。

町長も選ばれました。町の代表として選ばれております。私どもも同じ地域住民の選挙民から選ばれた18名でございます。私たちが町を代表しております。これを二元代表制というそうです。ヨーロッパの場合は、議員が市長になり、町長になり、そして仕切るそうでございますが、日本の場合は二元代表制をとっております。

昨日、おとといと一般質問がありました。皆さんが立場を超え、一生懸命この町のために頑張って質問していただきましたし、また、今日の下水道のときも私は調整しませんでした。なぜならばといいますと、議員18名がそれぞれに町民から負託を受け、背中に重いものを背負って、地域住民のために議論しておるわけございまして、こちらからとやかく言うわけではない、そう思いまして調整はいたしませんでした。そして皆さん方が、一言一言が町のため、地域住民のため少しでも豊になるように、そして議論しているわけでございます。もちろん町長も住民のためを思って頑張っておるわけございませ

て、これから私たちは来年に向けて立場を超え、また、考え方を超えて一致団結しながら上富良野を少しでもよくするように頑張っていきたいと思うわけでありませう。

また、健康が何よりでございますので、来年に向けて頑張りたい、そのためには健康に留意して来年を迎えたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

閉会宣告

議長（中川一男君） これにて、平成16年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時10分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年12月21日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 村 上 和 子

署名議員 長 谷 川 徳 行